

令和6年6月

指宿市議会会議録

第2回定例会

指宿市議会会議録目次

令和6年第2回市議会定例会

会期日程	1
------------	---

5月31日

議事日程	3
本日の会議に付した事件	5
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定による出席者	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
報告第1号～報告第5号、議案第61号～議案第95号一括上程	7
提案理由説明	7
報告第1号～報告第5号（質疑）	18
議案第61号～議案第65号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）	19
議案第66号～議案第84号（質疑、委員会付託省略、表決）	21
議案第85号～議案第95号（質疑、委員会付託）	22
新たに受理した請願及び陳情上程（委員会付託）	22
散 会	22

6月19日

議事日程	24
本日の会議に付した事件	24
出席議員	24
欠席議員	24
地方自治法第121条の規定による出席者	24
職務のため出席した事務局職員	25
開 議	26
会議録署名議員の指名	26
一般質問	26
松 下 知 恵 議員	26

1. 窓口業務について	
2. ペット同行避難所について	
3. コロナワクチンについて	
東 勝 義 議員	38
1. 副市長の選任と副市長の初心について	
2. 教育長の任命と教育長の初心について	
3. 危険空き家について	
新宮領 実 議員	53
1. なのはな館について	
2. 観光施策について	
3. 介護保険制度について	
4. 文化財保護について	
5. 戦没者慰霊碑について	
6. 空き地・空き家問題について	
新川床 金 春 議員	73
1. 人口減少対策について	
2. 指宿温泉まちづくり公社への関与について	
3. 稼げる観光地づくりについて	
延 会	87

6月20日

議事日程	88
本日の会議に付した事件	88
出席議員	88
欠席議員	88
地方自治法第121条の規定による出席者	88
職務のため出席した事務局職員	89
開 議	90
会議録署名議員の指名	90
東勝義議員の発言取消申出の件	90
一般質問	90
高 田 チヨ子 議員	90
1. 子育て支援について	
2. ごみ収集について	

3. 在宅介護について	
4. 医療用ウィッグについて	
前之園 正 和 議員	102
1. 学校給食費の無償化について	
2. ファミリーシップ制度の導入について	
3. 子ども食堂の現状と支援について	
吉 村 重 則 議員	112
1. 不登校問題について	
2. たまて箱温泉について	
3. 学校施設の廃校後の利活用について	
4. レジャーセンターかいもんについて	
田 中 健 一 議員	127
1. 災害・事故への対応について	
散 会	135

6月28日

議事日程	137
本日の会議に付した事件	138
出席議員	138
欠席議員	138
地方自治法第121条の規定による出席者	138
職務のため出席した事務局職員	138
開 議	139
会議録署名議員の指名	139
議案第85号（委員長報告，質疑，討論，表決）	139
議案第86号～議案第89号（委員長報告，質疑，討論，表決）	140
議案第90号～議案第92号（委員長報告，質疑，討論，表決）	142
議案第93号（委員長報告，質疑，討論，表決）	145
議案第94号及び議案第95号（委員長報告，質疑，討論，表決）	150
審査を終了した請願及び陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）	151
議案第96号上程	156
提案理由説明	156
議案第96号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	158
意見書案第1号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	158

議員派遣の件	159
閉議及び閉会	159
参考資料	
意見書第 1 号	161
議員派遣書	162

第 2 回 定 例 会

令和 6 年 6 月議会

令和6年第2回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 29日間（5月31日～6月28日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
5月31日	金	本会議	・会期の決定 ・報告第1号～報告第5号，議案第61号～議案第95号一括上程 (議案説明) ・報告第1号～報告第5号（質疑） ・議案第61号～議案第65号 (質疑，委員会付託省略，討論，表決) ・議案第66号～議案第84号（質疑，委員会付託省略，表決） ・議案第85号～議案第95号（質疑，委員会付託） ・新たに受理した請願及び陳情上程（委員会付託）
6月1日	土	休 会	
2日	日	〃	
3日	月	〃	一般質問の通告限（12時）
4日	火	〃	
5日	水	〃	総務水道委員会（10時開会）
6日	木	〃	文教厚生委員会（10時開会）
7日	金	〃	産業建設委員会（10時開会）
8日	土	〃	
9日	日	〃	
10日	月	〃	
11日	火	〃	
12日	水	〃	
13日	木	〃	
14日	金	〃	
15日	土	〃	
16日	日	〃	
17日	月	〃	
18日	火	〃	
19日	水	本会議	・一般質問
20日	木	〃	・東勝義議員の発言取消申出の件 ・一般質問
21日	金	休 会	
22日	土	〃	

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
23日	日	休 会	
24日	月	〃	
25日	火	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
26日	水	〃	
27日	木	〃	
28日	金	本会議	・ 議案第85号～議案第95号 （委員長報告，質疑，討論，表決） ・ 審査を終了した請願及び陳情 （委員長報告，質疑，討論，表決） ・ 議案第96号上程 （議案説明，質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・ 意見書案第 1 号上程 （説明・質疑・委員会付託等省略，表決） ・ 議員派遣の件

第 2 回 定 例 会

令和 6 年 5 月 31 日

(第 1 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

令和6年5月31日 午前10時00分 開議

～～

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第1号 令和5年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 報告第2号 令和5年度指宿市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第5 報告第3号 令和5年度指宿市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第6 報告第4号 令和5年度指宿市公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第7 報告第5号 令和5年度指宿市温泉供給事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第8 議案第61号 指宿市税条例及び指宿市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 議案第62号 指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 議案第63号 令和6年度指宿市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 議案第64号 令和6年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 議案第65号 令和6年度指宿市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 議案第66号 農業委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第67号 農業委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第68号 農業委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第69号 農業委員会委員の任命について
- 日程第17 議案第70号 農業委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第71号 農業委員会委員の任命について

- 日程第19 議案第72号 農業委員会委員の任命について
- 日程第20 議案第73号 農業委員会委員の任命について
- 日程第21 議案第74号 農業委員会委員の任命について
- 日程第22 議案第75号 農業委員会委員の任命について
- 日程第23 議案第76号 農業委員会委員の任命について
- 日程第24 議案第77号 農業委員会委員の任命について
- 日程第25 議案第78号 農業委員会委員の任命について
- 日程第26 議案第79号 農業委員会委員の任命について
- 日程第27 議案第80号 農業委員会委員の任命について
- 日程第28 議案第81号 農業委員会委員の任命について
- 日程第29 議案第82号 農業委員会委員の任命について
- 日程第30 議案第83号 農業委員会委員の任命について
- 日程第31 議案第84号 農業委員会委員の任命について
- 日程第32 議案第85号 指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について
- 日程第33 議案第86号 指宿市税条例の一部改正について
- 日程第34 議案第87号 指宿市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第35 議案第88号 指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第36 議案第89号 指宿市立学校設置条例の一部改正について
- 日程第37 議案第90号 指宿市天然砂むし温泉施設条例の一部改正について
- 日程第38 議案第91号 指宿市山川砂むし保養施設条例の一部改正について
- 日程第39 議案第92号 指宿市体育施設条例の一部改正について
- 日程第40 議案第93号 令和6年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第41 議案第94号 令和6年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第42 議案第95号 令和6年度指宿市温泉供給事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第43 新たに受理した請願及び陳情上程
 - 請願第1号 義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択に関する請願書
 - 請願第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、

2025年度政府予算に係る意見書採択に関する請願書

陳情第3号 現行の健康保険証の存続に関する陳情書

陳情第4号 「ヘルシーランド露天風呂第2泉源替掘等」に関する陳情書

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員

2 番 議 員	松 下 知 恵	3 番 議 員	山 本 敏 勝
4 番 議 員	前 原 五 男	5 番 議 員	東 勝 義
6 番 議 員	西 田 義 哲	7 番 議 員	新宮領 實
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	田 中 健 一
10 番 議 員	吉 村 重 則	11 番 議 員	東 伸 行
12 番 議 員	井 元 伸 明	13 番 議 員	新川床 金 春
14 番 議 員	福 永 徳 郎	15 番 議 員	高 田 チヨ子
16 番 議 員	前之園 正 和	17 番 議 員	下川床 泉
18 番 議 員	西 森 三 義		

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	黒 永 英 樹
教 育 長	田之上 典 昭	総 務 部 長	渡 部 徹 也
市民生活部長	富 永 敏 尚	健康福祉部長	出 島 雅 彦
産業振興部長	鴨 崎 一 郎	農 政 部 長	内 村 喜代志
建 設 部 長	高 田 博 憲	教 育 部 長	紺 屋 聖 一
総 務 課 長	濱 上 和 也	人事秘書課長	木 下 英 城
企画政策課長	東 忠 孝	財 政 課 長	上 村 圭一郎
水 道 課 長	湯ノ口 繁 生		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局 長	池 水 拓 也	主幹兼調査管理係長	下 川 裕 一
主幹兼議事係長	川 畑 裕 二	議 事 係 主 査	古 川 浩 仁

△ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（西森三義） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和6年第2回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（西森三義） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、新宮領實議員及び恒吉太吾議員を指名いたします。

△ 会期の決定

○議長（西森三義） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月28日までの29日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月28日までの29日間と決定いたしました。

△ 報告第1号～報告第5号、議案第61号～議案第95号一括上程

○議長（西森三義） 次は、日程第3、報告第1号、令和5年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、から、日程第42、議案第95号、令和6年度指宿市温泉供給事業会計補正予算（第1号）について、までの40議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（打越明司） 提案理由の説明の前に、先の定例会以降に実施いたしました主な行事等につきまして、報告をさせていただきます。

まず、4月の15日に地域全体の稼ぐ力を高めるために、内閣府などから観光カリスマとして認定をされている山田桂一郎氏の指宿市地域総合プロデューサー就任式を行いました。山田氏には、これまで指宿市の地域DMOであるいぶすき観光デザインが中心となって取り組む地域マネジメントの体制づくりなどにおいて御助言をいただいているほか、観光関係事業者向けのセミナーなどでも講師を務めていただいています。指宿市観光ビジョン関連施策や地域経営のために必要な助言などをいただきながら、本市の地域資源を生かした持続可能な

稼げる観光地づくりに官民一体となって取り組んでまいります。

次に、往年の名車・旧車を展示する九州オールドカーフェスタ in 指宿かいもんを、4月21日にかいもん山麓ふれあい公園で開催しました。天気が心配されましたけれども、開始前まで降っていた強い雨も次第に回復し、遠くは北海道からエントリーをいただくなど、会場には130台の車と3千人ほどの多くの来場者で賑わいました。

次に、指宿に夏の訪れを告げるアロハ宣言セレモニーを、4月29日になのはな館で開催しました。また、昨年に引き続き、遊ば海フェスタいぶすきも指宿港で開催し、クルージングや新鮮な海産物の振る舞いなどが行われ、多くの人で賑わいました。10月までアロハの装いで、アロハなまち指宿、レトロピカル指宿を全国にPRしてまいりたいと思います。

次に、スポーツ産業における本市の交流・関係人口の拡大や知名度向上、スポーツを通じた地域活性化を目的として、5月1日に指宿市で初めてとなるプロジェクトマネージャーの委嘱状交付を行いました。今回委嘱した鈴木太樹さんには、まず地域に溶け込んでいただき、これまでの技能や経験などを生かして、今までの視点にない新たな角度・切り口から、地域の浮揚策を見出していただくことを期待をしています。

5月13日に、株式会社芙蓉商事へ企業版ふるさと納税感謝状贈呈式を行いました。株式会社芙蓉商事は、令和5年度に寄附をくださっており、市の地方創生に関する取組として、たまた箱温泉一帯のリニューアル事業に活用させていただいています。地域づくりの推進、地方創生をはじめとした様々な政策を実現するため、今後も引き続き、ふるさと納税はもちろん、企業版ふるさと納税にも力を入れていきたいと思っています。

新型コロナウイルス感染症が、昨年5月に5類に引き下げられてから1年が経過しました。メディア等で、ゴールデンウィークにおける県内のあらゆる観光地やイベントなどで多くの人出があったとの報道がなされておりますが、本市においても砂楽やたまた箱温泉、唐船峡そうめん流しなど、昨年を上回る入込み数となりました。昨年に引き続き、私自身も唐船峡そうめん流しのボランティアに従事しましたが、開店前から家族連れなど多くの方で長蛇の列となり、談笑しながら楽しそうに食事をする姿にたくさんの元気をもらうことができました。

今後も、山川みなと祭りやフラフェスティバル、かいもん夏祭り、指宿温泉祭など、様々なイベントが開催される予定であり、6月30日には市民会館において、鹿児島交響楽団指宿市特別演奏会ファミリーコンサートが開催される予定であります。また、8月には、いぶすきシルバー美術展も開催する予定ですが、今年度は千歳市との姉妹都市盟約30周年を記念して、千歳市民も参加予定となっています。市といたしましても、様々なイベントを市民と一緒に盛上げて、多くの方々に楽しんでもいただき、まちを元気づけてまいりたいと考えておりますので、これからも皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、今次、第2回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、繰越明許費等の報

告に関する案件5件、条例の専決処分の承認を求める案件2件、補正予算の専決処分の承認を求める案件3件、人事に関する案件19件、条例に関する案件8件、補正予算に関する案件3件の計40件であります。補正予算に関する3件につきましては、一般会計において、歳入歳出予算の総額に4億1,788万6千円を追加し、あわせて、公共下水道事業会計において、収益的支出500万円及び資本的支出25万8千円を、温泉供給事業会計においては、資本的支出600万円を追加しようとするものであります。

それでは、私のほうから、本日提出いたしました40件の議案につきまして、提案理由の御説明をいたします。

まず、報告第1号、令和5年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、であります。

本案は、令和5年度指宿市一般会計補正予算において定めた繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製いたしましたので、これを報告するものであります。

次は、報告第2号、令和5年度指宿市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、報告第3号、令和5年度指宿市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、報告第4号、令和5年度指宿市公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について、及び、報告第5号、令和5年度指宿市温泉供給事業会計予算繰越計算書の報告について、の4議案であります。

これらの案は、令和5年度指宿市水道事業会計予算、令和5年度指宿市公共下水道事業会計予算及び令和5年度指宿市温泉供給事業会計予算において定めた事業について、地方公営企業法第26条第3項の規定により繰越計算書を調製し、また、令和5年度指宿市公共下水道事業会計予算において定めた事業について、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、継続費繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものであります。

次は、議案第63号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、及び、議案第64号、令和6年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

これらの補正予算は、国の税制改革に伴う所得税及び住民税の定額減税の実施並びに物価高騰に伴う低所得世帯支援事業の実施に伴う総合行政システム改修に係る委託料など876万6千円、国民健康保険被保険者証の廃止に伴う総合行政システム改修に係る委託料77万3千円であります。急を要しましたことから、令和6年4月1日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第65号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

この補正予算は、4月15日の大雨により農道などが罹災したことに伴う災害復旧に係る委

託料696万1千円であります。急を要しましたことから、令和6年4月19日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第66号から議案第84号、農業委員会委員の任命について、であります。

これらの案は、指宿市農業委員会の委員19名が令和6年7月19日をもって任期満了となりますことから、次の者を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。委員の任命に当たりましては、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関すること、そのほか、農業委員会の所掌する事項に関して、その職務を適切に行うことができる者を任命することとされており、提案いたします委員につきましては、これらの要件を満たしているものであります。また、過半数を認定農業者等が占めること、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者を1名以上含むこと、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮することとされており、これらの要件も満たしているところであります。

なお、農業委員会委員定数が19名でありますことから、議案第66号から議案第84号までを一括し、議案番号及び氏名のみを申し上げます。

議案第66号、滝下真弥子氏。議案第67号、下高原誠氏。議案第68号、池田由美子氏。議案第69号、西村久則氏。議案第70号、松木茂久氏。議案第71号、西川路利広氏。議案第72号、生川裕也氏。議案第73号、濱田保氏。議案第74号、石嶺義孝氏。議案第75号、内菌光弘氏。議案第76号、徳留幸信氏。議案第77号、西山昭二氏。議案第78号、下川道孝氏。議案第79号、井手康則氏。議案第80号、福ヶ迫義隆氏。議案第81号、前田真津美氏。議案第82号、田代繁樹氏。議案第83号、小荒田大樹氏。最後に、議案第84号、税田祐子氏。以上、19名となります。

なお、新たな農業委員の任期につきましては、令和6年7月20日から令和9年7月19日までの3年間となっております。

何とぞ、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

このほかの議案や詳細な事業内容等につきましては、関係部長等に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○総務部長（渡部徹也） それでは、命によりまして、総務部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

まず、報告第1号、令和5年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、であります。

2ページを御覧ください。

繰越の理由につきましては、繰越明許費の設定時点で御説明をしておりますので、割愛を

させていただきます。また、繰越計算書において、繰越明許費設定時の金額より翌年度へ繰り越す金額が減額となった事業につきましては、繰越予定の事業のうち、年度内に支出があったことなどに伴い翌年度へ繰り越す金額が減額となったものが主でありますので、説明は割愛させていただきます。

それでは、繰越計算書の翌年度繰越額の欄に数字が記載されていない、繰り越さなかった事業について御説明申し上げます。

款6商工費、項1商工費、事業名、道の駅いぶすき事業につきましては、年度内に事業が完了しましたことから、繰越しを行わなかったものであります。

次は、提出議案の33ページを御覧ください。

議案第63号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の令和6年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ876万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を268億3,576万6千円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出から御説明いたしますので、13ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目2職員総務費、節12委託料52万2千円の補正につきましては、国の税制改革による所得税の定額減税の実施に伴う職員給与システムの改修に係る委託料を計上したものであります。

同じく、項2徴税費、目2賦課徴収費、節12委託料143万9千円の補正につきましては、国の税制改革による住民税の定額減税の実施に伴う総合行政システムの改修に係る委託料を計上したものであります。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節1報酬から節12委託料までの合計680万5千円の補正につきましては、物価高騰に伴う低所得世帯支援事業において、令和6年度新たに非課税若しくは均等割のみ課税となった世帯を対象に、1世帯当たり10万円、子ども加算として18歳以下の子ども1人当たり5万円を支給するための総合行政システムの改修に係る委託料等を計上したものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款15国庫支出金824万4千円の補正につきましては、説明欄にお示しの国庫補助金であります。

款19繰入金52万2千円の補正につきましては、財政調整基金からの繰入金であります。

次は、提出議案の37ページを御覧ください。

議案第65号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の令和6年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ696万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を268億4,272万7千円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出から御説明いたしますので、13ページを御覧ください。あわせて、お配りしております、令和6年4月15日大雨による災害復旧費に関する参考資料に、罹災した施設名と罹災状況、被害額及び補正対応等の内訳を掲載しておりますので、そちらも併せて御覧ください。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費、節12委託料696万1千円の補正につきましては、4月15日の大雨に伴う農道等の災害復旧に係る委託料を計上したものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款19繰入金696万1千円の補正につきましては、財政調整基金からの繰入金であります。

次は、提出議案の58ページを御覧ください。

議案第85号、指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令が施行されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、外国人に対する生活保護事務におけるマイナンバーの利用について、今回、当該事務が準法定事務として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に規定されたことにより、市条例への規定が不要となったことから、当該事務に係る規定を削除するものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日を規定しているところであります。

次は、提出議案の77ページを御覧ください。

議案第93号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、であります。

別冊の令和6年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億1,788万6千円を追加して、歳入歳出予算の総額を272億6,061万3千円にしようとするものであります。

第2条で、地方債の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第2表、地方債補正でお示しのとおり、限度額を変更するものであります。

なお、今回の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要24ページから25ページに記載しておりますので、併せて御参照いただき、以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

す。

○市民生活部長（富永敏尚） それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案につきまして、御説明申し上げます。

提出議案の13ページを御覧ください。

議案第61号、指宿市税条例及び指宿市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、特に緊急を要し、本年4月1日に施行する必要があります指宿市税条例等につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、15ページを御覧ください。

まず、第1条の指宿市税条例の一部改正について、であります。市民税関係につきまして、1点目は、令和6年能登半島地震災害により受けた資産の損失の金額について、納税者の選択により、令和5年において生じた損失の金額として、雑損控除の適用ができるよう特例規定について新設を行うものであります。

2点目は、次の16ページの下段部分からになりますが、納税者の合計所得金額が1,805万円以下の方を対象に、令和6年度個人市民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の定額減税が行われることに伴い、条項の新設を行うとともに、課税の特例措置について、読替規定を追加するものであります。

次は、24ページになります。

固定資産税関係につきましては、課税標準の特例措置、いわゆるわがまち特例につきまして、再生可能エネルギーの発電設備等に対する規定を新設するとともに、字句の所要の改正を行うものであります。

次に、第2条の指宿市都市計画税条例の一部改正について、であります。

27ページ中ほどからになります。

本条例につきましては、地方税法の改正に伴い、固定資産税の改正と同様に、わがまち特例の追加及び条項の整理を行うものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日等を規定しているところであります。

次は、提出議案の30ページを御覧ください。

議案第62号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、特に緊急を要し、本年4月1日に施行する必要があります指宿市国民健康保険税条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、32ページを御覧ください。

国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、現行の22万円から2万円引上げ24万円とし、また、低所得者に対する5割及び2割の減額措置に係る軽減判定所得の基準額を見直し、拡大するものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日等を規定しているところであります。

次は、提出議案の60ページを御覧ください。

議案第86号、指宿市税条例の一部改正について、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、61ページを御覧ください。

今回の改正は、公益信託制度改革による所得税法の規定の見直しに伴い、字句の整理及び削除を行うものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日等を規定しているところであります。

次は、提出議案の62ページを御覧ください。

議案第87号、指宿市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、奄美群島振興開発特別措置法第38条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、63ページを御覧ください。

今回の改正は、課税免除の対象となる資産の取得時期について、その適用期限を令和6年3月31日から3年間延長し、令和9年3月31日までとするものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日を規定しているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○健康福祉部長（出島雅彦） それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

提出議案の35ページを御覧ください。

議案第64号、令和6年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の令和6年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の17ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出にそれぞれ77万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を67億4,429万3千円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出から御説明いたしますので、26ページを御覧ください。

款1総務費，項1総務管理費，目1一般管理費，節12委託料77万3千円につきましては，国民健康保険被保険者証の廃止に伴う，総合行政システム改修に係る委託料を計上したものであります。

次は，歳入について御説明いたしますので，25ページを御覧ください。

款3県支出金，項1県補助金77万3千円につきましては，歳出で御説明しましたシステム改修費用に対する国からの特別調整交付金であります。

次は，提出議案の64ページを御覧ください。

議案第88号，指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について，であります。

本案は，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い，この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので，65ページを御覧ください。

保護命令制度の拡充及び保護命令違反の厳罰化に伴い，ひとり親家庭の定義及び医療費助成を受けることができる対象者に係る条項について，引用条項の整理を行うものであります。

なお，附則において，改正条例の施行期日を規定しているところであります。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○産業振興部長（鴨崎一郎） それでは，命によりまして，産業振興部所管の議案につきまして，御説明申し上げます。

提出議案の68ページを御覧ください。

議案第90号，指宿市天然砂むし温泉施設条例の一部改正について，であります。

本案は，使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づく使用料の改定及び料金制度の見直しのため，この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は，天然砂むし温泉施設の使用料を改定するとともに，新たにゴールデンウィーク期間等の特別期間の使用料の上限額を設定するものであります。また，料金制度について，新たに利用料金制を導入したいとするもので，詳細は議案の概要19ページから20ページにお示しのとおりであります。

なお，特別期間の使用料の適用については，公布の日から通常の使用料改定の適用については，令和6年10月1日からといたします。また，利用料金制への改定の適用については，令和7年4月1日からといたします。

次は，提出議案の72ページを御覧ください。

議案第91号，指宿市山川砂むし保養施設条例の一部改正について，であります。

本案は，使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき，この条例の所要の改正を

しようとするものであります。

改正の主な内容は、天然砂むし温泉施設同様、山川砂むし保養施設の使用料を改定するとともに、新たに特別期間の使用料の上限額を設定するものであります。また、近年利用が少ない各フリーパス券を廃止し、新たに浴場施設のみの料金を設定するもので、詳細は議案の概要21ページから22ページにお示しのとおりであります。

なお、施行日は、令和6年10月1日といたします。

次は、提出議案の75ページを御覧ください。

議案第92号、指宿市体育施設条例の一部改正について、であります。

本案は、指宿市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画により施設を集約し、公益財団法人B＆G財団からB＆G山川海洋センターを廃止することの承認を得たため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、B＆G山川海洋センターの3施設、体育館、プール、艇庫を廃止するものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日を規定しているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育部長（紺屋聖一） それでは、命によりまして、教育部所管の議案につきまして、御説明申し上げます。

提出議案の66ページを御覧ください。

議案第89号、指宿市立学校設置条例の一部改正について、であります。

本案は、西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画に基づき、中学校の学校規模の適正化及び生徒の教育環境の充実を図るため、西指宿中学校を廃止し、北指宿中学校に集約したいことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、西指宿中学校を廃止するものであります。

なお、附則において、施行期日は、令和9年4月1日から施行するものとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

水道課長（湯ノ口繁生） それでは、命によりまして、水道課所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

提出議案の5ページを御覧ください。

報告第2号、令和5年度指宿市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、であります。

本案は、地方公営企業法第26条第1項の規定による令和5年度指宿市水道事業会計予算建設改良費の繰越しについて、同条第3項の規定により報告するものであります。

6ページを御覧ください。

繰越しする事業は、お示しの大山児ヶ水線配水管布設替工事ほか4件に係る建設改良事業の計7,407万4千円で、他工区・他事業との調整、事業量の増に伴い不測の日数を要したため繰り越すものであります。

次は、提出議案の7ページを御覧ください。

報告第3号、令和5年度指宿市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、であります。

本案は、地方公営企業法第26条第1項の規定による令和5年度指宿市公共下水道事業会計予算建設改良費の繰越しについて、同条第3項の規定により報告するものであります。

8ページを御覧ください。

繰越しする事業は、お示しの下水管渠再構築工事ほか4件に係る建設改良事業の計7,182万円で、計画の見直し、資材調達、事業量の増に伴い、不測の日数を要したため繰り越すものであります。

次は、提出議案の9ページを御覧ください。

報告第4号、令和5年度指宿市公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について、であります。

本案は、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により令和5年度指宿市公共下水道事業会計予算の継続費繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものであります。

10ページを御覧ください。

継続費につきましては、お示しのとおり下水道施設（ストックマネジメント）事業に係る建設改良事業の3億8,263万円を通次繰越するものであります。

次は、提出議案の11ページを御覧ください。

報告第5号、令和5年度指宿市温泉供給事業会計予算繰越計算書の報告について、であります。

本案は、地方公営企業法第26条第1項の規定による令和5年度指宿市温泉供給事業会計予算建設改良費の繰越しについて、同条第3項の規定により報告するものであります。

12ページを御覧ください。

繰越しする事業は、お示しの摺ヶ浜地区配湯管新設工事ほか1件に係る建設改良事業の計772万2千円で、他施設との調整、業務量の増に伴い、不測の日数を要したため繰り越すものであります。

次は、提出議案の78ページを御覧ください。

議案第94号、令和6年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の令和6年度指宿市公営企業会計補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款公共下水道事業費用の第1項営業費用を500万円増額し、公共下水道事業費用を7億5,257万8千円に、営業費用を7億1,723万5千円にしようとするものであります。支出の内訳につきましては、令和3年3月に策定しました公共下水道事業の経営戦略を今年度中に見直す必要があることから、業務委託費を計上するものであります。

第3条におきまして、予算第4条に定めた資本的収入及び支出のうち、支出に係る第1款公共下水道事業資本的支出の第1項建設改良費を25万8千円増額し、公共下水道事業資本的支出を5億2,194万1千円に、建設改良費を1億7,334万7千円にしようとするものであります。支出の内訳につきましては、公共下水道の配管が布設されている土地を取得するため、土地購入費を増額するものであります。

第4条におきまして、令和4年度から污水施設の老朽化対策を目的として下水道施設再構築事業を実施しておりますが、今回、継続費の総額と年割額を変更するものであります。

なお、7ページ以降に実施計画などの説明書を添付してありますので参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の79ページを御覧ください。

議案第95号、令和6年度指宿市温泉供給事業会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の令和6年度指宿市公営企業会計補正予算書の17ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第4条に定めた資本的収入及び支出のうち、支出に係る第1款温泉供給事業資本的支出の第1項建設改良費を600万円増額し、温泉供給事業資本的支出を1,036万5千円に、建設改良費を600万円にしようとするものであります。支出の内訳につきましては、元湯泉源の湯湯管の一部が腐食し、破損しているため、取替えに係る修繕費を計上するものであります。

なお、21ページ以降に実施計画などの説明書を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時59分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 報告第1号～報告第5号（質疑）

○議長（西森三義） これより、質疑に入ります。

まず、報告第1号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号は終了いたしました。

次に、報告第2号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号は終了いたしました。

次に、報告第3号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号は終了いたしました。

次に、報告第4号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第4号は終了いたしました。

次に、報告第5号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第5号は終了いたしました。

△ 議案第61号～議案第65号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（西森三義） 次に、議案第61号から議案第65号までの5議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第61号から議案第65号までの5議案は、会議規則第

37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第61号から議案第65号までの5議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○16番議員（前之園正和） 議案第62号及び議案第64号に対して、それぞれ反対の討論を行います。

まず、62号、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を22万円から24万円にしようとする内容が含まれております。保険料は、制度創設以来、2年おきに値上げが繰り返され、一方で、国庫負担割合は減らし、被保険者は大変な思いをしています。現役世代が賄う支援金も増加してきています。今回、その限度額を引き上げる内容が含まれております。75歳という年齢で区切って、お年寄りを苦しめる後期高齢者制度そのものに反対する立場から、本議案に反対をいたします。

次に、64号であります。政府は、マイナンバーカードは申請に基づくものだから取得する義務はないとしながら、これまでの被保険者証は廃止し、強制的にマイナ保険証だけにしようとしています。マイナ保険証の4月の利用率は、厚労省の発表によれば6.56%だったということです。マイナ保険証は国民に受け入れられていない、望まれてもいない。ましてや、マイナ保険証一本化を求めてもいません。これまでどおり紙の保険証を残してほしいというのが国民、市民の声です。よって、紙の保険証を廃止するためのシステム改修に掛かる経費が含まれている本議案には反対をいたします。

○議長（西森三義） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第61号、議案第63号及び議案第65号の3議案を一括して採決いたします。

3議案は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第61号、議案第63号及び議案第65号の3議案は、承認することに決定いたし

ました。

次に、議案第62号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、を採決いたします。

御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子ボタン押下〕

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第62号は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第64号、令和6年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、を採決いたします。

御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子ボタン押下〕

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第64号は、承認することに決定いたしました。

△ 議案第66号～議案第84号（質疑、委員会付託省略、表決）

○議長（西森三義） 次に、議案第66号から議案第84号までの19議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第66号から議案第84号までの19議案は、会議規則第

37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 御意議なしと認めます。

よって、議案第66号から議案第84号までの19議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第66号から議案第84号までの19議案を一括して採決いたします。

19議案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第66号から議案第84号までの19議案は、同意することに決定いたしました。

△ 議案第85号～議案第95号（質疑、委員会付託）

○議長（西森三義） 次に、議案第85号から議案第95号までの11議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第93号を除く10議案については、お手元に配布しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第93号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

△ 新たに受理した請願及び陳情上程（委員会付託）

○議長（西森三義） 次は、日程第43、新たに受理した請願及び陳情を議題といたします。

新たに受理した請願2件及び陳情2件については、お手元に配布の請願文書表及び陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

いずれも、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

△ 散 会

○議長（西森三義） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時11分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 西 森 三 義

議 員 新宮領 實

議 員 恒 吉 太 吾

第 2 回 定 例 会

令和 6 年 6 月 19 日

(第 2 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

令和6年6月19日 午前10時00分 開議

〜〜

1. 議事日程

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員

2 番 議 員	松 下 知 恵	3 番 議 員	山 本 敏 勝
4 番 議 員	前 原 五 男	5 番 議 員	東 勝 義
6 番 議 員	西 田 義 哲	7 番 議 員	新宮領 實
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	田 中 健 一
10 番 議 員	吉 村 重 則	11 番 議 員	東 伸 行
12 番 議 員	井 元 伸 明	13 番 議 員	新川床 金 春
14 番 議 員	福 永 徳 郎	15 番 議 員	高 田 チヨ子
16 番 議 員	前之園 正 和	17 番 議 員	下川床 泉
18 番 議 員	西 森 三 義		

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	黒 永 英 樹
教 育 長	田之上 典 昭	総 務 部 長	渡 部 徹 也
市民生活部長	富 永 敏 尚	健康福祉部長	出 島 雅 彦
産業振興部長	鴨 崎 一 郎	農 政 部 長	内 村 喜代志
建 設 部 長	高 田 博 憲	教 育 部 長	紺 屋 聖 一
総 務 課 長	濱 上 和 也	人事秘書課長	木 下 英 城

企画政策課長	東 忠 孝	デジタル戦略課長	大岩本 幸 司
危機管理課長	打 越 貴 人	財 政 課 長	上 村 圭一郎
環境政策課長	安 留 和 信	国保介護課長	大牟禮 伸 英
健康増進課長	渡 部 晃 子	観 光 課 長	山 下 浩 二
観光施設管理課長	園 田 浩一郎	農 政 課 長	前 蘭 洋 一
土 木 課 長	東 恵 一	都市・海岸整備課長	窪 田 浩一郎
学校教育課長	船 間 秀 仁	生涯学習課長	上 蘭 浩 司
農業委員会事務局長	小 吉 建 治		

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	池 水 拓 也	主幹兼調査管理係長	下 川 裕 一
主幹兼議事係長	川 畑 裕 二	議 事 係 主 査	古 川 浩 仁

△ 開 議

午前10時00分

○議長（西森三義） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（西森三義） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、田中健一議員及び吉村重則議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（西森三義） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、松下知恵議員。

○2番議員（松下知恵） おはようございます。2番、幸福実現党、松下知恵です。副市長、教育長が代わり、執行部も新体制となったこの6月議会において、トップバッターで一般質問をさせていただきます。市民の皆様の目線で今回も質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

ゴールデンウィーク明けの5月8日、9日、10日の3日間、総務水道委員会は、佐賀県の武雄市、山口県光市、周南市に所管事務調査に行つてまいりました。武雄市では、窓口業務の民間委託について、光市では、ペット同行避難所について、周南市では、公共施設再配置の取組について、それぞれ視察し、多くの学びや刺激を得ました。各市の取組をそのまま指宿市に持ってくるというのは難しいまでも、何か一つ工夫して取り入れることができればと思います。

そこで、それらに関連して質問をいたします。

一つ目は、窓口業務についてです。武雄市は、この窓口業務を令和3年から民間に委託し、経費や人員の削減、また、市民の方々の満足度も上がっているとのことでした。今、1期目ということで、課題や改善点なども多々あるようですが、これらを改善しながらますます発展していくことだろうと思われます。本市におきましても、市役所に行かない、市役所で迷わない、市役所で待たない、市役所で書かないをコンセプトに、窓口業務改善のモデル事業を本年度4月より実施しております。その自治体フロントヤード改革モデルプロジェクトとはどのようなモデル事業なのか、お伺いいたします。

二つ目が、ペット同行避難所についてです。光市では、令和3年度に、通常の避難所とは独立した専用のペット同行避難所を設置しました。学校跡地と隣接する公園を活用したペット専用の避難所で、飼い主は学校跡地の施設、ペットは公園施設内の冷暖房設備を備えたユ

ニットハウス内に避難させ、公園内ではペットと散歩ができるようになっていました。今日まで大きな災害はありませんが、実際に避難した市民の声として、ペットがいてもためらわずに避難をすることを決められたなど、肯定的な意見が多かったようです。本市にもそのような避難所があればと思い、提案させていただくものであります。まずは、ペット同行の避難所について、本市の状況をお伺いいたします。

最後、三つ目は、コロナワクチンについてです。3月16日の読売新聞では、令和5年以降のワクチン接種は2割程度と報道がありました。周囲を見ましても、ワクチンも回数を重ねるたび接種する方が減ってきているように見受けられますが、そんな中、今年の4月以降はワクチンの自己負担が始まりました。昨年秋、今回まではただだから受けるけど、お金が掛かるようになったらもう受けないという声もあちこちで聞かれました。自己負担が発生するようになると、ますます接種する方が減ってくるのではと懸念されます。2024年3月10日時点で、昨年秋開始のワクチン接種率は全国では22.5%、65歳以上で53.3%ですが、本市の昨年秋以降のワクチンの接種率はどのくらいであったか、全体と65歳以上についてお聞きいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

○市長（打越明司） おはようございます。松下議員からフロントヤード改革についての御質問がありました。一般的には、自治体の業務といたしましては、フロントヤードと呼ばれる市民の方々が届出や申請書等の書類を提出し、受付をする窓口業務と、それをバックヤードと呼ばれる、受付した書類をシステム等に入力し処理をするといった業務に分かれます。今年度、取り組む自治体のフロントヤードの改革モデルプロジェクトとは、フロントヤードと呼ばれる住民との接点部分である届出や申請などの受付を行う窓口業務について、デジタル技術を活用して改善を図ろうとする国のモデル事業というものになります。例えば、市民が市役所に行かなくて済む、市役所で迷わなくて済む、市役所で待たなくて済む、市役所で書かなくて済むといった窓口の実現に向けて、各自治体が創意工夫をしながらデジタル技術を様々な場面で活用することで、市民の方々にとって便利になったと実感をしていただけるような取組になってまいります。また、自治体においては、業務が効率的にできるようになる、そうした取組にもなろうかと考えているところであります。

他の質問については、担当の職員から答弁をさせたいと思います。

○健康福祉部長（出島雅彦） 新型コロナワクチンの接種状況についての御質問でございます。

新型コロナワクチン接種につきましては、令和5年9月20日から令和6年3月末まで、生後6か月以上の全ての市民を対象に、令和5年秋開始接種を実施いたしました。令和5年秋開始接種の接種率は、令和6年3月31日現在で、市全体で24.7%、65歳以上につきましては44.6%となっております。なお、新型コロナワクチン接種につきましては、令和3年5月から令和6年3月末まで予防接種法に基づく特例臨時接種として実施したところですが、令和6年度からは、

65歳以上の方と60歳から64歳の特定の基礎疾患を持った方を対象とした定期接種に変更になるところでございます。

○危機管理課長（打越貴人） 本市におけるペット同伴者の避難状況でございますが、令和4年の台風14号が接近した際は、県内全域へ特別警報が発令され、多くの避難者が想定されたため、急遽、旧利永小学校をペット同伴者用の避難所として開設いたしました。旧利永小学校には1世帯の避難があったほか、ふれあいプラザなのはな館に2世帯、開聞総合体育館に1世帯の避難があり、それぞれ受入れを行ったところであります。また、令和5年台風6号が接近した際は、なのはな館に1世帯が避難され、受入れを行っております。

○2番議員（松下知恵） これより2回目以降の質問をさせていただきます。

先ほど、自治体フロントヤード改革モデルプロジェクトについて詳しく説明いただき、ありがとうございました。今回の事業は、総務省の募集に約50自治体が手を挙げ、12自治体選ばれ、全国自治体の中でモデル事業となっておりますが、指宿市が採択された理由をどのように捉えているのでしょうか、伺いいたします。

○デジタル戦略課長（大岩本幸司） 今回の事業につきましては、総務省の募集に対して全国53の自治体が応募し、本市を含む12自治体が採択されております。本市においては、人口規模が1万から5万人規模の自治体枠で採択されているところです。具体的な採択理由は示されておりませんが、今回提案した実施計画等において、大きな予算をかけずに職員が自走できる範囲で、着実に進めようとする取組が一定程度の評価を受けたものと考えております。

○2番議員（松下知恵） では、指宿市が提案した取組の特徴というものはどういったものか、教えてください。

○デジタル戦略課長（大岩本幸司） 本市の取組の特徴としましては、国が運営しているぴったりサービスというオンラインの申請サービスを利用し、スマートフォンやパソコンを使って、いつでもどこからでも届出や申請ができる手続数を増やし、併せてぴったりサービスを利用できるタブレットを窓口に配置することで、書かない窓口としても利用できる取組となっております。これらの取組により、窓口業務の全体的なサービス向上と市民の利便性向上を図ろうとするものであります。

○2番議員（松下知恵） では、そのぴったりサービスとはいったいどのようなものなのでしょうか、伺いいたします。

○デジタル戦略課長（大岩本幸司） ぴったりサービスとは、国が運用するインターネットを利用して、自分に合った申請サービスの検索が可能なシステムで、自治体への各種申請等の手続をパソコンやスマートフォンから、いつでもどこからでも行うことができるものになります。ぴったりサービスを利用することで、市役所に行かなくて済む、行かない窓口を目指そうとするものであります。なお、ぴったりサービスについては国が運用をしており、運用に係る費用負担は発生いたしません。

○2番議員（松下知恵） 今、答弁にありました、行かない窓口としてコンビニ交付サービスが考えられますが、全国的にあまり利用されていないようであります。指宿市はどのような状況なのでしょう、お伺いいたします。

○デジタル戦略課長（大岩本幸司） 本市においては、令和5年3月から、全国のコンビニエンスストア等において、マイナンバーカードを利用することで住民票の写しなどの証明書の交付が受けられるコンビニ交付サービスを開始しております。令和5年度においては、住民票の写しや税の証明など、コンビニ交付サービスでの発行が可能な証明書のうち、約13.5%がコンビニ交付サービスより発行されております。コンビニ交付サービスの利用状況が全国的に低調な要因としましては、操作方法が分からない、コンビニ交付サービス自体を知らないといった要因が多いようで、本市でも同様な状況ではないかと考えております。

○2番議員（松下知恵） ただいまの答弁にもありましたように、コンビニ交付サービスの利用状況が低調なのは、操作方法が分からない、コンビニ交付サービス自体を知らないといった要因が多いそうですが、これらを改善するためにどのような対処法を考えていらっしゃるのでしょうか。市役所の窓口で、コンビニ交付サービスと同じような操作で証明書を受け取れるものがあるようですが、武雄市において、このシステムが窓口にもあり、民間に委託された窓口業務の職員の方が丁寧に指導していただき、次からは自分でコンビニでも操作できるようになったと利用者から高評価を得ているようではありますが、本市で検討されたことはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○デジタル戦略課長（大岩本幸司） 市では、今回、フロントヤード改革の一環として、市役所各庁舎の窓口において、楽々窓口証明書交付サービスの導入を予定しております。こちらは、窓口に来られた方がコンビニ交付と同様の画面で操作をすることができ、次回以降、店舗でのコンビニ交付サービスの利用を促す効果があると期待しているところです。

○2番議員（松下知恵） 初めての試みになると、私のような者は新しい機械に触れるのさえ不安に感じるものです。そこで、武雄市のように面倒くさがらず、丁寧に使い方など指導してくださることをお願いいたします。

このモデル事業は、マイナンバーカードありきの対応のように感じられますが、マイナンバーカードをお持ちでない方への対応、また、デジタルに不慣れな高齢者等への対応はどうするのでしょうか、お伺いいたします。

○デジタル戦略課長（大岩本幸司） 今回のフロントヤード改革事業において、市民が市役所に行かなくて済む、市役所で迷わなくて済む、市役所で待たなくて済む、市役所で書かなくて済むといった窓口の実現に向けて取組を進めているところです。これらの取組を進めることで、窓口来庁者に対する相談対応を充実させ、持続可能な行政サービスの提供を目指してまいります。マイナンバーカードをお持ちでない方やデジタルに不慣れな方への対応につきましては、市民の方が窓口で困ることがないように、関係課と協議し、丁寧に対応してまいります。

す。

○2番議員（松下知恵） では次に、導入の効果について伺いたいします。武雄市では、窓口業務を民間に委託することにより、年間1,000万円の経費削減と、人員も窓口5人の削減となり、市民課職員数も全体で4人の削減になったそうですが、今回、事業を実施することでどのような効果が考えられるのでしょうか、伺いたいします。

○デジタル戦略課長（大岩本幸司） 今回の事業に取り組むことで、オンライン申請の手続が広がり、わざわざ市役所に行かなくてもよくなり、24時間いつでも申請できるといった住民サービスの利便性の向上が考えられます。あわせて、オンラインを利用した申請者が増えていくことで、来庁する方が少なくなり、窓口にて申請する方の待ち時間が減少するという効果が見込まれるところです。また、住民異動に関する窓口手続の一部では、1度読み込んだ情報を各申請書へコピーするといった取組も検討中で、これについては何度も同じことを書かなくてよくなり、手続にかかる時間や手間が減少するといった効果が見込まれます。

○2番議員（松下知恵） 今回の事業で窓口にシステムを導入することにより、紙の業務と併用になり、職員の業務負担が増えるのではないのでしょうか、伺いたいします。

○デジタル戦略課長（大岩本幸司） 今回のモデル事業では、全ての手続をデジタル化するものではないことから、御指摘のとおり、紙とデータの両方の管理が必要になるケースも考えられます。しかしながら、データで受け付けたものについては、改めてシステムに入力するといった作業が不要となることから、作業時間の削減や入力漏れ、入力誤りの減少といった効果が見込まれます。フロントヤード改革における窓口業務の一連の流れについては、関係課と協議しながら、業務負担が増えることのないよう進めてまいります。

○2番議員（松下知恵） 新しいシステムを導入したことにより、職員の方々の、無駄など言ったら少し語弊があるかもしれませんが、仕事量が増えたということのないように注視していただければと思います。

それでは次に、職員の研修について、お尋ねいたします。私の知人が住民票請求のため窓口に行った際、窓口で立っているのに誰も気付いてくれないし、その後の対応もあまり良くなかったそうで、私に苦情がありました。市役所に来られる方々に対する窓口での対応について、研修や朝礼を通じて接遇向上に取り組んでほしいと思いますが、いかがでしょうか、伺いたいします。

○人事秘書課長（木下英城） 市役所は頻繁に訪れる場所ではございませんので、緊張や不安な気持ちを持って来庁される方がいらっしゃるかと思います。そのため、職員はそういった不安を少しでも和らげ、安心して窓口にお越しいただけるよう努めなければなりません、職員の不適切な対応により不快な思いをされたとのことで、まずはお詫びを申し上げます。来庁者に対し、廊下ですれ違う際の職員からの挨拶や、どの窓口に行けばいいのか分からなくて迷っていらっしゃる時に声を掛けるなど、これまでも研修等を通じて接遇の向上に努め

ているところではございますが、今回、御指摘をいただきましたことを踏まえ、改めてこれらの取組を充実させてまいります。

○2番議員（松下知恵） 今、答弁がありました。今後、充実させる取組とは具体的にはどのようなことを想定しているのでしょうか、お尋ねいたします。

○人事秘書課長（木下英城） 窓口などで応対をする際には、第一印象が大切であり、まずは笑顔で挨拶をすることが1番だと考えております。研修の実施も大切なことですが、まずは、挨拶や言葉遣いなど、朝礼等を活用して職員同士で確認をし合ったり、管理職から声掛けをするなど、すぐにできることを職場の中で実践していこうと、早速その取組を始めたところでございます。今後とも、市民の方々に寄り添っていける市役所であるよう努めてまいります。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。武雄市が窓口業務を民間に委託して、来庁者が挨拶、言葉遣い、説明の分かりやすさなどを挙げ、7割の方が満足しているとのことでした。民間の事業者であれば、そういう接遇の研修を受け、怠りなく訓練されていると思われます。しかし、ただいまの答弁にもありましたように、職員お一人お一人の心掛け一つだと感じております。そこで、以前、営業の仕事に携わっていた私から、職員の方々へ理想の挨拶を伝授いたしたいと思います。挨拶のあ、明るく。挨拶のい、いつも。挨拶のさ、先に。挨拶のつ、伝わるように。是非、この理想の挨拶を心掛けていただきたいと思います。一人一人が変われば、きっと市役所も変わっていくと思います。まずは自分からと提案させていただいて、次の質問へ入ります。

令和6年5月15日、会計検査院の報告において、地方公共団体におけるマイナンバーを利用した情報照会の実績が低いということでしたが、マイナンバーを利用した情報照会とはどのようなものなのでしょうか、お伺いいたします。

○デジタル戦略課長（大岩本幸司） マイナンバー制度における情報照会とは、専用のネットワークシステムにより、マイナンバーを利用して、行政手続に必要な個人情報を行政機関同士がやりとりするものです。例えば、年金や福祉関係の申請の際に、市民が窓口で提出しなければならない書類を情報照会により確認することで、書類の提出が省略されるなど、市民の利便性の向上と業務の効率化が図られるものとなっております。

○2番議員（松下知恵） 指宿市のマイナンバーを利用した情報照会の実績を教えてください。

○デジタル戦略課長（大岩本幸司） 本市におけるマイナンバーを利用した情報照会の実績は、令和5年度において6,563件の情報照会を行っているところであります。

○2番議員（松下知恵） 今後のマイナンバーを利用した情報照会について、どのように対応するのでしょうか、お伺いいたします。

○デジタル戦略課長（大岩本幸司） 今回、会計検査院が行った検査結果を見ますと、デジタル庁は、マイナンバー情報照会が十分に活用されるよう主導していくこと。また、所管府省庁

はデジタル庁と連携して情報照会の実施状況を把握し、地方公共団体における問題の解決に資する適切な助言等を行うこととされております。今後、自治体に対して国からの通知があると思いますので、国の動向を注視しながら対応をしてまいります。

○2番議員（松下知恵） 所管事務調査から帰ってきて、指宿市のモデル事業に思いを巡らせているときに、このマイナンバー情報照会のニュースが入ってきました。マイナンバー制度の大きな目的の一つとして、行政運営の効率化とマイナンバー法第1条に明記されています。ここが本当に果たしているか検証されたわけです。正しく本市がモデル事業として取り組もうとしているところです。検証の結果、全国では情報照会できる手続の4割近くが利用されてなかったということでした。その理由として、添付書類を提出してもらったほうが効率的14.6%、業務フローの見直しやマニュアル作成が未了11.3%が主な理由として挙げられました。4月よりマイナンバーカードありきで始まったこの本市のモデル事業、どんな状況なのか知りたくて質問させていただきました。丁寧な答弁をありがとうございました。私は、デジタル技術の進歩そのものは生活を便利にする面があり、全てを否定するものではありません。ただ、高齢者や障害者の方々の中には、マイナンバーカードは持っていて、持っているだけでそれ以上の利用はしていない、若しくは利用はしたくないなどの声も聞かれます。そもそもマイナンバーカードを作りたくない、持ちたくないという方もいらっしゃると思います。そういう中で、このモデル事業が市民にとってどれだけ受け入れられていくかはこれからだと考えます。まず1番は、市民に喜んでいただけることではないでしょうか。市民の税金で給料をもらっているなら、税金を払っている市民が主役です。市民の立場に立って、市民の方々が本当に便利になった、ありがとうと言ってくれるように努力していただきたいと思います。職員が自分たちの便利さや都合を優先してはいないかという、常にそういう厳しいチェックの目を持って進めていっていただきたいと考えます。また、災害時や有事の際は、通信障害や停電の発生により、容易に利用できなくなるというデメリットも忘れてはいけないのではと考えます。先ほどの挨拶ではありませんが、どんなに便利さを追求し、機械類は発達しても、人の温もりは残してほしいと願います。その上で、どこにも真似できない指宿らしい、砂むし温泉のようにじわじわと温かい指宿モデルを作っていっていただきたいと思っています。そして、これからどこに視察に行っても、これ指宿モデルじゃんと言えるように、また、全国のあちこちの自治体から指宿モデルを学びたいと視察に来てくださるよう、この指宿モデルが成功して全国に広がっていくと信じています。少し長くなりましたが、これで窓口業務についての質問を終わります。

それでは、ペット同行避難所について、2回目以降の質問に入ります。先ほどの答弁をお伺いして、本市でもペットの避難を受け入れた実績があることを知り、うれしく思いました。では次に、ペットの飼養スペースについて質問いたします。光市では、冷暖房設備を備えたユニットハウス内にケージ置き用の棚を設け、飼い主がケージに入れて同伴させたペッ

トを避難させるようになっていました。本市では、ペット同伴の避難者を受け入れた際、ペットはどのように受け入れたのか、お伺いいたします。

○危機管理課長（打越貴人） なのはな館においては、施設が大きく、会議室も複数あり、飼い主とペットと一緒に避難できるスペースを確保できたことから、同じスペースに受入れを行ったところですが、そのほかの避難所では、スペースに限りもあったことから、ペットにつきましては、飼い主の方とは別に、会議室や廊下、ロビーなどの一角にケージ置き場のスペースを設け、そこで受け入れたところですが、

○2番議員（松下知恵） ふれあいプラザなのはな館では飼い主とペットを同じスペースで受け入れ、他の施設では飼い主とペットとスペースを分けて受け入れたとのことでしたが、ペットも家族の一員で同じスペースにいたいという声も聞かれます。避難者とペットが同じスペースで避難できる避難所を増やす考えはないのでしょうか、お伺いいたします。

○危機管理課長（打越貴人） 避難所にはいろいろな方が避難され、中にはアレルギーをお持ちの方や、ペットの種類によってはその動物が苦手な方、鳴き声が気になるという方もおられます。スペースに限りのある避難所では、そのような方々への配慮も必要なことから、飼い主とペットが同じ場所で避難できる避難場所を増やしていくことは難しい面もあるところです。一方で、ペットを飼われている方にとっては、ペットは家族同然の存在であり、飼い主の不安を和らげ、癒しになるとも伺っております。そうしたことから、ペット同伴の方もできるだけ御自宅から近い場所に安心して避難していただけるよう、なのはな館に加え、山川地域は山川庁舎に、開聞地域は開聞総合体育館に、ペットをゲージに入れた状態であれば飼い主と一緒に避難できるスペースを確保し、受入れができるように準備を進めているところです。

○2番議員（松下知恵） 全国に先駆けての取組ですね。ありがたいことだと思います。光市でも、ペット同行ではなく同伴でという要望も多く聞かれたそうです。ペットを飼われている方にとっては朗報だと思いますが、ペットも一緒に避難できるって知らなかったというようなことのないよう、情報の周知について質問させていただきます。光市では、ペット同行避難所について、広報紙のほか、SNS、イベント等でのチラシ配布などをしています。本市では一部避難所で受入れをされているようですが、知らない方が多いと思われます。周知はしているのでしょうか、お伺いいたします。

○危機管理課長（打越貴人） 現在、市のホームページで、ペットと一緒に避難する際の注意事項として、普段からのしつけの大切さや予防注射の接種、ノミやダニなどの駆除、飼い主の表記と、日頃からもしもの際に備えていただくよう呼びかけを行っております。ペット同伴の避難所につきましては、準備ができ次第、市のホームページや公式LINEなどで広くお知らせしてまいります。

○2番議員（松下知恵） ペットがいることで避難をためらっている方もたくさんいらっしゃる

と思います。日頃からペットと避難できる避難所を周知してもらえたら、ペットを飼われている方も安心して避難することができると思いますので、周知の徹底をしていただきたいと思います。と思いますが、どうですか。

○危機管理課長（打越貴人） ペット同伴の方も安心して避難していただけるよう、現在、指宿、山川、開聞地域にそれぞれ1か所ずつペット同伴の避難所を開設する方向で、施設の選定や施設管理者との調整など、準備を進めているところであります。なるべく早くペット同伴の避難所を確保し、市のホームページや公式LINE等で広くお知らせしたいと考えております。

○2番議員（松下知恵） よろしくお願ひいたします。

次に、身体障害者補助犬同伴時の対応についてお伺ひいたします。身体に障害のある方々はどうしても1番近い避難所に避難されると思いますが、そういった場合、身体障害者の方などの補助犬はペット同伴以外の施設では受け入れてくださらないのでしょうか、お伺ひいたします。

○危機管理課長（打越貴人） 身体障害者補助犬法で定められた補助犬につきましては、公共施設、公共交通機関のほか、不特定の方が利用する施設を利用する際、施設管理者は身体障害者補助犬との同伴を拒んではならないと定めておりますので、避難所での同伴は可能です。ペット同伴の避難所以外に身体障害者の方が補助犬と一緒に避難された場合は、御本人のほか、他の避難者に対しても配慮し、避難スペースを個別に確保するなど、スムーズに受け入れられるよう対応したいと思います。

○2番議員（松下知恵） よろしくお願ひいたします。

それでは、最後の質問に入ります。使わなくなった施設の利活用についてお伺ひいたします。山口県周南市では、公共施設再配置の取組を、市民との話し合いを重ね、綿密な計画を立てて行っていました。ここでは詳しく取り上げませんが、例えば学校跡地などは最もその地域の方々が集まりやすく、避難しやすい場所だと思いますが、旧利永小学校などはペット同行避難所として利活用はできないのでしょうか。お伺ひいたします。

○危機管理課長（打越貴人） ペット専用避難所があれば、ペットを飼われている方々も安心して避難ができることは十分理解するところであります。以前、旧利永小学校をペット同伴者用の避難所として活用した経緯もありますが、施設管理者が常駐していないため、避難所として開設する準備に時間を要したところであります。迅速な対応が難しいところです。やはり日頃から利用されている公共施設のほうが避難所としては避難される方にとっても良いのではなかろうかと考えております。また、旧利永小学校跡地につきましては、今後も民間事業者への貸付けを基本に利活用策を模索していく方向でもあります。そうしたことも踏まえ、また、できるだけ御自宅から近い場所に避難ができるよう、なのはな館、山川庁舎、開聞総合体育館をペット同伴の避難所として開設する方向で準備を進めておりますので、御理

解を賜りますようお願いいたします。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。旧利永小学校はペット同行避難所としては活用する予定はないにしても、現在、市民が最も利用しやすいほかの場所でペット同伴避難所の準備中ということを知り、本当にうれしかったです。ありがとうございます。ただ、ペットを飼っている方々も、市にお願いばかりでなく、先ほどの答弁にもありましたように、最低限のルールとして、ペットと一緒に避難する際の注意事項をしっかりと守っていただけるようお願いいたしまして、ペット同行避難所についての質問を終わります。

次に、コロナワクチンについて、2回目以降の質問をさせていただきます。先ほどの答弁にありました特例臨時接種と定期接種の違いについて説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○健康増進課長（渡部晃子） 特例臨時接種及び定期接種は、どちらも予防接種法に基づく予防接種です。特例臨時接種は、感染症による死亡者や重症者をできる限り減らすため、まん延防止上、緊急の必要があると認めるときに、厚生労働大臣の指示の下、都道府県又は市町村が行う臨時の接種のことです。一方、定期接種は、予防接種法で接種することが勧められているもので、市町村長が行います。定期接種には、集団予防や重篤な疾病の予防に重点を置き、接種を受ける努力義務があるA類疾病と、個人予防に重点を置いた努力義務のないB類疾病の2種類があります。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。では次に、本市のワクチン接種に係る費用負担について伺います。全国でワクチン1,500万回分以上が廃棄されたと新聞に掲載されていました。国が公表しているワクチン代は1万1,600円、単純計算しても1,740億円が捨てられたことになります。今年の4月以降は自己負担が発生するとのことで、先ほども申し上げましたとおり、自己負担が発生するようになれば、ますます受ける人は減っていくのではないのでしょうか。そうすると、残ってしまったワクチンはどうなるのでしょうか。市が負担することになるのでしょうかと心配しております。そこで、指宿市のワクチン廃棄量と廃棄費用について伺います。指宿市のワクチン廃棄量は何回分だったのでしょうか。また、廃棄に要した費用は幾らだったのでしょうか、伺います。

○健康増進課長（渡部晃子） 本市が保管していた新型コロナワクチンにつきましては、特例臨時接種終了後の令和6年4月に医療用廃棄物として専門業者に委託し、廃棄しております。廃棄量は2,435回分、廃棄に係る委託料は4万6,649円となっております。なお、ワクチンについては、国が一括購入して市町村に配送したもので、ワクチンの廃棄委託料は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費として全額国庫補助となっております。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。では、今年度以降のワクチン処分について伺います。令和6年度以降、市民の費用負担が発生するとなると、ワクチンの確保に関わる費用や廃棄するための費用を市が負担することになるのでしょうか。在庫を抱えた場

合、管理や費用が大変なのではないでしょうか、お伺いいたします。

○健康増進課長（渡部晃子） 特例臨時接種において使用した新型コロナワクチンは、国から配送されたものを市が保管し、接種医療機関へ随時配送しておりましたが、令和6年度からの定期接種化に合わせて、ワクチンは市場で流通しますので、ほかの予防接種と同様、接種医療機関が各々必要な量を調達することになります。このため、市がワクチンを保管する必要はなく、保管や処分に係る市の費用負担は発生しないところです。

○2番議員（松下知恵） ただいまの答弁をお聞きして、保管や処分に係る市の費用負担は発生しないということで、心から安心いたしました。

ワクチン接種の費用について、定期接種の対象者の自己負担の金額、定期接種対象者以外のワクチン接種費用について教えていただきたいと思います。

○健康増進課長（渡部晃子） 国の積算による新型コロナワクチンの接種費用は、1回当たり1万5,300円程度とされています。このうち定期接種の対象者につきましては、国の助成8,300円と市の助成3千円を差し引いた4千円が自己負担となる見込みです。また、定期接種の対象者以外の方につきましては、全額自己負担となります。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。

令和6年度の接種の流れについてお伺いいたします。ワクチンを受けたい場合はどうしたらよいのでしょうか、お伺いいたします。

○健康増進課長（渡部晃子） 定期接種は年に1回、秋・冬の接種となりますので、対象者には季節性インフルエンザと同時期の9月下旬に個別に予診票を送付いたします。接種を希望する方は、接種医療機関に事前予約をした上で接種をしていただくことになります。一方、定期接種の対象者以外の方につきましては、市から予診票を発行しませんので、医療機関に事前予約をしていただき、医療機関に備え付けの予診票を使用して接種していただくことになります。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。

では、最後にワクチン接種による健康被害についてお伺いいたします。コロナワクチン接種後、体調不良を起こしたり、亡くなったという話を聞くこともあります。コロナ感染症が流行する前と比べて死亡数が9%増加したとの新聞報道もありました。ワクチン接種との因果関係は分かりませんが、家族は受けさせないほうがよかったのかなと気に病んでいる方もいらっしゃると思います。ワクチン接種との関連がはっきりすれば、家族の気持ちも和らぐのではないかと思います。そこで、指宿市の2022年の死亡数についてお伺いいたします。2022年の全国の死亡数は156万8,961人、前年の143万9,856人より12万9,105人、8.9%増加していると新聞にありましたが、指宿市の2022年の死亡数はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○健康増進課長（渡部晃子） 鹿児島県人口動態調査による本市の令和2年以降の死亡数は、令

和2年632人，令和3年602人，令和4年703人となっております。前年比の増減率では，令和元年7.5%，令和2年マイナス2.0%，令和3年マイナス4.8%，令和4年16.8%となっております。

○2番議員（松下知恵） 令和4年，2022年は本市においても少し増加しているのですね。市独自の調査について，お伺いいたします。コロナワクチン接種後，体調不良を起こしたり死亡したりした方がいると聞くことがありますが，そういう方々の気持ちを少しでも和らげるために，ワクチン接種との関連について，市独自で調査を行うことはできないのでしょうか，お伺いいたします。

○健康増進課長（渡部晃子） 一般的に，ワクチン接種では副反応による健康被害が極めて稀にあり，なくすことができないことから救済制度が設けられています。新型コロナワクチンを含め，予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合，その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは救済が設けられています。令和6年3月31日までに新型コロナワクチンの接種を受け，健康被害が生じた場合は，予防接種健康被害救済制度の対象になります。市では，この予防接種健康被害救済制度に沿って手続を進めていくため，市独自での調査は行っておりません。

○2番議員（松下知恵） それでは，予防接種健康被害救済制度の手続の方法についてお伺いいたします。予防接種健康被害救済制度の利用を希望する場合，どのような手続をすればよいのでしょうか，お伺いいたします。

○健康増進課長（渡部晃子） 手続の方法は，請求者が申請に必要な書類，接種証明や体調不良で診療を受けた際のカルテなどをそろえて市に提出していただき，市で予防接種健康被害調査委員会を開催。県を経由して厚生労働省へ進達し，厚生労働省の疾病・障害認定審査会で審査を行うこととなります。なお，疾病の程度が通常起こりうる副反応の範囲内であると認定された場合，申請は否認され，救済が受けられない場合もあります。また，新型コロナワクチンは，接種日や定期接種か否かによって，対象となる救済制度が異なります。まずはコロナワクチンとの関連について，かかりつけのお医者さんや接種した医療機関に御相談いただくことをお勧めします。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。1人で抱えて悩まず，何かしら不安のある方はかかりつけ医や接種した医療機関にまず相談をするということですね。詳しく答弁していただきありがとうございました。

これで私のコロナワクチンの質問を終わります。

今回の所管事務調査では，本来の目的の視察以外にも，武雄市の庁舎内を案内していただき，17時15分以降も会議室など市民に開放していることをお聞きしたり，光市では今年3月に完成したばかりの防災庁舎も見学させていただいたりしました。今日は質問いたしませんでしたが，周南市の公共施設再配置の取組も，指宿市においても喫緊の課題であると再認識

させていただきました。その中でも、鳥栖から武雄に向かう車窓の外に、佐賀平野に広がる黄金色の麦畑。聞けば、大麦と小麦を作っていて、大麦は日本一の生産量で、主にビールの原料になるそうです。温暖な気候条件を生かした米との二毛作だそうです。黄金色の麦畑に感動しながら、ここにも一生懸命生きている人たちがいて、その方々が豊かに幸せに暮らせるよう、また一生懸命努力している方々がいらっしゃるんだと、所管事務調査に行かせていただき、改めて感じました。ここにいらっしゃる市長をはじめ執行部の方々も、そして議員の方々も、きっと同じ気持ちであろうと思います。私も、常に市民の立場に立って指宿市の幸せのため、発展のために努力してまいりたいと思います。貴重な視察をさせていただいたことに感謝して、私の一般質問を終わります。

○議長（西森三義） 残時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東勝義議員。

○5番議員（東勝義） おはようございます。5番、東勝義です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

黒永英樹副市長、田之上典昭教育長、ようこそ、薩摩半島最南端に位置するすばらしい自然と豊かな資源を有する指宿へお越しくださいまして、指宿市民一同、大歓迎させていただきます。また、我々市議会も、お二人の選任並びに任命に全員一致をもって同意させていただきました。早くも3か月が過ぎようとしておりますが、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素の定例会の場での発言の機会がありませんので、本日は、お二人の人となりを存分に語っていただきたいと思います、質問させていただきます。

まずは、市長、黒永副市長と田之上教育長を選任及び任命した理由についてお聞かせください。許されることならば、ここに至るまでの経緯やエピソード、さらにお二人に期待していることや託したいことなどありましたら語っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、これまで何回となく質問してきました空き地、空き家に関する質問です。他自治体の取組や実態などを挙げて質問させていただき、指宿市は、他自治体の見本となるようなレベルまで空き地、空き家に対する対策や助成金、補助金、条例など整備していただきましたことに対して、この場をお借りして心から感謝申し上げます。ありがとうございます。ただ、特定空き家と言われる倒壊しそうな危険空き家についてはなかなか進んでいないようですので、そこで、市民の生命財産を守るためにも、倒壊しそうな危険空き家について、今後、どのように対処していくお考えか、お答えください。

以上で、1回目の質問といたします。よろしくお願いいたします。

○市長（打越明司） 東議員から、今回、選任をいたしました副市長並びに教育長について、その任命の理由や経緯等についてのお尋ねがありました。改めて、このお二人については、3月の議会におきまして、議員の皆さんから御同意を賜りましたことについては、この場を借りて改めて御礼を申し上げる次第であります。

まず、黒永副市長であります。平成8年に鹿児島県の職員として採用され、様々な部署を経て、最近では商工労働水産部、暮らし保険福祉部において、民間における働き方改革の促進、女性や障害者などの就職支援、県の組織体制の整備など、県民のために尽力されてきた行政経験豊かな人物であります。このように、これまで28年間にわたって県職員として培ってきた様々な知識、経験があること。そして、私も本人と面談をし、いろいろと懇談をいたしました。この人物であれば、県政全般を広い視点で見ながら培ってきた知識と経験を存分に生かして、本市が喫緊に取り組むべき様々な課題にスピード感を持って積極的に取り組んでもらえることを感じたところであります。加えて、これまでのこの職務の中での経験上、昨年9月に策定をした経営改善計画に掲げる職員数の適正な管理、あるいはその職員数に見合った配置、組織体制の在り方などについて、この改善計画の実現に向けて的確な助言を得られるのではないかと非常に期待をしているところであります。

次に、教育長の任命についてであります。田之上教育長は指宿高校、鹿児島大学教育学部卒業後、昭和59年に小学校教諭に採用され、昭和62年から高校教諭として教鞭を執ってこられました。令和4年3月に定年退職をされるまでは、学校教育においては公立高校の教頭及び校長を歴任するとともに、教育行政については県総合体育センター所長を務めた人物でもあります。このような経歴から見ますと、前の教育長もそうでしたけども、地元の高校も出ておまして、地元の様子や環境、あるいは子供たちの教育の環境というのにも十分な理解もあるというふうに考えております。このような教育分野での豊富な知識や経験、そして、副市長と同じように私も面談をいたしましたけれども、これは田之上教育長だけではありませんけれども、両人ともですね、非常に性格が私と違ひまして、非常に穏やかで人のお話を大変よく聴く、非常にこう柔軟な姿勢でいろんなことに対応してくれるのではないかなというふうに思ったところであります。こういった状況の中で、本市が喫緊に取り組むべき様々な教育行政に関する課題が出てくる中で、スピード感を持ってしっかりと対応していただけるものだと確信に至って提案をさせていただいたということでもあります。

他の質問については、担当職員から説明をさせていただきます。

○危機管理課長（打越貴人） 市では、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、令和2年4月に指宿市空き家等対策計画を策定し、今後の取組方針等を定めました。また、本年1月には、指宿市空き家等の適正管理に関する条例を新たに定めたところです。本市では、現在、法律、条例に基づき、危険空き家の所有者等に対し、危険空き家の写真も添えまして、

安全確保のためにも早急に適切な管理を行うよう、文書による指導・助言を行っているところです。

○5番議員（東勝義） ありがとうございます。まず、副市長についてであります。副市長、もしよければ、もしよければというよりも質問ですが、指宿市に対して、どのようなイメージ、どういう感覚で来たのか、持って赴任されたのか、お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○副市長（黒永英樹） 指宿市は、砂むし温泉をはじめといたしました豊富な温泉、あるいは池田湖や開聞岳、長崎鼻や知林ヶ島など多くの観光資源にも恵まれておりまして、やはり県を代表する観光地であると改めて認識をしたところでございます。また、日本一の生産量を誇りますオクラが市内の至るところで作付けされているなど、農業も盛んなまちであるというふうに感じております。これまで、市内の観光地や飲食店などに出かけたり、あるいはオールドカーフェスタや山川みなと祭り、フラフェスティバルなどのイベントにも参加をさせていただきました。これらのイベントを通じまして、多くの来場者が楽しんでいる様子を直接拝見することができ、地域の盛り上がりを実感いたしました。それから、いぶすき菜の花マラソンは、指宿市民の沿道での声援や振る舞いを楽しみに、毎年多くのリピーターが参加をしているということを伺っておりますし、高校生やボランティアの方々などが行っておりまして観光特急指宿のたまて箱への旗振りなども含めまして、お客様に対しますおもてなしの心も指宿市の魅力でありまして、県全体にとっても大きな財産であるというふうに感じているところでございます。

○5番議員（東勝義） ありがとうございます。私のふるさと、我々のふるさと指宿市をそう言ってもらってほんとに助かります。ありがとうございます。ただ、この指宿に今3か月ぐらい住んでもらいまして、なんかこの点がちょっと改善した方がいいんじゃないかという点があればちょっとお聞かせ願いたいと思いますが。失礼でなければお聞かせください。よろしくお願いします。

○副市長（黒永英樹） 今、改善すべき点はどこかといったような御趣旨かと思えますけれども、まだ何せ3か月经たない状況でございますので、まだこの場でここはどうかといったようなところ、コメントできるような状況ではまだないというところでございますけれども、いずれにしても、今、副市長という立場でこの市政、様々な課題ありますけれども、こちらに取り組んでおりますので、その職務を通じて何か改善できるところがないか、そういった視点でもって取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○5番議員（東勝義） まだ3か月ということではなかなか厳しいと思いますが、今、市役所職員の働き方とか行動を見て、ちょっと県職員とはちょっと違うなという部分があるのか、それとも、県職員についてこういう動きだったけど市役所職員もこういう点を見習ってほしいなという点があればお聞かせください。よろしくお願いします。

○副市長（黒永英樹） 県の業務につきましては、市町村や国との調整や、あるいは制度の創設、あるいは市町村への支援などが主でございます。一方、市町村の業務は、国や県の業務に関連いたします事業運営や業務執行などに加えて、市町村独自の様々な住民サービスを展開することが主でございます。分野において程度の差はありますが、県と比べますと市民の方と直接接する場面が多い、あるいはまた市民との距離が近い、こういったことが特徴としては挙げられます。着任以降、まだ3か月足らずでございますけれども、これまで職員から様々な件につきまして説明を受けたり、あるいは協議を行ってきた中で、市の職員に対しましては非常に意欲的であり、また真面目で着実であるといったような印象を持っているところでございます。

○5番議員（東勝義） お褒めいただいた職員の方々はうれしく思っていると思いますが、私としては、一応、職員提案制度っていうのを市長にもお願いして、職員の方々のアイデアとか改革心というものを取り入れてほしいということをお願いしているところですが、今回は、6年度はないということですが、副市長の立場で、この県の職員の方々がこういうアイデアとか職員提案制度っていうのがあったのかなかったのか。また、この職員提案制度について御自身の考えをお聞かせくだされば助かります。よろしくお願いします。

○副市長（黒永英樹） まず、この職員提案制度でございますけれども、これまでも議員におかれては、この職員提案制度の実施といったようなものを様々提言されていらっしゃるということはお伺いしております。県での制度ですけれども、昨年度、市が提案制度を行いましたけれども、それと類するものかどうかはちょっと別といたしまして、やはり職員からその日々の業務を通じました改善であるとか、そういったものを、提案を受け付けるといったような運用がなされているところでございます。この職員提案でございますけれども、市民サービスの向上につながります業務の効率化、あるいは事務の改善につきましては、日頃から業務や職場環境に目を向け、改善できないかといったものを考え、行動することが必要であると考えております。職員自身やその職場が日々の業務の中で取り組める、そういった環境づくりが重要であるというふうに私自身は考えております。昨年度は、この指宿市役所におかれては、稼ぐ市役所職員提案制度といたしまして、御案内のように、公有財産の活用や広告関係、あるいは物品の販売などに関します250件を超える提案がありまして、このうち、海岸整備に伴う背後地の公園部分における協賛レンガの設置という提案を稼ぐ市役所大賞として選んだところでございます。今年度はその提案の事業化に向けた協議を重ねているところでございます。また、これまでも、職員提案制度によらず職員の自主的、自発的な効率化や改善活動が行われておりまして、その結果、例えば相談窓口におけますパーテーションの設置や、市民課窓口の発券機用モニターの設置、あるいは授乳室の整備など、様々な市民サービスの向上等が実現されているところでございます。今後とも、業務の効率化や事務改善につながります意見や提案が活発に行われる、そういう職場づくりに努めてまいりたいと

考えております。

○5番議員（東勝義） ありがとうございます。今、職員の方々でも、こう心が病んで病気がちになっていう方々がちょっといらっしゃるってことを聞きます。県の職員の方々もいらっしゃると思いますが、それについて、ケアの方々がいらっしゃると思いますが、それについて、市の職員の方々の働き方が意欲的だということではありますが、課自体、何々課自体のまとめた動きってというのは、副市長としてどう思っているのか、ちょっとお聞きしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○副市長（黒永英樹） 今、議員からありましたように、職員の健康問題、これは市もそうですし県もそうです。これは全国の自治体含めて、そういったところがございます。これにつきましては、どの自治体であっても、程度の差はあると思いますが、組織全体としてメンタルヘルスに取り組んでいるところでございます。具体的には、産業医の医師との面談でありますとか、あるいは保健師、あるいは臨床心理士、あるいはその相談を行う職員、カウンセラーなどを配置をして、随時、職員からの相談を受け付ける、そういった体制を整備したりというところがあるというふうに考えております。指宿市においても、例えば新規採用職員でありますとか、あるいは本人からの希望のあった職員などに対しまして、産業医の面談であるとか、そういった機会を用意して、メンタルヘルスの保全と言いますか、維持といったところに努めているところでございます。

○5番議員（東勝義） ありがとうございます。急な質問内容で、本当に適切に答えてくださりまして、本当にありがとうございます。今、市長が職員数の改善について、改革について、副市長を呼んだってという話がありました。今、指宿市でも、私も一般質問でさせていただいておりますが、職員数の見直し、また任用職員の数の見直しなどもお願いしておるところですが、副市長の立場として、これについてどういうお考えか、よろしくお願いします。

○副市長（黒永英樹） 職員数の見直しの観点でございますけれども、先ほど来、ありましたように、昨年9月に策定いたしました経営改善計画で長期的な目標といったものを定めてございます。基本的には、これに沿って職員数の在り方というものを目指していくということが基本でございます。ただ、職員数というのは、これは業務の量、あるいはその範囲含めて、こういったものとの裏返しでございます。御案内のように、行政需要というものは様々なものが日々複雑に出現してまいりますので、こういったところをよく見ながら、一方で業務の見直しも、やらなくていい業務ではないか、あるいは、これはここまで手を掛ける必要はないのではないか、そういったことも含めながらですね、スクラップアンドビルド、これを適切にやりながら、職員数の見直しを、市の経営改善計画に沿った方向性になるように、毎年毎年の見直しの中で努力をしてまいりたいと考えております。

○5番議員（東勝義） 本当にありがとうございます。本当に真面目な方だなと私も思うところです。これからですね、市長の補佐役として、指宿市のためにというか、市民のことを考え

ながら、市の行政を担っていくわけですが、自分としてはどこまで市長の右腕、私はこの前から市長の右腕を作ってくださいと常にお願ひしていました。ほんとに右腕として活躍できる人材ではないかと私も思いますので、これからどのようにしていくのか、何か意気込みでもあればお聞かせください。よろしくお願いします。

○副市長（黒永英樹） 打越市長は、就任にあたりまして、10年後、20年後を見据えて、将来が楽しみになるまちを目標といたしまして、ワンチーム、財政再建、住みやすいまち、稼げるまち、IT化と情報発信の5つのキーワードを公約に掲げられ、昨年9月には市の経営改善計画を策定し、これまで情熱とスピード感を持って市政運営に取り組んできておられます。新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられ、国内外からの人の動き、人の交流が活発化する中で、市民と一緒に様々なイベントなどを盛大に実施をし、まちの活気を取り戻してきている一方で、人口減少や少子高齢化に加えまして、物価高騰や人手不足等といった課題がございます。このような市政を取り巻く情勢の中にありまして、これまでの県職員としての経験を生かし、経営改善計画に沿った取組を進めながら、本市の将来を楽しみにして下さる方を1人でも多く増やすべく、産業振興やまちづくり、健康づくりなど各般の施策につきまして、打越市長の補佐役として精一杯取り組んでまいります。

○5番議員（東勝義） ありがとうございます。本当に申し訳ないですが、真摯に答えてくださりまして、本当にありがとうございます。

続きまして教育長ですが、教育長、お願いします。指宿に対してどのようなイメージを持って赴任されたのか、よろしくお願いします。

○教育長（田之上典昭） 東議員から、指宿市に対してどのようなイメージ、夢を持って赴任したかというような御質問だと思いますので、答弁をさせていただきます。私はこれまで主に高校教員として、またその間、教育行政職員や管理職として経験を積んでまいりました。今、指宿市に赴任して2か月余り、まだ不安なところが多いのは否めませんが、現在、地域の実情や学校の様子を実際に見たり、様々な関係の方々と協議を重ねることに努めているところでございます。市長からは、教育長就任に当たり、指宿に住む子供たちに自慢できる多くの場所や地域の行事など、そのすばらしさを直接感じてもらえる取組に挑戦し、これからの社会に貢献できる人材を育てる教育に努めてほしいと仰せつかっているところでございます。指宿市の教育大綱と教育振興基本計画にありますように、全ての子供たちが指宿に生まれ育ってよかったと思えるように、そして、ふるさとを大事にする教育の推進を図っていきたいと考えております。そこで、学校教育において大事にしたいことの第一に、学校は、まず子供たちにとって安全・安心な場所であればならないということがあります。いじめや不登校など、学校には多くの課題がありますが、子供たちを見守る体制づくりの更なる充実と継続を図っていきたいと考えております。第二に、知徳体、調和のとれた子供たちを育てていきたいという思いがあります。子供たちがこれから生きていく社会は、将来の予測が困

難と言われるような変化の激しい社会となることが予想されます。そのような時代であるからこそ、心豊かでたくましく生きる力を備えた子供たちを育てていかなければならないと考えているところです。そのためには、先生方が教え込む授業から、子供たちが主体的に自ら学ぶという学校教育の質の転換を図る必要があると考えております。第三に、なんと言っても、学校において子供たちの教育の最前線にいるのは先生方でありますので、先生方の資質の向上と互いに支え合う教職員集団の育成に努めていきたいと思っております。本市の先生方が自ら研鑽を積み、子供たちに夢を与えられるように、資質の向上を図り、育てていきたいというふうに考えております。また、学校長のリーダーシップの下、それぞれの学校の伝統を大切にして、風通しの良い職場、教職員同士支え合う職場づくりを心掛け、子供たち一人ひとりを大切にした教育を推進していくよう指導してまいります。これからの教育を取り巻く環境は複雑困難で様々な課題が山積しておりますが、指宿市の子供たちのために真正面から一つ一つ解決していけるよう、教育委員会職員と協力して取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

○5番議員（東勝義） ありがとうございます。いじめや不登校など、ほんと教育現場では様々な問題があります。教育長として、この不登校の児童が、今、増えているっていうのが指宿の実情なんですけど、この不登校の子供、児童生徒を増やさないための策というか、どういうことをしたらいいかなっていうことを考えていらっしゃればお伝えしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○教育長（田之上典昭） 東議員から、いじめや不登校など教育現場の様々な問題への対応について、御質問をいただきましたので、答弁をさせていただきます。学校現場においては、社会の急激な変化に伴い、様々な課題への対応が必要になってきております。いじめの認知件数や小中学校の不登校児童生徒数は全国的にも増加傾向にあり、本市においても、不登校児童生徒への対応などは生徒指導上の喫緊の課題であると捉えているところです。不安や悩みを抱え込んでいる児童生徒に対しては、私たち周囲の大人が子供たちのSOSを受け止め、関係機関等と連携し、きめ細やかな対応を行っていくことが必要であると考えております。そのために、学校では、児童生徒の困り感や背景等の問題をいち早く察知し、その状況に応じて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等と連携しながら、より適切な支援を早期に図るよう努めてまいります。指宿の子供たちが安心して学び、生活できる魅力ある学校づくりを推進し、児童生徒が行きたい学校、保護者が行かせたい学校、地域が支えてくれる学校づくりに努めてまいります。

○5番議員（東勝義） ありがとうございます。今、教職員の質の問題、それから数の問題っていうのが取り沙汰されておりますが、この質問にはなかったんですが、教育長として、この質の問題、数の問題っていうのがありますが、教育長は、前、現場におられたと思いますが、この教員の質について、また数についてどのようにお考えですか。急な質問で悪いんで

すが、あればよろしく願います。

○教育長（田之上典昭） 教員の数というか、教職を目指す方々が少なくなっているという現状があるというのが新聞等でも取り上げられておりますが、業務改善等で教職がブラックだというようなことが大きく取り上げられていることよりも、私自身は、教職の魅力をもっと発信をして、先生という職業の魅力について、これから教職を目指す、教職を目指してもらえよう学生諸君にアピールをしていきたいというふうに考えているところで、学校長の研修、教頭の研修でも、大きくマスコミで取り上げられている問題よりも、教職の魅力をもっともっと外へPRしていかなければならないというふうに考えているところです。それが上がる、目指すニーズが上がると質も自然に上がっていくのではないかと考えております。

○5番議員（東勝義） ありがとうございます。私も陸上を教えていまして、私の教え子が今回3人ぐらい教職を目指したいということで、今、研修を行っているところなんですが、その子供たちにもよく話をするんですが、昔と違うのは、親の対応が違うんじゃないかっていう。子供たち自体は変わらないんじゃないかなと、昔と今と。ただ、便利になった分、不便な分がありまして、やっぱり携帯っていうのがありまして、そこで子供が病んでいくんじゃないかなというのが私の見解なんです。今、支援学級、うちの孫の話になりますが、ちょっと支援が必要な子がいるんですが、今、支援学級が増えてきておりますが、教育長としてこの支援学級について、今後、どういうお考えなのか。増やすべきなのか、それとも支援学級としてやっぱり一体化していくのか、そういうかお考えがあればお聞かせください。

○教育長（田之上典昭） 特別支援学級については年々増加をしているということは承知しているところであります。増えている理由としては、保護者の方の理解が進んでいる、全体的な理解が進んでいるということで増えているということもあるのではないかと思います。今後、教育委員会としては、協議会等含めて保護者の意見をよく聴いて、学校等の意見を聴きまして、その対応については考えていきたいと思いますが、増やしていかなければならないということではないのではないかと思います。

○5番議員（東勝義） ありがとうございます。次に行きます。

中学校の部活動の地域移行について、スポーツ庁ができて、中学校の部活動から地域部活動っていうか地域のクラブ活動に移行しようとしておりますが、市の教育委員会として、クラブ活動の場所や移動手段、それとこれからの計画についてあればお聞かせください。よろしく願います。

○教育部長（紺屋聖一） 部活動の地域移行につきましては、令和5年度に学校教育課、スポーツ振興課、生涯学習課が事務局となり、学校関係者と地域スポーツ団体及び文化団体の皆様を委員とする指宿市地域部活動推進協議会を設置し、生徒にとって望ましい持続可能な部活動を目指して調査・検討を進めているところであります。今後は、地域の受け皿となる団体

の確認を行ったり、生徒、保護者向けの調査や部活動指導を行う教職員の兼職兼業に関する調査等を実施したりするなどして本市の実態を把握した上で、実情に応じた段階的な地域移行の整備を進めていく予定でございます。令和8年度までには、合同部活動などの地域連携や地域クラブへの地域移行の一部実施を行うなどして、当面の間は学校部活動と地域クラブによる活動を併存しながら運営を行っていく予定であります。

○5番議員（東勝義） ありがとうございます。ということは、今、学校の部活動ということで教職員が当たっている部分があります。教職によっては、部活動を推進したい、部活動を教えたいという方がいらっしゃる一方、この担当をしてくれって言われて担当している方がいらっしゃいますが、そういう、先生がしたい部活動を残す方向でいくのか、それとも全面的に先生方からその部活動を取り上げるのか、それについて計画はあるのかないのか、お聞かせください。

○教育部長（紺屋聖一） 地域クラブ活動における指導を希望する教職員は、教職員としての立場で従事するのではなく、兼職兼業の許可を得た上で、地域クラブ活動の運営主体の下で従事することができることになります。

○5番議員（東勝義） ということは、先生になったからといって、どの部活動の担当ということはないということでしょうか、

○教育部長（紺屋聖一） 兼職兼業の許可を取った教職員につきましては、その部活動を指導することができるということでございます。

○5番議員（東勝義） 確かに、学校で教育をしながら、生徒を見ながら、また部活動と言って、学校行事とは別な部活動で日曜、祭日取られる部分がありますので、やはりこれは、先生方が好きだったらいいんですけど、. その働き方改革を、学校の先生方にも進んで教育委員会として進んでいただくようにお願いします。

まず、このクラブ活動ですが、公認資格があります。その公認資格があるなしによって指導ができる、できないがあると思うんですが、この公認資格っていうのを今の先生方が持っていないのか。また、持ってなければその公認資格を取るように勧めるのか、ちょっとその点をお聞かせください。

○教育部長（紺屋聖一） 公認資格につきましては、教職員につきましては持っておりませんが、その点につきましては今後、検討していきたいと思っております。

○5番議員（東勝義） よろしく申し上げます。今、陸上も来年から、公認資格が必ず必要で、子供たちに教えて、その学校によって、公認資格は先生が持っていないと県の大会には出られないということが決まりましたので、是非、その点についても早急に調べて対応していただくようにお願いいたします。

.

.....
.....
.....

次に行きます。すいません、教育長、副市長、本当にありがとうございました。倒壊しそうな空き家についてですが、取材を受ける中で、今回、この空き家についてどういう判定をしているのかということをお聞かせいただきました。これは多分、国に判定シートがあるんじゃないか、判定する基準があるんじゃないかと思って調べたところ、危機管理課からこの判定シートについてもらいましたので、これ、判定シートについてちょっと説明をしていただければ助かりますが、よろしくお願いします。

○危機管理課長（打越貴人） 法律に基づく特定空き家等の判定につきましては、鹿児島空き家対策連絡協議会が作成した空き家対策実務者の手引きに基づいて行っております。特定空き家等の判定は、特定空き家等判定シートの各項目を、危機管理課1名と建築課より建築に関する資格を有する職員2名が同伴し、現地調査を行います。現地調査では、まず基礎、外壁、屋根などの建築物そのものの状態について判定シートに基づき評価し、評点が100点以上となる場合は、公道に面している、人家が密集しているなどの周辺に及ぼす影響。次に、学校に近いかどうかなどの悪影響の程度、切迫性など様々な要因を総合的に評価し、判定しております。

○5番議員（東勝義） ありがとうございます。この判定シートにより特定空き家として判定された空き家は、現在市内に何棟あるのか。またさらに、その特定空き屋のうち、所有者や管理者が登録されているのかいないのか、その点についてお伺いいたします。

○危機管理課長（打越貴人） 本市の危険空き家で認定した特定空き家等は11棟で、全て相続人等の管理者、所有者を把握しております。なお、令和3年度に1棟は解体されましたので、現在は10棟となっております。

○5番議員（東勝義） 今、私は成川ですので、成川に住んでおりますが、成川の県道沿いに一軒、網をかけた、倒壊しそうな空き家があるんですが、あれは特定空き家に認定っていう認定じゃないね、判断されているんでしょうか、いないんでしょうか。

○危機管理課長（打越貴人） 成川地区にあります、あの空き家につきましては、1度認定をこのシートに基づきまして行ったところ、現在のところ、まだ特定空き家等には認定されず、危険空き家ということにされております。

○5番議員（東勝義） 今、判定シートにより危険空き家ということで認定されてるっていうことでよろしいんですね。

○危機管理課長（打越貴人） 危険空き家でなく、特定空き家には判定されていないということで、危険空き家とは管理不全空き家という部類のものになります。

○5番議員（東勝義） ということは、この建物そのものの物的状態が100点にならずに、次の

周辺に及ぼす影響とか悪影響の程度と切迫性っていうところには行かなかったということでよろしいですね。

○危機管理課長（打越貴人） はい。先ほどの物件に対しましては、建築物そのものが以前の調査では100点以上になっていなかったということになっております。

○5番議員（東勝義） 初めて聞きました。びっくりしました。私は、ああいうのが特定空き家というか危険空き家だろうと。なぜかという、通りに面しておりまして、通行の方々にも影響があるし、また自動車にも影響があるから、特定空き家と指定しているのかと思ったら、してないということでした。2年ほど前になるかと思いますが、山川港の恒吉石油の近くに道路にはみ出していたほど屋根が崩れた家で、家の中までが見える家があったんですが、これは2年ほど前に取り壊されましたが、あれは助言・指導、勧告、命令とありますが、どこまで行った空き家だったのでしょうか。

○危機管理課長（打越貴人） 山川のそちらの物件につきましては、指導・助言の文書までの対応となっております。

○5番議員（東勝義） 道路にまではみ出して、赤いポールはあったものでもまだ指導・助言ということは、勧告、命令に至るまでのその流れっていうか、どこまでいったら命令、勧告なのか、そういうことは指宿市としてちゃんとした判断基準があるのかなのか、お願いします。

○危機管理課長（打越貴人） 本市では、危険空き家に関する事務手続について、県の空き家対策事務者の手引きに基づき行っているところですが、助言・指導の回数、期間等については明確に示されておられません。そのため、自治体によって助言・指導等の回数も異なることから、県外の自治体の実績も参考にしながら行っていきたいと思っております。

○5番議員（東勝義） ということは、指宿市として助言・指導が何回あった、それと、その壊れ方というか、影響。私がいつも言うんですけども、何もない、家が周りにないところの空き家と、通りとか周りに家がある空き家は全く違うと思うんです。その点について、今言ったみたいに悪影響を及ぼすとか、そういうの、危険性があると思うんですが、何回という件数というか、回数がなければこの勧告とか命令に行くことはまずないんじゃないかなと思うんですが、この勧告、命令がないと私が今からいう氏名の公表なんかはされないと思うんですが、これについて指宿市として取り決めがないっていうことはおかしいと思うんですが、早急に取り決める必要があると思うんですが、それについてどう思いますか。

○危機管理課長（打越貴人） 議員おっしゃるとおり、指宿市におきましてはまだ明確なマニュアル等が存在しておりませんでした。指導・助言等の回数も異なることから、実績のある自治体の実績も参考にしながら、今後、マニュアル等を定めてまいりたいと考えております。

○5番議員（東勝義） またこれね、私もこの前も言ったんですけど、この前というか、2年ぐらい前に、唯一、鹿屋市で行政代執行が行われたっていう例を挙げさせていただきました。

行政代執行で取り壊された例がありましたが、そこについて、鹿屋市のその例、どこまで行ったのか、命令、勧告まで行ったから行政代執行になったと思うんですが、その経緯について前の課長だったと思うんですが、調べたことがあるんですが、それを参考にした経緯がありますか。

○危機管理課長（打越貴人） 鹿屋市が県内唯一行政代執行について行っておりましたので、このあたりの助言・指導の回数、勧告等の流れについて聞き取りを行っております。

○5番議員（東勝義） その聞き取りについて、どういう流れだったのか、お聞かせください。

○危機管理課長（打越貴人） 助言・指導に関しましては4回ほど行いまして、その後、勧告、命令という方に流れていったようでございます。

○5番議員（東勝義） では、勧告、命令まで何回ぐらい行ったのか。それと、行政代執行に至って、その費用についてどういう経緯があったのか、そこまで調べてらっしゃいますか。

○危機管理課長（打越貴人） 助言・指導に関しましては、数回行われまして、その後、勧告1回、命令と行いまして、行政代執行に移行したようでございます。

○5番議員（東勝義） その鹿屋の例ですが、これ、所有者の氏名の公開とかがあったのかなかったのか、よろしくお願いします。

○危機管理課長（打越貴人） 鹿屋市におきましては、氏名の公表も行っているようでございます。

○5番議員（東勝義） ありがとうございます。私としては成川、私も成川ですので、あれがまだ特定空き家の判定にそぐわないってことでちょっと驚いておりますが。市長、私、うちの身内の話になりますが、うちの徳光の姉が、隣の家からの瓦で3回ほど割れて、水、雨漏りで2回ほど修理したと。それについて、市の方をお願いして、危機管理課のほうで網を掛けてもらったんですが、それについて、泣き寝入りしかない。言ってもしてくれないし、なんもない。そういうことがあってはならないと私は思っているんですが、政治の力っていうのは、そこを解決するのが政治の力だと思うんですが、市長、こういう泣き寝入りじゃなくて、市民の生命・財産を守るためにやはり早急に対処しなければならない空き家、危険空き家があると思うんですが、それについて市長のお考えはどうでしょうかね。よろしくお願いします。

○市長（打越明司） この件については、就任以来、市の空き家問題については私も非常に關心を持って、確か就任直後に東議員もこの空き家についての質問をしてくれましたと思いますけれども、やっぱり空き家は、使える空き家と、使えなくなってきた危険になっていく、そして特定空き家になっていくと、それぞれの段階を踏んでいきます。これは、全国的にも空き家の増加というのは非常に話題になっていますし、社会問題になっていますが、指宿でも1番大切なことは、できる限り利活用できる空き家を利活用しよう。空き家を、できればいろんな方々に利用してもらうことで少しでも減らしていこうという取組がまず前提にあります。

そういうことで、特に移住者、定住者、移住者であるとか、あるいは技能実習生、あるいは特定技能の皆さん、そういった形で就労される方々のため、様々な形で空き家が住家として利用されるのであれば、それにまずは力を注いでいこうということで、その分野においての今様々な施策を打っているところであります。当然ながら、そのために、今、地域創造係を作って、地域の公民館長や様々な方々からそういった空き家の情報、あるいは持ち主の情報、今の家の状態、そういったものを確認をしながら、人が住んでいけば家は傷まないけれども、人が住まなくなるとあっという間に傷んでいきますので、できるだけそうしていきたいと。その前の段階ではそういう努力をして、いよいよこれ住むことが難しくなってきたねということになってきますと、先ほど議論にありますように、この指導を行う。そして、それでもなかなかいかないということになりますと、いよいよ命令まで、勧告、命令、あるいは代執行という形の段階があるということは十分に承知しております。全国の例をいろいろと見てもですね、この代執行に至るときの手続については、やっぱり様々、それぞれのまちの判断が働いているように思われます。これも、指宿についてもですね、代執行ということになりますと、どうしても、この個人の財産ですから、所有者自らが本来責任を持って行うことというのが基本中の基本ですので、そのことを徹底していき、その上で行政代執行ということに踏み切ることになりますと、この本来、所有者が負担すべき解体の費用など、たとえ回収の見込みがなくても多額の税金を投じることになっていきますので、公平性の観点からも、放っておけば市がやってくれるんだといったようなモラルハザードが起きないように、そういう連鎖が起きないように、その判断に至る前にやれる手立てをできる限りやっておくということが重要だと思っています。これまで、11棟あるこの特定空き家等の所有者に対しては粘り強く指導・助言を行ってきたんですが、うち1棟については解体を済ませてくれました。2棟については解体する意向であるという回答をいただきました。あわせて、今年度からは、構造が著しく不良で今後も住まいとしては使われる見込みのないものにつきましては解体費の一部を補助するという制度も始めたところであります。現在、15棟の相談を受けて、うち5棟については補助の要件に該当することを確認しているところであります。また、昨年度来、移住者の方々に向けて空き家バンクを通じて次々にマッチングをできるような取組もしており、様々な手段で空き家の抑制に努めているところでもあります。この危険空き家につきましては、指導・助言、その次にいよいよ重たい勧告、そして命令と。それでも改善されない場合には代執行の判断となるんですけれども、こういった状況に至ったら次の踏み込んだ行政指導に入れるのか。法的にも問題はないのかといったことを専門家にも確認、整理をきちんとした上でマニュアルを策定をして、それにのっとって粛々と対処していけるようにしたいというふうに考えているところであります。また、危険空き家の所有者に対しては、行政代執行がもしなされた場合には、解体までに掛かった多額の費用が請求されること。あるいは支払えない場合、所有者の預貯金など財産の差押えに至った事例なども

これまではあり、結果的には消費者本人が大きなリスクを背負うということになることを改めて通知をし、適切に対応してもらえるように強く要請を続けていきたいというふうに考えております。

○5番議員（東勝義） そうなんです、強くそれをやってほしいんです。指導・助言で止まるのではなくて、勧告か、命令に至った場合、こういうことになりますと。こういうお金が要ります、絶対、差し押さえて取りますよと、その間、公費を突っ込んでいいと。それで、私としては、けが人が出た場合ですね、公道によって、成川の分ですが、自動車に瓦が落ちてきてフロントに当たって事故をした場合、死亡事故があった場合、どうするのかという、そこまで考えればなんでも膨らみます。市長も第2泉源ですが、あそこも爆発したら多額のなんかな、怪我人が出るんじゃないかっていうことで、今度は1億幾ら掛けますが、それとは違って、解体っていうのは2・300万あれば十分だと思うんです。そこについてやはり一つ進めていかないと。言え、指導・助言で終わるんじゃなくて、勧告、命令まで行って、1回、鹿屋市の例ですが、1回、行政代執行でした場合、すごく多額の費用を請求されたいです。その費用、その方を知っている方の親戚がいるんですが、しまったと。早くすればよかったってということで、周りの方々から鹿屋市はそういう事例が、行政代執行は1回であっただけで、それ以降、解体が進んできたという話を聞いております。だから私としては、1回でもいいから指宿でそういう事例を作れば、そういう公表、氏名の公表まで行けば、親戚の方々が騒動すると思うんです。騒動というか、はよせんかと言うんじゃないかと思うんです。だから、思い切ってですね、酷いところはあります。屋根が落ちて酷いところあって、周りのみんなの方々が迷惑するところはあるはずです。そこについて、知らせめじゃないけれども、1回、そこまで行く必要があるんじゃないかなと。だから、そこを1回してれば、必ず指宿市の財産、所有者が分かっているわけですから、それについて進むんじゃないかなと思うんですが、そこを進めるのが政治の力だと思うんですよ、市長。私としては、そこに一回踏み入れる。勧告、命令まで行く。こういうことがありますよと、全部、幾ら掛けて、幾ら財産、あの裁判費用が掛かってということを行う必要があるんじゃないかなと。そういう行ったところは、今、ないはずなんです、そういうことを危機管理課、それと市長と副市長と話し合ってますね、どういう流れで行けば、勧告、命令までいくのかということのを早急に決めてほしいんですが、そういう予定で、早急に、次の議会までにまとめてほしいと思うんです。そういうことができるかできないか、お答えください。

○総務部長（渡部徹也） 今、議員から、早急にマニュアルを定めるべきではないかということで、次の議会までにというリミットもあったところでございますけども、ケースによってですね、指導・助言を1回で聞いてくださるというケースもございます。何回やっても聞いていただけないケースもありますし、もちろん自主的にもう解体されるというようなところもありますので、何回までというのをしっかり決めるためにはですね。やはり、既に作ってら

っしやるところでありますとか、指宿の実情を、現在、所有されている方、御意向、御意向と申しますとあれですけども、少なくとも2件は解体の意向を持たれておりますので、そのあたりをしっかりと勉強した上で定める必要があるかなとは思っております。ですので、できるだけ実効性の高いマニュアルを作りたいとは思っておりますので、なるべく早く、急ぎますが、次の9月議会は一旦目標ということで宿題とさせていただければと思います。なるべく早く努力をして策定をしていきたいとして、次の段階に進めるように市としても対策は取ってまいりたいと思っております。

○5番議員（東勝義） ありがとうございます。私としてはですね、私としてはというか、指導・助言が何回までしたら勧告に行きますと。勧告、何回までしたら命令に行きますと。命令で、何回まで命令してもダメだったら氏名を公表しますという、そういう文書を作って送った方が分かりやすいんですよ。いつでも指導・助言だ、指導・助言だってって、言っちゃ悪いけど、ゆっくりしてる関係の方がいらっしやると思うんです。いや、よそにいる方は関係がありませんですよ。よそにいる方は、我が家がどうなっているか関係ないということもありますし、わざわざ引き継ぎたくない家を引き継いだもんだっていう方もいらっしやると思うんです。そこを、何回までこうしたら、何回までこうしたらっていうことを段階的に文書によって知らせるっていうことを行ってほしいと思います。それについて、また、検討してもらえますか、どうですか。

○総務部長（渡部徹也） 実は、そこは既に検討を始めさせていただきました。他市の事例を見ますとですね、日本住宅総合センターというところが、損害賠償がもし起こったら幾ら掛かるんだというようなのを例示をしているんですけども、例えば特定空き家等がですね、倒壊した、あるいは火災が起こって隣の住宅が全壊をしたと。そこにいる御家族が亡くなったという場合にですね、損害賠償の想定額が約2億円というようなことも出ております。あるいはまた、外壁の落下で歩いていらっしやる歩行者に当たって子供さんが亡くなったという時には6,000万円という損害賠償額が想定されております。こういったこともですね、イラスト等も交えて織り込んだ啓発チラシというのも、今、策定の準備をしておりますので、そういったものも添えて、今後は、危険空き家あるいは管理不全空き家の所有者の皆さんにですね、もっとこう危機感を持って、放っておくと大変なことになるな、本当にこれは大変なことになるなというのを実感してもらええるような伝え方、そこについては十分我々としても工夫をして取り組んでまいりたいと考えております。

○5番議員（東勝義） 今、特定空き家についても、所有者、それと管理者が分かっているっていう状態であるということです。それも、年の方というか、年齢があるでしょうから、その方々がいらっしやるうちに早めに対応していただきたい。指宿市は、市長が言うように、空き家、空き地については、私ももう6回、7回やっていますが、本当に進んできた、対策が進んできた市だと思っております。ただ、この特定空き家については、危険空き家については

なかなか進んでいないと。そこをもう少し進んでいけるように、是非、頑張ってもらいたいと思いますので、早急に対策を取ってよろしくお願いします。

今回、副市長また教育長に無理な御質問をさせていただきましたこととお詫びしてます。ただ、指宿市のために我々と一緒に仲良くというか、ワンチームということが市長の心にありますんで、市長を補佐しながら、・・・・・・・・・・頑張ってもらいたいと思いますので、どうか補佐してくださいますようよろしくお願いします。これで私の一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時05分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新宮領實議員。

○7番議員（新宮領實） 7番、新宮領實です。質問の持ち時間に余裕がありませんので、前段の御挨拶を省略させていただきます。

本日は、六つの項目についてお尋ねをします。

一つ目に、なのはな館についてのうち、なのはな館の県所有分の今後の活用についてはどのように考えているか。

二つ目に、観光施策についてのうち、ヘルシーランドのリニューアルについてはどうしていくのか。

三つ目に、介護保険制度についてのうち、要介護、要支援認定の流れについてはどうなのか。

四つ目に、文化財保護についてのうち、二月田殿様湯の保護、保存についてはどう考えているか。

五つ目に、戦没者慰霊碑についてのうち、揖宿神社横の戦没者慰霊碑の保護、保存についてはどうするのか。

六つ目に、空き地・空き家問題についてのうち、解消に向けてどのような取組をしているか、またどのように考えているかお尋ねして、1回目とします。

私は、常々、二元代表制を強く意識しております。議員は市民より付託をいただくものとして、市民に対して責任を負わなければなりません。義務があります。それは市長も然りですが、行政の施策を厳しくチェックし、是正すべきはしっかり是正、提言するのが議員の務めであり、忘却してはならないと肝に命じております。私の言は市民の言であることを、市長はじめ執行部の皆さんは重く受け止め、御答弁くださるよう毎回お願いしておりますが、答弁は真摯に簡潔にはっきりと大きな声でお願いします。中身のない長々の答弁は御勘弁ください。

残余の質問は、質問席にて関連質問を交えながらお尋ねさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○市長（打越明司） 新宮領議員からヘルシーランドのリニューアルについての御質問をいただきました。私からそのリニューアルの必要性についてお話をさせていただきます。旧山川町の主力産業は、農業、漁業の第1次産業、加工業の第2次産業が主力でありましたが、昭和30年代後半から指宿温泉が急速に発展していく中、昭和41年10月に長崎鼻パーキングガーデンが開園したことにより、旧山川町も指宿地区の観光拠点の一つとなってまいりました。旧山川町では、町民の皆様健康づくりの場と癒しの場を提供することのほか、観光産業にも力点を置き、外貨を獲得できるための観光施設として山川ヘルシーランドが建設されたという背景があります。山川町民の思いの詰まった観光施設として、平成11年4月に山川ヘルシーランドが、平成15年4月には露天風呂が開設をされ、今や露天風呂たまたま箱温泉と山川砂むし温泉保養施設砂湯里は、指宿観光の大きな目玉施設として成長を遂げてきたところであります。しかしながら、いずれの施設につきましても設備の老朽化が進んでいることから、今後も10年、20年と使い続けられるよう、施設の長寿命化のための改修の必要があります。また、持続可能な施設を建設し、より効率的、効果的な施設運営が求められることから、施設の集約、省エネルギーの導入及び多様化する利用者ニーズに対応するための改修の必要があると考えてリニューアルを進めているところであります。

残余の質問につきましては、教育長ほか関係職員から答弁させたいと思います。

○教育長（田之上典昭） 新宮領議員から二月田の殿様湯の保護について御質問をいただきましたので、答弁をさせていただきます。殿様湯跡は、江戸時代に鹿児島藩の歴代のお殿様が指宿に立ち寄った際に入浴されていたもので、当時の趣向を凝らした豪華な浴場の面影を今も残しております。また、鹿児島藩と指宿との歴史的な関係や、温泉を中心とした観光都市指宿との関連も深いすばらしい文化財であることから、今後も保護されていくべきものであると考えております。

○健康福祉部長（出島雅彦） 要介護、要支援認定の流れについての御質問でございます。要介護認定につきましては、まずは市の窓口や郵便で要介護認定申請をしていただきます。その後、市の訪問調査員が自宅や介護施設等に出向き、その方の身体機能、認知機能等の調査を行います。その調査結果及び主治医意見書の内容を基に、コンピューターによる1次判定を経て、介護認定審査会において2次判定を行い、要介護度が決定される流れとなっております。介護度が判定された後は、自分がどんな介護サービスを受けるか、またどういった事業所を選ぶかについて、サービス計画、いわゆるケアプランを作成し、それに基づきサービスの利用が始まることになります。

次に、掛宿神社横の戦没者慰霊碑の保護についての御質問でございます。民間建立の戦没者慰霊碑については、平成30年度に調査が行われ、掛宿神社横をはじめ市内30か所に建立さ

れていることが確認されております。それらにつきましては、遺族会などの建立者や地域によって維持管理がなされており、市で管理しているものではないところであります。揖宿神社横の戦没者慰霊碑につきましても、敷地を含め、揖宿神社によって管理がなされているものであるため、市として整備を行う考えはないところでございます。

○市民生活部長（富永敏尚） 私の方からは、空き地に係る取組について答弁させていただきます。現在、地域住民等から空き地における雑草等に係る苦情、相談が寄せられた際は、その都度現地に出向きまして、現場の状況確認を行っているところでございます。その上で、隣接する住宅、土地などに対して著しく支障があると確認された場合は、土地所有者を確認いたしまして、土地の適正管理に努めるよう文書送付により指導しているところでございまして、今後も継続してこのような指導に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○企画政策課長（東忠孝） なのはな館の県所有部分の今後の活用についてでございます。平成22年に県から市へなのはな館全体の譲渡について打診がありましたが、多額の維持管理費を要することから、市で施設全体の直営は困難と判断に至りました。その後、民間事業者の公募を行ったところですが、応募者がありませんでした。平成27年度になって初めて、全体ではなく、市が必要な施設のみの活用でも構わないとの県の判断が示されたことから、市では利活用構想を平成27年9月に策定し、なのはな館の約半分の譲与を受け、現在に至っております。なお、県と平成28年3月31日に交わした譲与契約においては、県有建物の取扱いには県で対応するとなっております。県有部分の利活用に関しましては、決まったものはないところでございます。

空き家についてでございますが、空き家バンクのことも含め、行政がどのような動きを行っているかということでございますが、昨年8月から空き家バンク制度を開始し、市ホームページや全国空き家バンクのホームページで登録物件の情報掲載を行い、利用者とのマッチングを図っております。バンク開始後から、5月末現在までで18棟の物件を登録いただき、このうち9棟の空き家利用につながっております。内訳としましては、5棟が移住者の方で、4棟が市民など移住者以外の方の利用となっております。現在、登録物件数を増やしていく取組として、各自治会に協力をいただきながら、市内全域にわたり空き家の戸数調査を行っております。調査した空き家の中から、住居として活用が見込まれる空き家の所有者等に空き家バンクの登録の呼び掛けを始めております。このバンクへの登録は、家財道具は残ったままでも可能としております。登録後に利用者と売買や賃貸借契約を締結された場合は、家財道具や供養を終えた仏壇等の撤去、ハウスクリーニング、DIYの原材料費、仲介手数料の一部を支援する制度がございまして、また、築10年以上の登録物件で売買契約を締結された場合は、リフォーム費用の一部を支援する制度も併せて設けており、制度の内容をお伝えしながら登録や利用の推進を図っております。

○7番議員（新宮領實） 長々とありがとうございます。今日はいっぱい、また相変わらずやめとけばいいものをたくさん皆さん方にお尋ねをさせていただくようになりました。

まずは、黒永副市長、田之上教育長、御就任おめでとうございます。私もせっかくですんで、それぞれのデビューを飾っていただくためにも、本日は突然に、あくまでも御意見を求めるという気持ちの中です、御忌憚のないお考えをいただければよろしいかと思いますので、よろしくお願いいたします。

なのはな館が出てまいりますもんですから、もう是非、副市長にはちょっと御意見をいただきたいなと思っております。話を聞きながらお考えいただければよろしいかと思いますので、よろしくお願いいたします。なのはな館についてお尋ねをさせていただきます。昨年12月議会において市の利活用部分についてお尋ねしましたので、県の施設部分についてお尋ねします。これもおかしい話だと思うんですけれども、今、答弁がありましたけれども、活用に関して協議ができていないということは、何も考えていないということなんですか。なぜ協議ができていないのか、説明をいただけますか。

○企画政策課長（東忠孝） 市で活用するかどうか含めて決まったものがないところでございます。県有建物については、先ほども申し上げましたとおり、取扱いについては県で対応するというふうになっておりますので、現在、市で活用するかどうかを含めて決まったものはないところでございます。

○7番議員（新宮領實） 現状の状況になって何年になるんでしょう。

○企画政策課長（東忠孝） 県から譲与を受けたのは平成28年4月1日でございますので、8年が経過しているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 8年前ですので、私も議員ではなかったもんですから、そちらのほうはほとんど分かっておりませんので、お尋ねをしていきたいと思います。8年前にね、どういう協議をしてこのような半分ずつという契約をされたのか、御説明いただけますか。

○総務部長（渡部徹也） 現在に至った経緯でございますけども、先に課長が答弁しましたように、平成27年において、初めてですね、指宿市のほうで真に使いたいところのみの活用でも良いよと。それまでは施設全部を引き受けてくれないかというお話がずっと続いたわけなんですけれども、その時点で初めて全部ではなくてもいいという判断が県からあったところですね。それを受けまして、市としましては、現在の本館、体育館、その後、中央ホール、今は多目的広場になっていますけれども、旧ゲートボール場ですね、そういったものを譲与を受けるといふふうに至ったところでございます。

○7番議員（新宮領實） セっかくね、あるものを利用しない手はないのかなと、こう思ったりしてですね。今、市民の方々がね、1番なんとかなりませんかというのはプールなんです。だから、プールをなんとかできるような形で、利用できるような形でできないのかなというのがありまして、この質問させていただいているんですけれども。別の施設も、いろ

いろあると思うんだけど、そこの施設についても全く市としては必要ないと思っていらっしゃるんじゃないかな。

○企画政策課長（東忠孝） ただいまのプールを含めて、県有部分の改修について市が活用することが必要かどうかということでございますけれども、県有施設の活用につきましては、補修、改修、その後の維持管理経費も含めて相当な経費が掛かることが予想されることから、市が県有部分を運営していくことは大変厳しいと考えているところでございます。

○7番議員（新宮領實） そうであれば、ここだけでも使いましょうとか、プールだけでも使いましょうとかね、そういうのって、発想っていうのは出ないんですかね。いかがなんでしょう。

○企画政策課長（東忠孝） 今、議員からプールということでありましたけれども、平成21年度で、なのはな館のプールの温泉の維持管理費が800万円、ろ過施設が500万円掛かったようでございます。また、平成21年度実績額をベースに試算した資料によりますと、プール部分を直営で経営した場合、人件費なども含めてになりますけれども、年間約9,200万円の費用が掛かると試算していたところでございますので、市で活用するということは非常に厳しいというふうに考えているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 例えば、やっぱり市民の皆様にも、皆さん方のお気持ちは分かりますけれども、やはりこれだけのこういうお金がこれだけ掛かるんだ。だから、してあげたいけどどこまでしかできませんという形の中でね、お示しして差し上げるのもいいのかな。よく聞かれるんですよ、実際言って。プールは指宿がないんじゃないかって、使えるのが。なんで、山川まで、川尻までという話になってしまうものですから、今日、この話をさせていただいたんです。だから、今半分だけといういびつな形になっているから、私はプールに特化してある程度話をさせていただきたかったんですけども、その話をするとしたら全部話をしなきゃいけないと思ったものですから、この半分はどうなっているのかということお聞きしたんです。だから、ついここについてはね、もう指宿にとっては全く必要ないというお考えでいいわけですかね。どうなんでしょう。

○企画政策課長（東忠孝） 県から譲与を受けるかどうかの判断としまして、市の将来に大きな財政負担を残さない、このことを前提としていたところでございます。県と協議を行い、結果的にその不安が残ったため、宿泊棟と健康増進施設の譲与を受けることは難しいとの判断に至ったところでございます。

○7番議員（新宮領實） もう一つ、お聞かせください。今の、中央にらせん状みたいなのがある。非常にもう、あれスチールかなんか分かんないけれども、かなり錆びついてる。あそここのところに、この前もちょこっとう見かけた気がしたんですけども、ちょっと危ないという気持ちがあるんですけど、もしなんかあったときにはどこがこれ責任持つんでしょうか。

○企画政策課長（東忠孝） 県有施設につきましては、県がシルバー人材センターへ草払いや施

設の管理を委託しております。その中で、開館日については毎日巡回し、施設の確認をしているところでございます。また、県の職員も半年に1回ほどなのはな館を訪れ、点検をしているとのことです。メンテナンスにつきましては県において対応していただいているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 指宿市は全然この件に関しては関係ないという認識でいいんですね。よろしいですか。

○総務部長（渡部徹也） 指宿市にある施設でございますので、全然関係がないというようなことは言えないかなと思います。現に、市民が散歩をしたり利用したりということもございます。ただ今、議員御指摘のらせん階段の部分につきましてはですね、県のほうも、もう安全上、あそこちょっと登れないような形で対処してくださっているところでもあります。このほか、県も自主的に館の点検というのは行っているんですけども、あそこに入っている市の職員もですね、日常的に見て気が付いて、ここは危ないなというようなことがあれば随時、県に連絡を入れまして、県も適切に対処してくださっておりますので、今後ですね、県と連携をしながら安全対策はしっかり、本市もですね、応援できるところはサポートしていきたいと思っております。

○7番議員（新宮領實） これに関しては最後ですけども、のちのち、県のほうからこれ持たんといかんごとなりましたということはないんでしょうね、半分ですよ。押し付けられること、はい。押し付けられることはないですよ、部長ね。

○総務部長（渡部徹也） 契約におきまして、県有施設のことは県で対応するというふうになっておりますので、今後、何らかの方向に進むとすればですね、当然ながら、そこは事前にきちんと話し合いをした上で物事は決まっていくということと認識をしております。

○7番議員（新宮領實） 私が申し上げたのはね、今はしないけど、のちのち、すいません、こういうふうになりましたってということはないでしょうねってことですよ、ですよ。

○総務部長（渡部徹也） 今後、なのはな館の県有部分の取扱いについて何か動きがあるようであれば、議員の皆様にもしっかりとその都度お伝えをしてみたいと思っております。

○7番議員（新宮領實） そのときに議員に聞いてもらっても困るんですよ。受け付けなきゃいいんだから。賛成してくれる人もおるわけだから。だから、そのときになってね、いやっていうふうにならないようにしてくださいと。するんだったら、今ですよって話です。

次に行きます。ヘルシーランドのリニューアルについていろいろお尋ねをしていきたいと思っておりますので、お願いをいたします。先ほど市長からも御答弁をいただきました。この大規模改修工事というのは総額幾らぐらいを考えてらっしゃる。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） ヘルシーランド大規模改修に関する予算総額としましては約10億円となっており、財源につきましては合併特例債を活用することとしております。

○7番議員（新宮領實） 合併特例債。これってお金返さなくてもいいんですかね。どうぞ。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 合併特例債につきましては95%充当されるということで認識をしております、返さなくてはならないというふうに認識をしております。

○7番議員（新宮領實） そういうことですね。のちのち、やっぱり財政に圧迫、与えるんじゃないかっていうのも、今よく言われてることなんですけれども。

（発言する者あり）

○7番議員（新宮領實） あれ、時間過ぎてんの。いや、僕。いや、今なんか関係ないの。うん、関係ない関係ない。あんまり関係ないリアクションは起こさないでください。私が分からんことになるじゃないですか、はっきり言って。いや、私、去年のね、12月議会で、いろいろ、あれ、トイレ関係をずっと見て行ってね、ヘルシーランドもずっと見てきて、建物のところも行って、ずっと普通のところから全部行ってみたんですけど、トイレもね、あの中ではそんなに、換えるほどのものじゃない。あれを、洗浄便座であればね、良かったとか、そういうものは思いましたけれども、ただ、便座がちょっと、FRPのやつがね、あまり綺麗にしすぎてね、なんか、なんか劣化しとったとか、そういうのがあったりして、別にね、そこまでする必要はない。換えるだけでいいんじゃないのかなと私は思ったんですけども。あえてここまで、建物も含めてね、やる必要性を、なんでこれだけの、10億も掛けてやる必要性がなぜあるのかなと今でも不思議でならないんですけれども。これ、市長が旗振り役だと思うんですけど、市長が答えいただいてもいいんです。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 今のトイレの改修であつたりとか、そこの部分についての答弁でございますけれども、今回の大規模改修の内容につきましては、建物や設備で不具合が生じている箇所の更新や、現行バリアフリー法に基づくトイレの整備、レストラン用途の廃止に伴う適正人槽の浄化槽への改修などの工事は主な内容となっております、屋根、天井、床、建具、内壁、外壁などにつきましては、設計調査の結果を基に必要最小限の改修にとどめるなど、必要経費の縮減に努めているところでございます。

○7番議員（新宮領實） レストラン用途の廃止ってのは、そこは食事を提供するということではないということですね。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） はい、おっしゃるとおりでございます。

○7番議員（新宮領實） 浄化槽の設備を変えるのに、その用途変更っていうのが必要なんですか、建築法上。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 建築基準法第31条第2項で、浄化槽は国土交通大臣の認定を受けたものに限るとされており、人槽の算定につきましては、建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準により算定をするように定められているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 用途変更をしなきゃいけないということでしょうか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） おっしゃるとおりでございます。

○7番議員（新宮領實） 素人目にもそういう用途変更する必要性はないと思うんですけども、課長、本当そう思うんですかね。

○産業振興部長（鴨崎一郎） 今回、大規模改修の中で、先程来申し上げているようなレストラン棟の廃止ということになります。改修前が500人槽ということなんですが、今回、そのレストラン棟廃止により325人槽へ更新するということになります。先程来のその用途変更という話はこういうことになりますけれども、レストラン棟を廃止するというのがこれまでの指定管理の中で、住民ニーズというかですね、市民の方々のニーズというものがそれほどあったかというところについて、今回一定疑問が、課題があったというようなことでここに至っているわけですが、あともって、いろいろとまた御説明することになろうかと思いますが、露天風呂の改修という、ここは、今後、また改修に入っていきますけれども、そちらに観光客が大勢いらっしゃるところに一定配慮しながら、少し軽食ができるような環境整備もしていくということも考えているところです。今、浄化槽のお話でしたけれども、実態としてはそういうことでございます。

○7番議員（新宮領實） あえてそういうのを、後々対応するためにも、別に用途変更する必要性はないんじゃないですか。どうなんでしょう。

○産業振興部長（鴨崎一郎） ここについてはですね、建築基準法、先ほど御説明したとおりなんですが、その規模に合わせた浄化槽の設置というのが法的に決められておりまして、今回そのように整備をさせていただくということでございます。

○7番議員（新宮領實） これを話しよったらもう時間がいっぱい取られる。

5月17日開催の現地説明会です。これについて、ある民間の事業者が説明していたが、工事の契約先がそこにありきではないかなと、大体普通一般的には思うんじゃないですかね。私だけだったんでしょう、ここだけ。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 今年度、整備予定の塩田跡地にある2つの泉源及び山川砂むし保養施設北側法面の現状と評価を議員の皆様に説明するために、令和6年5月17日に現地説明会を開催させていただいたところでございます。立会いをいただいた事業者につきましては、平成25年度に観光用泉源井が暴噴し、抗口部分の改修をした際の施工業者であり、かつ蒸気噴出を伴う温泉井戸の専門的な知識及び当該泉源における実績を有していることから、現状の泉源の評価をしてもらうために、市の説明会への参加を要請したものでございます。

○7番議員（新宮領實） その施工というのは匿名にされたんですか。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	1時37分
再開	午後	1時37分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○7番議員（新宮領實） 施工は匿名だったんですか。

○産業振興部長（鴨崎一郎） 平成25年ということで、この当時の施工については随意契約ということで実施をさせていただいております。暴噴をしたということで、現地を、緊急ということで即座に見ていただいてその評価をいただいたというところで、そこから、その対応について寄り添っていただきながらいろいろ御助言をいただいたという経緯があったというところでございます。

○7番議員（新宮領實） 不思議なんですけれども、その観光井ですかね、そこをなんていうの、以前したところはどこなんですか、施工したところ。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 観光泉源につきましては、市で所有している井戸ではないというふうに認識をしております、どこの業者がというところはちょっと把握をしていないところでございます。

○7番議員（新宮領實） 山川町時代にこれ、されたんじゃないんですか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 山川町時代には、塩田を造るというところで、民間の会社のほうでされていたというふうに認識をしているところです。

○7番議員（新宮領實） お尋ねしたいのは、いっぱいあるんですけれども、なかなか進んでいきませんので、もうだ一って流していききたいと思います。

露天風呂第2泉源の掘削の掘削深度はですよ、どれくらいか。また、設計監理業務及び掘削工事の契約はどうなっているのか、お尋ねします。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 露天風呂第2泉源の替堀につきましては、鹿児島県に登録されている深度が300mであることから、2割増しの360mを掘削する予定となっております。契約の進捗状況につきましては、露天風呂第2泉源の廃坑及び替堀と、観光用泉源の廃坑に関する実施設計と、観光用泉源の廃坑工事の二つの手続を進めているところでございます。実施設計につきましては西日本技術開発株式会社鹿児島営業所と契約を締結し、観光用泉源の廃坑工事につきましては有限会社錦江ボーリング社と契約の手続を進めているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 実施設計は、また西日本技術開発。もうあれなんですね、随意契約になってらっしゃるんじゃないですか。もうべったべったですね。じゃないかな。みんな聞いたったら大体そう思うんじゃないかなと。前の時の第1泉源をね、ここをお願いしてやった方がいいが、7,000万円を捨てたよ。その時の実施設計委託、監理業務委託も1,000万ぐらいむしり取られとって。懲りんですね、お宅たちね。これでいいんですかね。他にはなかったんですか。この実施設計をいたしていただくような業者ですよ。コンサルタントですよ。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） この委託契約では、蒸気噴出を伴う温泉井の廃坑工事及び掘削工事に関する計画策定、工事設計、施工監理の実績を有していることなどを条件に九州関連の登録業者に照会し、条件に合致したのは当該事業者のみであったということでござい

ます。今回の実施設計業務で対象となる2つの泉源は、蒸気噴出を伴う温泉井であり、露天風呂第2泉源は廃坑及び替掘の設計を、観光用泉源は廃坑の再設計を実施することとしております。平成29年度に実施した委託契約と同様の条件が必要ということもあり、再設計をする上で当時の設計を踏まえる必要があることから、平成29年度に設計を行い、本業務の泉源井の状況を把握し、かつ専門的な知見を有している当該事業所を選定し、契約規則等に基づき随意契約を行っているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 結局ね、廃坑に約1,400万も掛けるんですよ。1,400万。1,400万、埋め戻し1,400万だったらですよ。我々に説明したときに、いや、ここはね替掘ありきですよって、みんなこの業者も言うじゃないですか。こんなのね、また別なところのコンサルタントとか、以前掘っていただいた、言えば、地域の、まだ他にもね、業者もいるわけです。そういう人たちにも、やはりこういう方法しかないんでしょうかねとか、そういうものっていうのは打診はしなかったんですか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 議員のおっしゃる地元の事業者というところでございますが、平成16年に露天風呂第2泉源を掘削整備した施工業者のことかと思えますけれども、現在廃業をしている状況でございます。また、第2泉源の掘削後20年近く経過をしており、工事に使用する材料や工法等が平成16年当時とはまた変化をしているということもございます。

○7番議員（新宮領實） 課長、掘って20年でおかしくなったら、温泉をやってる人は誰もいないですよ。私は、私んとこだって50年だけど、40数年していません。我々はスケールが付いたからやり直したもので、蒸気が、蒸気が出てるのはね、ほとんど、あまり、よっぽどない限り、なんていうスケールっていうのは付かない。20年でやり替えますなんて言ったら、普通の会社は潰れてしまいますよ。そここのところもある程度、いろんなところに聞いて、ここが1番いいのかなっていうのを御自身たちもやっぱり勉強するべきだったんじゃないですか。どうなんですか。

○産業振興部長（鴨崎一郎） 先ほど来、28年、29年ですかね、現在、議論をしていただいていますその設計監理というところでお願いした経過でございます。この間、いろんなお話をさせていただく中で、やはり、あそこの危険性というようなこと等を含めて、この時期にこの閉坑並びに掘削をさせていただくという状況に至っております。先程来、その私どもの課長が申し上げているとおり、過去、平成16年に掘削をし、実は他の泉源についてもですね、10年経たないうちに例えば使えなくなったということもございます。一般的にはこの蒸気井というのがなかなか他にはない泉源ですので、私どもとしても、そういった分野で精通をされた方々というところで御意見をいただきながら、させていただきたいというふうに考えているところで。

○7番議員（新宮領實） 部長ね、10年でダメになったちゅうのは、山川がそうだったけど、日

頃の管理を全くしてないからです。だからこそ、今の第2泉源のところもですね、なんちゅうのかな、あのバルブが噛み切ってもうて、噛み切ってダメになってしまった。それ、前の時の山川町時代のときはいつもしておったから。バルブも何もなかったんや。大体それについて、だから、先輩方もいらっしゃるんじゃないですか、御自身たちも。その先輩はなんか面白くないですか。会って話をするのは、聞くのは。そういう方々の、先達の先輩たちがいるわけですよ。これだけのお金を掛けてやっていくわけだから、そこのところもしっかりとね、皆さん方もね、やっぱり勉強されないとですよ。業者ばかりがね、こげんします、こげん、こげんです。こりゃ爆発しますよ。爆発します言うたらビビってね、いや、それせんといかんでしょうねってなるんでしょうけれども。ここのところはね、御自身でもやっぱり勉強していかなきゃいけない。コンサルタント、いろいろ聞いていって、見に行って、やっぱりしていかなきゃ、御自身だって、それは何もかも、設計委託も監理業務もね、してくれればね、ただで、もうなんもね、なんちゅうの、労力はいらないんだろうけど、そのところは市民のことも考えてですよ。お金はも極力使わないというぐらいの気持ちじゃないと、10億掛ける人はほんといないと思うんですけども。

それとですね、監理業務委託のお金というのは大体どれぐらい掛かるんですか。それと合わせて掘削費用はどれぐらい見ているか、教えてください。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時50分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 第1泉源の掘削、替掘、廃坑工事の際の監理業務委託の費用ですが、548万9千円となっております。また、第1泉源の掘削、廃坑工事につきましては、5,689万7千円となっているところでございます。

（発言する者あり）

○議長（西森三義） いいですか。再度、再度答弁してください。簡潔に大きな声で。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 第1泉源の掘削、替掘、廃坑工事に係る監理業務委託については、契約金額548万9千円。また、替掘、廃坑工事につきましては5,689万7千円となっております。

○7番議員（新宮領實） 廃坑工事は567万。掘削工事は幾らですか。掘削工事費ですよ。

○産業振興部長（鴨崎一郎） ただいま第1泉源のお話をしたみたいなんですけども、現在の発注をかけているヘルシーランド、温泉掘削設計業務委託ということで、これについては6年の3月に契約をしております。それぞれ設計が仕上がり次第検証をするということになっているんですが、契約金額については、これは506万ということになっております。

○7番議員（新宮領實） 部長、掘削ですよ、360mの掘削費ですよ。監理費じゃないですよ。

○産業振興部長（鴨崎一郎） 大変失礼いたしました。現在ですね、その設計中でございまして、第2泉源分の廃坑並びにその掘削工事に係る費用については、現在、その設計の中で積算をしているということでございまして、そこについては今のところまだ確定はしていないというところでございます。

○7番議員（新宮領實） 確定したら教えてくださいね。

市長、ちょっとお尋ねします。私、このリニューアルについて全く反対してるわけじゃない、実際言ってますね。やっぱりまだ20年から25年しか経ってないものをね、大規模改修してね、10億円も使うかって、そのところっていうのは、指宿市民の皆さんは納得できないんじゃないかなと私は思うんですよ。だからこそ、今日、こういう形でいろいろお尋ねしたんだけど、この中で少しこういうことはね、ちょこっとこのところはね、我慢してねって、そういう見直しもする、しょうかなというのは全くございませんか。

○市長（打越明司） 全体のリニューアルの、全体計画の今のお話だということでお話ししますが、既にも、既に、予備設計の段階、あるいはその予備設計に入る前の段階。何度も何度も検証しておりまして、新しく付けるべき機能、品質を上げるべき機能、廃止するべきもの、将来恐らくいらなくなるであろうもの、そういったものをコンパクトにすることと、新たに長寿命化するために必要な工事等をできるだけ節約をするということを頭に置きながら、基本設計の前にも議論をし、基本設計が上がってきた段階で、この工事はやめておこう、この工事はもう少し短縮をしておこう、この工事はもう少し協議をしていこうということで、最終的にこれだけはしないと長寿命化はできないなというところで、現在、進めているところがあります。ただ、他の地域との比較になればですね、やっぱりあの地域については非常に海が近くてですね、潮風があり、そして温泉施設でありと、いわゆる老朽化や腐食がですね、非常に進む環境にあることは事実であります。そしてまた、あそこにはプールも持っていますが、プールについても非常に湿度の高い施設ということで、しかも温水のプールでありますので、これまでもその腐食やいろんな気遣いの点から、安全性を含めて何度も何度も改修してきたという経緯もありまして、そういった意味では、非常に今回も十分な検証を重ねながら、しかし無駄な費用が出ないようにやってきたということでもあります。恐らくは、あの3施設について、もし手が付けられない状態になってですね、もう1回造り直すということになれば、その現在の我々が長寿命化するための費用の数倍は掛かるのではないかと思いますけれども、できるだけ今の段階でコンパクトに必要な工事を実施していくということでもあります。決してお金がある町でもないわけですし、先ほどちょっと答弁の中でもありましたけれども、95%の費用については起債を認めますと。5%については自腹で払ってください。この95%の起債についても、70%は交付税で見られるけれども、残り30%については自分で返してください、これがルールでありますので、決してそれは小さくはないというふうに分かっておりますので、どうせ後で国がくれるんだからいいやというつもりでやっているつも

りありません。あくまでも一般財源で、市民の税をですね、活用して行う工事ですから、できるだけ無駄がないよう、できるだけ本当に必要なものに絞って工事を進めていくという方針で進めていこうということでもあります。

○7番議員（新宮領實） 全く御納得いただけるような感じで、私が納得できない、そういう気持ちでいっぱいです。この件につきましては、3月議会で修正案を出させていただきました。賛成4、反対12、棄権1で否決されましたが、あえて市民の皆様にもこの件少しでもお分かりいただきたいという思いで質問させていただきました。この件については、いろんな、また議員も思っっちゃう方もおられると思いますので、後に続いていただけることをですね、願っているところでございます。

次にまいりたいと思います。ここまでが1番忙しいのかな。すいません、お待たせいたしました。介護保険についてお尋ねをさせていただきます。先ほど、要介護、要支援認定について御説明いただきました。要介護認定者、要支援認定者は、それぞれ何名いらっしゃるのでしょうか。

○国保介護課長（大牟禮伸英） 要介護認定者、要支援認定者の人数についてですけれども、令和6年3月の介護保険事業報告によりますと、要支援者767名、要介護者2,210名、合計で2,977名となっているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 介護認定審査会はどのようなメンバーで構成されているのか、また、資格が必要なんでしょうか。

○国保介護課長（大牟禮伸英） 本市における介護認定審査会は、指宿市介護認定審査会規則に基づきまして、八つの合議体で、1合議体あたり5名で構成されております。介護認定審査会の委員につきましては、保健、医療、福祉に関する学士経験を有する方々で構成されておまして、各合議体において各分野が均等になるよう配慮しております。また、資格につきましてですけれども、特段の要件はございません。本市においては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員及び介護施設に勤務されています直接処遇職員に委嘱しているところであります。

○7番議員（新宮領實） 八つの合議体で申請者に十分対応できているのでしょうか。

○国保介護課長（大牟禮伸英） 本市におきましては、1合議体が年間15回の審査会を実施しております。8合議体で年間120回の審査会の実施となっておりますが、1回の審査会においては20件から30件の審査を行っていることから、年間約3千件になりますけれども、対応が可能であり、過去の実績としまして、令和4年度が2,953件、令和5年度が2,754件でありますので、この実績等を考えますと十分対応できるものと考えているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 介護認定の申請をしてから決定するまでどれほどの日数を要するのでしょうか。

○国保介護課長（大牟禮伸英） 介護保険法第27条第11項に基づきますと、要介護認定の結果通知は、当該申請のあった日から30日以内にしなければならないとなつていところす。ただし、当該申請に係る被保険者の心身の状態の調査に日常を要するなど特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から30日以内に、当該申請に対する処分をするためになお要する期間及びその理由を通知し、これを延期することができるものとなつております。

○7番議員（新宮領實） ありがとうございます。介護サービスが受けられる施設はどのようなものがあり、それぞれ何箇所あるのか。また、市内の施設で要介護者の対応が賄えているのか、お聞かせください。

○国保介護課長（大牟禮伸英） 介護サービスですけれども、介護老人福祉施設等の施設に入所してサービスを受けます施設サービス、グループホームや小規模多機能型居宅介護等、住み慣れた地域で生活を支えてもらう地域密着型サービス、自宅で過ごしながらデイサービスや訪問介護等のサービスを受ける在宅サービスの三つに大きく分類されます。本市の状況としましては、特別養護老人ホームなどの入所施設が11事業所、グループホームなどの入居施設が15事業所、デイサービスや訪問介護など自宅で受けられるサービスが43事業所あります。これらのサービスは、ケアマネージャーによるケアプラン等により、個々の状況に応じて計画利用ができるものとなつております。なお、市内の介護施設の対応につきましては、サービス内容は様々ではありますけれども、介護人材の不足等により一部希望どおりのサービス等が受けられないケースもあるものと認識しているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 介護施設や事業所等は紹介してくれるのでしょうか。それとも当事者が探すことになるのでしょうか、教えてください。

○国保介護課長（大牟禮伸英） 市では、地域包括支援センターにおきまして、介護施設への入所や介護保険サービスの利用を考えている方などの相談を受けまして、介護保険サービスの説明や介護サービス事業所等の紹介を行っております。介護施設への入所や在宅サービス等を利用するか否か、また事業者の選択につきましては、本人や家族等が決定をいたします。サービスの利用に当たりましては、要介護認定後、施設入所を希望する場合は、本人などが施設へ直接申込みを行っていただいております、在宅サービスを希望する場合は、ケアマネージャーと連携し、速やかにサービス利用につなげるよう支援しているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 老老介護が問題になっております。現状の把握とその対応、取組をどのように考えているか、お答えください。

○国保介護課長（大牟禮伸英） 老老介護についてですけれども、老老介護とは、おおむね65歳以上の高齢者が介護を行うことであります。令和5年度に厚生労働省が行った国民生活基礎調査によりますと、同居する世帯のうち約63.5%が老老介護であることが明らかになり、介護分野において全国的に課題となつていところでございます。本市におきましても、令和4年度に行いました高齢者実態調査におきまして、同居、別居に関わらず介護を行っている方

の年齢を調べてみますと、60歳以上の介護者が76%と推測され、今後も介護者の高齢化は進んでいくものと思われます。本市では、毎年、地域の民生委員に依頼して高齢者保健福祉台帳調査を実施しておりまして、年齢が75歳以上の方及び65歳以上74歳以下の方で見守りが必要な世帯の現状把握に努めているところでございます。その中で、支援が必要と思われる方につきましては、地域包括支援センターを中心に、介護保険制度の活用や在宅福祉アドバイザーによる見守りにつなげるなどの対応を行っているところであります。

○7番議員（新宮領實） ありがとうございます。先ほど出ました高齢者保健福祉台帳調査というのはどういうことなのでしょうか。

○国保介護課長（大牟禮伸英） 長寿支援課の所管になりますけれども、毎年5月から7月にかけて民生委員に依頼しまして行われる調査であります。中身としましては、おおむね65歳以上の見守りが必要な高齢者の世帯及び個人の心身の状況や通院、入院の有無、家族の状況、サービス需要の状況などを調査するものであります。

○7番議員（新宮領實） もう一つ、教えてください。在宅福祉アドバイザーという方々はどういうことされるのでしょうか。

○国保介護課長（大牟禮伸英） ひとり暮らしや寝たきりの高齢者など、援護を必要とする方々に対しまして声掛けや安否確認などを行うボランティアでございます。任期は1年で、毎年公民館や民生委員に推薦依頼をし、公民館役員、婦人会、地域住民の方など様々な方に協力をいただいているところであります。

○7番議員（新宮領實） ありがとうございます。核家族化や地域住民同士の関係性の希薄化が進む中において、将来的にさらに高齢者の1人世帯が多くなることが予測されるため、介護の在り方も変わってくると思うが、施策や対策を考えているのか、お答えください。

○国保介護課長（大牟禮伸英） 本市の状況としましては、団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年には高齢化率が44.6%に達することが予想されており、また、家族制度を含めた社会構造の変化等によりまして、1人世帯の高齢者が、今後、ますます増えていくものと思われます。このような超高齢社会を見据えまして、本市では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、介護や医療、生活支援等を社会全体で支える地域包括ケアシステムの体制の構築や地域共生社会の実現に向けて取り組んでいるところでございます。取組の内容としましては、生活支援コーディネーターの設置やボランティア活動の促進による地域での支え合い体制の支援、認知症施策の総合的推進、在宅介護にかかる関係機関との連携強化などが挙げられます。これらの取組にあたりまして重要なこととしましては、それぞれの地域に現存する社会資源や人的資源を活用するということであります。高齢化が進む中、高齢者が住み慣れた地域で生活を送るためには、地域住民の御協力が不可欠であると考えているところであります。

○7番議員（新宮領實） 先ほど出ました地域包括ケアシステムっていうのはどういうことなん

でしょう。

○国保介護課長（大牟禮伸英） 地域包括ケアシステムの中身ですけれども、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう住居が提供されることを基本とした上で、医療、介護、予防、生活支援サービスを継ぎ目なく連続的かつ包括的に日常生活圏域で提供していくという考え方であり、またその体制のことを言っております。

○7番議員（新宮領實） もう一つ教えてください。生活支援コーディネーターというのはどういう仕事をされるんでしょうか。

○国保介護課長（大牟禮伸英） 生活支援コーディネーターですけれども、私どものほうでも、地域支え合い推進員とも言います。中身ですけれども、高齢者の生活支援、介護予防の基礎基盤を推進していくことを目的としておりまして、地域において生活支援、介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす方のことを言っております。

○7番議員（新宮領實） 今回の介護保険についての質問では、この介護保険ガイドを参考にさせていただきました。令和3年度版ですけれども、改正等もあると思うが、改定版っていうのはどうなっているんでしょうか。それと、これが欲しいですって言ったときにはどういうところになるか。それとも広報紙と一緒に全世帯にお配りするのか、それも含めてお聞かせください。

○国保介護課長（大牟禮伸英） 議員も御存じかと思いますが、介護保険の改正というのは3年おきに見直しが行われるものでありまして、介護保険を取り巻く環境や新たなニーズに適応するために、3年ごとに一応見直しがなされております。窓口等では配布しております、新宮領議員もお持ちですけれども、パンフレットについても、これも3年ごとに一応見直しをする計画でございまして、今年度、第9期計画が、6年度から3年間の計画が策定されておりますけれども、それに合わせましてですね、現在作成中で、業者の方に委託して作成中でありまして、今月末には出来上がるものと思っております。あと、配布先といいますか、設置場所なんですけれども、指宿庁舎の国保介護課、長寿支援課、山川・開聞支所に設置しておりますし、あと内容につきましてはですね、PDFでホームページにも掲載しておりますので、そこら辺を御覧になっていただければと思っております。

○7番議員（新宮領實） あと2・3お尋ねします。要支援認定を受けるための年齢の基準というのはどうなっているんでしょうか。

○国保介護課長（大牟禮伸英） 議員も御存じかと思いますが、介護保険制度におきまして、40歳から加入する制度でございまして。40歳から64歳の方を第2号被保険者と言い、65歳以上の方を第1号被保険者と呼びますが、介護サービスが利用できる方は原則65歳以上の第1号被保険者であります。ただし、40歳から64歳の第2号被保険者のうち、がん末期や初老期における認知症、脳血管疾患、関節リウマチなど、介護保険法に定められました16種類の疾病に該当する方は、第1号被保険者と同様に介護認定を受け、介護サービスを利用すること

が可能となっているところでございます。

○7番議員（新宮領實） あと、要支援認定、要介護認定の更新を忘れたらどうなるんでしょうか。

○国保介護課長（大牟禮伸英） 介護認定の更新申請を忘れてしまった場合、認定の効力が切れてしまうため、介護保険のサービスを利用されている方は介護サービス費用が全額自己負担になるなどの不利益が生じてしまうことがあります。このような場合、再び新規申請を行い認定を受けることでサービス利用が可能となりますが、現在、介護サービスを受けている方は、ケアマネージャーが認定の有効期間に合わせたケアプランを作成するため、認定満了日等についてはケアマネージャーが把握しているものと考えておりまして、期限切れによる事案はないものと考えております。なお、更新申請は認定有効期間満了日の60日前から可能となっております。

○7番議員（新宮領實） これが最後です。医療保険と介護保険の違いってというのは、基本的にどういうところが違うんでしょう。

○国保介護課長（大牟禮伸英） 医療保険と介護保険の違いについてはですね、保障内容や利用の目的に違いがございます。まず、医療保険ですけれども、病気や怪我に対する治療や入院などに掛かる医療費をサポートするもので、介護保険は、介護が必要になった際の生活の介助や身の回りの世話などに掛かる費用をサポートするものであります。また、医療保険は、年齢的に言いますと、年齢を問わず加入し利用できますけれども、介護保険は加入する年齢が決まっており、利用できるサービスも介護認定の状態により異なっております。なお、医療保険と介護保険はそれぞれ利用目的が異なる公的サービスであることから、併用は認められておりません。要介護認定者であれば、原則、訪問介護や日常生活の自立を目指すリハビリなどは介護保険が優先されるものとなっているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 御丁寧にありがとうございました。遅れ早かれ、私も介護保険にお世話になる身であります。市民の皆さんがもれなく等しく介護サービスが受けられますように、さらなる介護サービスの向上を図られることをお願いしまして、次に参ります。

二月田殿様湯の保護についてお尋ねをいたします。1回目の御答弁をいただきました。2回目、現地や案内看板を見てどうお感じになりましたでしょうか。また、殿様湯には昭和46年に指定文化財になっているが、それについてどう認識されましたでしょうか。

○生涯学習課長（上園浩司） 殿様湯跡につきましては、所有者により草刈りなどの環境整備が適切に行われていると思っております。説明看板につきましては、令和3年度に行いました現地調査により判明した最新の内容を、カラー写真や図を用いて殿様湯跡を見学に来られた方々に対して解説しているものであります。

○7番議員（新宮領實） 文化財保護に指定されてですね、そのところを管理していただくのに、行政からお幾ら、こうお願いしますという形になっていらっしゃるんでしょうか。

○生涯学習課長（上園浩司） 文化財の管理をしていただいている所有者の皆さんに、清掃の謝金として1回につき3千円お支払いしております。

○7番議員（新宮領實） それって、1回していただければ3千円ということで、20回ぐらいすりゃ6万円ぐらいという形。極端な言い方をして申し訳ないんですけど、どうなんでしょう。

○生涯学習課長（上園浩司） 予算の範囲内で支給をしているところです。今、幾つかの所有者の方に謝金をお支払いしておりますが、全部で180回分の予算を組んでいるところです。

○7番議員（新宮領實） それは二月田温泉、殿様湯だけという話じゃないですね。

○生涯学習課長（上園浩司） 市内全域の文化財につきまして支給をしているところです。

○7番議員（新宮領實） なかなか、殿様湯を個人で管理していただきたいというのはね、なかなか無理があると思うんですけども、また限界があると思うんですけども、やはりここは行政がしっかり管理すべきと思うんですけども、貴重な、貴重な、教育長見ましたよね。やはりあそこはね、貴重な財産だと思うんですよ。普通のところとは、僕は、ちょこっとう違うんじゃないかなと思うんですけども、教育長はあそこ見られてね、どう思いましたですか。実際。

○教育長（田之上典昭） 先ほど答弁しましたように、藩主専用の浴場が当時の姿のまま保存されているということで、大変貴重な文化財ではないかというふうに感じました。

○7番議員（新宮領實） 総務部長もその昔、学芸員としてかなり、あそこのところの殿様湯に関して、もう造詣がめちゃ深いつて思って、僕はおるんですけども、あそこについて、なんとかして、残さんといかんて、もうかなり測量もして、一生懸命されたってなんかおっしゃっていたような気がするんですけども、その中で、思いというのはなんかないですか。

○総務部長（渡部徹也） 平成20年代だったと思いますけども、国の補助金をもらってですね、殿様湯の調査をしたことがございました。湯船の構造ですとか、あるいは殿様湯の周りにですね、他に館の敷地跡と申しますか、痕跡がないのかということ調べたんですが、残念ながら周辺にはもう残っていなかったと。残っているのはもうあれだけだということで、大変貴重な指宿市の温泉の町を象徴するような文化財だと、そのように認識をしております。

○7番議員（新宮領實） これ、ほんと、ほとんど余談の余談の余談なのかもしれませんが、あそこにカーブミラーがあります、入り口にね、非常にね、もうボロっちいですわ。観光指宿を語るに、殿様湯を語るに、使うんすよ。あと何箇月かしたら、あの温泉祭りもある。あそこに、市長、来られて、あそこで乗り降りして出て行くんですよ。その日、カーブミラーがあるわけ。あれ、新しいのにしません。どうでしょうかね。これって、危機管理と、なんだっけ、あれの立場からも、答えていただきたいんです。ここね、観光客も来るんですよ。部長。一般市民だけが使うんじゃないね。だから、僕はお二人から、その見解をちょっとお尋ねしたいなと。時間がないので、よろしく。

○危機管理課長（打越貴人） 御指摘のカーブミラーは、確認したところ、地区で設置されたものでございました。先日、二月田地区の館長が市役所にお見えになり、地区で設置したもので、今後も地区のほうで維持管理していきますとの話を受けたところでしたので、よろしく願いいたしますと申し上げたところでございました。

○産業振興部長（鴨崎一郎） 観光振興並びにその観光客の利便性とかですね、そういった視点でということなのですが、今、危機管理課からあった内容とほぼ一緒なのですが、ただ、殿様湯だけということには決してならないというふうに考えております。一定のルールの中で、それぞれの地域にいらっしゃる観光客に対しての利便性というのは確保しなければならぬだろうなと思っておりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○7番議員（新宮領實） 課長、女性の二月田の公民館長だからということ言ったんでしょう、私だったらそんなことは言わないですよ。実際いったらね。それは、二月田だけだと思いますよ、そういうふうにしてきてんの。お金持っているから、ある程度、我々みたいなね、貧乏の宮なんて言ったら、そんなの付けたら、あれはやっていけない。そこのところもある程度お考えになっていただいて、やっぱり行政がやるべきところはね、やっぱしてもらわんと。そこのところは、これから、いっぱい出てきたときに考えといてください。お願いします。

次行きます。戦没者慰霊碑についてお尋ねをします。先ほど、市として整備を行う考えはないということでした。あの慰霊碑、ここはやっぱり国が起こした戦争で、10代の若い人や、嫁さんや子供、両親、兄弟を残して、戦地に行かれて、そこでその戦禍に倒れた人を、あれにも、書いているじゃない、指宿市誌にも。指宿市としても、永久に祀るものとして建立された慰霊碑ってあるわけですから、それをできませんなんて、よく言えるんじゃないですか。よう言いますね。これってほんと、心底自分自身もそう思ってたんじゃないですか。誰かお答えいただける方がおられたら教えてください。

○総務部長（渡部徹也） 市内に約30か所ですか、戦没者慰霊碑があるということで、私も幾つかは実際に見たことがありますし、平和を伝えていくのに後世に残していくべきものだという事は強く思っております。遺族会が設置をしたものがほとんどかとは思いますが、そこで管理がなされている間は、まずしっかり管理をしていただければありがたいなというところもございますし、また、所有者によっては、揖宿神社さんが持っておられるというところについて市が一定程度関与するというのは、また宗教と政治の関係というところもありますので、慎重にならざるを得ないところもあるなと思います。こういった問題も、戦没者慰霊碑に限らず、いろんなところで地域の力がなくなってきて管理が難しくなっているという問題が起こっているのは市としても承知はしておりますけども、今後はますます人口減少が進んでいくとですね、やはりまずは個人でやっていただけることは個人で、それが無理だったら地域でなんとか頑張っていたらいい、そこがもうどうしてもというときに行政が支援

をさせていただくという、この協働のまちづくりの取組が、今後ますます必要になってくるのではないかなと思っております。ただ、何もかも四角四面にですね、これは地域だ地域だということではないというケースもあるかと思います。過去の経緯ですとか案件に応じてはですね、行政の方も相談に乗るということも、今後、出てくるかと思えますけども、ひとまず、今、現状管理をされている中においてはですね、戦没者慰霊碑についてはそれぞれの会の方で管理をしていただければ大変ありがたいなと、そのように思っております。

○7番議員（新宮領實） 部長のはしたくないな、したくないなっていう感じがしますけれども、これね、ほんとね、日華事変から太平洋戦争までの犠牲者1,299柱を、永久に祀るとして建立された慰霊碑であると指宿市史も本当、先ほど言いましたとおり、しっかり記されている。行政が守り、管理せずに、誰がほんとに、後世に伝えるんでしょうか。あと、8月に戦後79年を迎えます。慰霊碑は、戦争の悲惨さと犠牲者の苦しみを伝える役割もあります。後世の世代に平和を願うメッセージを伝える、子供たちの教育学習の場として保護、保存していくべきものとするのが、教育長いかがですか。御忌憚のない御意見でいいか。上園さん、せっかくだから、教育長に発言してもらってください。

○生涯学習課長（上園浩司） 教育委員会では、学校からの依頼により、出前授業やまち歩きにおいて、指宿海軍航空基地跡や山川福元にある空襲でできた山川石、石堀の火災痕跡などの戦争遺跡について解説するなど、協力をするなどしているところです。

○7番議員（新宮領實） 市長、あそこを見ましたよ、見えていますよね、分かっていますよね。あそこに、鳥居には、大正10年指宿村民一同とありますし、灯籠にはね、献灯としてね、昭和35年指宿市民一同とあるんですよ。これね、れっきとして指宿市が関わったという証じゃないですか。これをね、いや、そりゃもう、自分、あそこでやろう、そっちでしてくださいっていうのは、揖宿神社にしてくださいっていうならね、ちょっとね失礼じゃないかなと思うんですけども。お亡くなりになられた方々に対してですよ、戦没者の方々にですよ、指宿市としては、村民一同とかさ、あるわけですから、これ、誰かが書いてね、指宿市民としたわけじゃございませんよ、これ。だから、そのところどうなんですかね、市長、お答えください。もう何秒もない。

○市長（打越明司） 先ほど総務部長もお話をさせていただいたように、今、指宿市内は、調査をした結果、そうしていろんな形で地域の方々が戦没者の御霊を慰霊する場所として、約30か所、既にあるということで、それぞれの地域でその慰霊祭を行っている。私も地域の慰霊祭に出席をしたことがございます。あわせて、特に開聞にあります望比公園、この太平洋戦争のときの英霊のその遺骨を本土に持ち帰ってそれを安置した場所。それと、田良浜の哀惜の碑に対してはこれは公的に支援をしなければならないということで、これもまた市が直接の形で運営しているのではなく、市の社会福祉協議会が中心となって、ここから様々な遺族等々への呼び掛けや寄付を募りながらこれを運営をし、その両方の顕彰会の会長を私が務

めさせていただいているというような状況であります。今の状況を、今後、変えていくとなれば本格的な議論も必要ですけれども、今の状態の中で、これまで申し上げたように、地域の方々の手によってできるだけその管理、清掃、維持が図られて慰霊祭が行われるのが最も望ましい形なのかなというふうに私は考えております。

○7番議員（新宮領實） 先の空き地、空き家の状況について、お尋ねをさせていただきます。この、私、空き地の方でお尋ねしますが、担当部署は何課になって何人でこれ対応されてらっしゃるんですか。

○環境政策課長（安留和信） ただいまお尋ねがあった御質問についてですが、空き地等の雑草等の苦情等があった場合は環境政策課で対応させていただいております。担当する係としては、係員は4名で、あと会計年度任用職員1名で対応しているところでございます。

○7番議員（新宮領實） ほとんど会計年度任用の方じゃないですか。名前は言いませんけれども。あの人が一人でやってらっしゃるんじゃないですか。どうなんですか。

○環境政策課長（安留和信） 会計年度任用職員を中心にはしておりますが、当然、その方がいない時とか、職員も対応しておりますし、職員も現場に出向いて対応させていただいているところでございます。

○7番議員（新宮領實） そこのところは間違えのないようにしてくださいね。みんな困っているんですよ、ほんと。空き地のほうも。空き家のほうは同僚議員が申し上げました。ただ私も。

○議長（西森三義） 時間が過ぎましたので、簡潔にお願いします。

○7番議員（新宮領實） 最後に、行政代執行の、さっき話がありました。私も賛成です。是非、これ、ある程度進めていったほうが、指宿のためにはいいんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

以上で、一般質問終わります。ありがとうございます。

○議長（西森三義） 残時休憩いたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時44分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新川床金春議員。

○13番議員（新川床金春） 皆さんこんにちは。13番、新川床。通告に従い一般質問させていただきます。

市議会議員を25年間務めて、財政改革やまちづくり及び福祉、教育などいろんな研修会に参加し、現地調査、視察をしてきました。研修会や講演会などでよく聞くとは、市民が納めた貴重な税金が市民が喜び納得する政策が行われるかいるか、よく聞われると言われていいます。そして、自治体の役割は最小の経費で最大の効果を出すことだとも言われています。さ

らに、財政規律の考え方として入りを量りて出づるを制するという言葉もあります。市長は、3年前の市長選挙で、市の財政状況は大変厳しい状況であり、火の車などで行政改革を実行すると公約しています。そして、今年の5月、市の借金である地方債残高が全国792市中、指宿は749位で、全国ワースト43位であることが分かりました。大規模事業計画するんであれば、市民に政策の内容等、予算規模及び事業による効果を周知し、市民の声を広聴し、市民が納得する事業を実施することが望ましいと私は思います。市民や議会に施策内容が適正に周知されているか、甚だ疑問を感じるということを私のところに電話くる方がいます。

次に、全国でも子ども医療費窓口負担があるのは鹿児島県だけと私はこの場で伝えていきます。6月15日の南日本新聞に南種子町長の発言が記事として紹介されていました。内容は、子育て支援の子ども医療費窓口負担ゼロが鹿児島県が1番遅れているという記事でしたが、皆さん見ましたか。南種子町は、18歳以下の子ども医療費の窓口負担をゼロにするため、子ども医療費助成条例を改正し、8月から実施します。垂水市は既に18歳以下の子供の医療費窓口負担を無料化にしています。私が行く病院や薬局にですね。このようなポスターが掲示されています。内容は、未就学児で子ども医療費を窓口で支払っているのは全国で鹿児島県だけ。全ての子供たちに平等な医療と記載されています。協賛に鹿児島県医師会、鹿児島県歯科医師会、鹿児島県薬剤師会、鹿児島県小児科医会の名前がありました。平成27年3月議会において、当時の健康福祉部長は、現物支給方式にすると、子ども医療費の窓口負担無料化で、国の交付金が1,000万円減額されると答弁しています。令和6年度第1回定例会の質問の聞き取りで、平成30年度の医療費改正により県が保険者になっているので、県から市に対する減額調整措置額は減少しているとも聞いています。市の将来人口は市の予測を大幅に上回る数字で急激に減少しております。18歳以下の子供の医療費の窓口負担をゼロにし、子育てがしやすく、住みやすい地域づくりを進め、若者の定住を図っていただきたいと。まず冒頭で、子育て支援の拡充について市長に提言しておきます。

1番目の人口減少対策について。(1) 農地から宅地への転用について。指宿市農業振興地域整備計画の見直しに係る地権者や住民の説明についてですが、令和4年度に農地転用の相談を農政課と農業委員会にし、農地転用ができると説明を受けた市民が、5年後に住宅を建てるために農地転用の手続書類を出したら、農振地域内なので許可が出ない地域ですと言われたと聞いています。それに間違いはないか、答弁を求めます。

2番目の指宿温泉まちづくり公社への関与について、指定管理料と委託料の適正化について。契約期間における指定管理料の変更について。市は、新型コロナウイルス感染症時から令和5年度までに指定管理料の変更手続をしているが、変更手続回数と減額金額及び減額理由について答弁を求めます。

3番目の稼げる観光地づくりについて。(1) W i - F i 整備状況について。市における訪

れる観光客は、平成30年度は400万人いました。新型コロナ感染症が5類に位置付けられましたが、今後、観光客が増えると予測しています。市には観光スポットがたくさんありますが、市は観光スポットがどれだけあると捉え、観光スポットの件数はどれだけあるのか。また、W i - F i 整備の設置箇所と台数及び今年度の整備計画について答弁を求めます。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（打越明司） 新川床議員の御質問にお答えします。本市でのW i - F i の整備について、この観光スポットがどれくらいあるのかという質問であります。本市には、世界的にも珍しい砂むし温泉に代表される豊かな温泉資源、圧倒的な美しさに誰もが感動する開聞岳や、九州最大の湖である池田湖に代表される自然、日本一の生産量を誇るオクラやソラメ、かつお本枯れ本節に代表される食、いぶすき菜の花マラソン大会のボランティアや特急指宿のたまて箱への旗振りに代表されるおもてなしなど、多くの宝と言える観光資源があります。訪れる方のニーズや趣味、嗜好も様々でありますので、観光スポットとして施設や場所を限定することは非常に難しいのですが、本市の代表的な観光パンフレットであるI B U S U K I G U I D E では、指宿砂むし会館砂楽、開聞岳、唐船峡そうめん流しなど、観光入込客数の多い施設を中心に29か所程度を観光スポットとして掲載しているところであります。

残余の質問につきましては、関係の職員から答弁させます。

○産業振興部長（鴨崎一郎） それでは、2番目の指宿温泉まちづくり公社への関与についての中で、指定管理料と委託料、指定管理料の変更についてということでございました。まずもって、指定管理料の変更につきましては、指定管理期間中に賃金水準及び物価水準の変動並びにその他やむを得ない事由により、当初合意された指定管理が不相当と認めたときは、指定管理料の変更の可否や変更金額等については双方の協議により決定できることを指宿市天然砂むし温泉施設の管理に関する基本協定書に定めております。従いまして、指定管理期間中においても年度協定の変更協議により指定管理料を変更することは可能ということから、過去におきましては、令和2年度、それから令和5年度に変更してございます。令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い不要となった2,724万500円を、それから令和5年度につきましては、時間短縮営業実施に伴う収入損失及び光熱水費の経費軽減額171万3,832円を、協議の上、変更してございます。

○農政部長（内村喜代志） 令和4年度に指宿農業振興地域整備計画の見直しを行った際には、市のホームページをはじめ、市広報紙や自治会における回覧により広く周知を図るとともに、鹿児島県行政書士会指宿支部の会員の方々へも周知を行った上で見直しを行ったところです。令和4年度の見直しの内容は、畑かん給水栓取替事業を実施するための受益地編入と開聞の水田基盤整備が完了したことによる換地地番への変更が主なものであったことから、地権者や住民を対象とした説明会は開催しておりませんが、各地域の自治公民館の代表者へ

の説明を行い、編入を検討した一部地域については、関係する地区の公民館長や農業委員へ個別に説明させていただきました。

○13番議員（新川床金春） 人口減少対策について。（1）の農地から宅地への転用についてですが、南薩地域振興局に出向き、農地法や農振法の改正について相談しました。農振、地域振興地ですね。編入する場合は地権者や住民にしっかり周知することが大切だということでした。今の話では、公民館長は分かっても番地は分らないです。場所はどこか分らないんですよ。なぜ地権者に連絡しなかったのか、説明しなかったのか答弁求めます。

○農政課長（前薗洋一） 今回の見直しにつきましては、畑かん給水栓取替事業を実施するための受益地の編入ですとか、あと、開闢の水田基盤整備が完了したことによる換地地番への変更が主な理由であったことから、各地域の公民館の代表等へのですね、説明を行ったところでございます。

○13番議員（新川床金春） 南薩土地改良区の受益データと市のシステムの農用地の不付き合があり、575筆の解消となっています。南薩土地改良事業しなかった地区外の方々もこの中に入ってるんですよ。575筆じゃないんでしょ。何筆なのか答弁を求めます。

○農政課長（前薗洋一） 令和4年度の見直しにおきまして、南薩地改良区の受益地以外での編入につきましては145件で、内容につきましては、本来編入すべきであった水路等編入が主なものでございます。

○13番議員（新川床金春） いや、要するに、畑地かんがい事業をしなかった人たちも農振地域に入っているんですよ。そのことを聞いているんで、答弁を求めます。

○農政課長（前薗洋一） 今、申し上げました145件につきましては、畑地かんがい事業をしていない以外の件数でございます。

○13番議員（新川床金春） その人たちの同意がなくて編入できるのか。この人たちは畑地かんがい事業をした時の弊害を考えてしてないんですよ。答弁を求めます。

○農政課長（前薗洋一） 先ほども申し上げましたように、ここの145件の内訳でございますけれども、悪用水路が63件。あとですね、ほかには隣接している農用地区域内の土地とつなげて1つの畑として耕作されるような農地等の編入が26件などがございますので、基本的にはその編入をすべきであった水路とですね、それが編入漏れになっていたということもございまして、この見直しに合わせてここを編入しているといったようなところが主になっているところでございます。

○13番議員（新川床金春） 私は、農政課に行って聞いたら、以前の畑地かんがい事業では地区外となっているところも含まれているという図面を見せていただきました。地区外というところが入っているんですよ。それが何件あるか。今の説明では全然違うと思います。

○農政課長（前薗洋一） あの地区外ですね、内訳、145件の内訳でございますけれども、開闢土地改良区の受益地が8件、それと森松水利用組合の受益地が2件、そのほか、先ほども申

上げましたように、用悪水路が63件、農用地と一体となって耕作されている農地が26件、あと分割編入漏れが14件、前回見直しの処理漏れが13件、あとは農業用施設用地が19件となっております。

○13番議員（新川床金春） 次に、除外が2件ありますが、どのような内容なのか、答弁を求めます。

○農政課長（前薮洋一） ただいま除外について御質問があったんですけれども、除外につきましてはですね、全体で793件となっているところでございます。

○13番議員（新川床金春） 新制山川小学校付近の森松土地改良区内の一部を一体的に除外する考えを提案していますが、どのような目的で提案したのか、答弁を求めます。

○農政部長（内村喜代志） 記録が残っていない相談内容についての詳細は分かりませんが、農用地に関しましては、農業振興地域の整備に関する法律にのっとり、5年前も現在も、基本的には農地として保全していくことを前提としております。このことから、農用地区域内の土地を農用地区域から除外するためには、農業振興地域の整備に関する法律に定める諸要件を満たすとともに、真にやむを得ない理由があると認められる場合に限り、農用地利用計画変更申出の受付を行っております。やむなく農用地区域から除外する場合の要件の中には、地域の担い手が農地集積を効率的に行う上で支障がないものであることなどもあることから、同じ土地を対象とした土地変更の申出であっても、除外を必要とする理由や計画変更の申出を行ったときの周辺の農地の利用状況によっては判断内容が変わる可能性もあるところではあります。

○13番議員（新川床金春） 今まで編入にとにかくいろんなことをやってきた。そして、改良区の関係で不付き合い573筆解消とかありますが、私が開示請求した書類がありますので、モニターをお願いします。これは森松の赤いところが申請したところですよ。赤いところに白いところがあります。ここは農振地なのに家が建ってるんですよ。どういうことなのか、今の説明との整合性をお願いします。

○農政課長（前薮洋一） ただいま中抜け地があるという質問でございましたけれども、農村地域の集落形態につきましては、畑地が多いということで、畑の近くに農家住宅が立地する傾向があるとの理由によりまして、集落がまとまった形ではなくて少数の住宅が散居しているようなものが多い状況も見られるところでございます。農振農用地におきましても、農振法が施行する前から存在した住宅地もあるということもございまして、農用地区域内に住宅等が中抜けになって存在する実態が全県的にも存在している場合もあるということで認識をしているところでございます。

○13番議員（新川床金春） もう1回、モニターをお願いします。赤いところの白は何年に建ったんですか。私は5年前行ったときはなかったところですよ。それを僕は聞いているのに、何を説明しているんですか。再度答弁を求めます。

○**農業委員会事務局長（小吉建治）** 農業委員会会長から委任を受けましたので、答弁させていただきます。農用地区域内の農地転用は原則不許可でございますが、第1種農地の不許可の例外であります集落接続施設に該当したことから、農用地区域内農地の除外及び宅地への転用は許可相当であると判断をしているところでございます。

○**13番議員（新川床金春）** ありがとうございます。転用はですよ、外周部から半径50m以内に3件あれば家が建つんですよ。だけど、私が、今、見せた図面の中で、申請ができないということでやれた方がいるんですよ。だけど、1件は外周部でもないところに建っているんですよ。間違いありません。あそこ、外周部ですか。答弁を求めます。

○**農政課長（前園洋一）** 議員が言われている場所につきましては、外周部ということで認識しているところでございます。

○**13番議員（新川床金春）** それでは、私に相談があったところも外周部なので、転用申請を受理すべきじゃないんですか。なぜ受理してないんですか。答弁求めます。

○**農政課長（前園洋一）** 議員のおっしゃっている場所につきましてはですね、やっぱり、農振地域内にあるということで、当然、その農振地域、農用地につきましては守っていかなければならない農地ということで厳しいということはお伝えをさせていただいたところです。それを踏まえまして、議員のおっしゃっているところからまた再度相談が来てございますので、そこにつきましてはですね、丁寧に対応させていただいているところでございます。

○**13番議員（新川床金春）** 違うでしょ。半径50m以内に3軒家があっても、2辺が接してないと。私は県のほうに行ったら、県の人たちは、2辺ってなんですかと。外周部に接して、農地法では外周部に接して3軒、50mで3軒あれば出ますよと。それで、私は相談したところ、書類を持って見せたら、県としてはこれは許可相当ですよというところが、指宿市は申請も受け付けてないんですよ。答弁求めます。

○**農政課長（前園洋一）** 先ほども申し上げましたとおり、再度、相談がございますので、丁寧に対応させていただいているところでございます。

○**13番議員（新川床金春）** モニターをお願いします。先ほどのモニターですけれども、この白いところは農業委員会が1回、不許可とした場所であります。今は農振地、農振地と言いますが、なぜここに家が建ったのか。どこが許可、その何の許可があってここに家が建ったのかと、答弁を求めます。

○**農業委員会事務局長（小吉建治）** 宅地への農地転用につきましては、農業振興地域の整備に関する法律による立地基準及び農地法の農地転用制度に係る一般基準や第1種農地の不許可の例外に照らし合わせて、転用が許可相当であるか判断することになります。また、農業委員会審議前には現地の転用調査を行い、現場ごとに農業委員には転用が許可相当であることを説明し、理解していただいております。さらに、農業委員会の審議においては、全農業委員に対して、法令に基づく適格性について丁寧かつ十分な説明が求められます。しかしなが

ら、当初審議において適格性などの説明が十分でなかったことから、採決の結果、不許可相当となりました。このため、農用地区域内農地の除外を許可する県及びその他関係機関に本件の取扱いについて確認をした結果、本案件の除外は許可相当という回答であったため、再審議において法令に基づく適格性について十分な説明を行い、採決の結果、許可相当となったと認識しております。

○13番議員（新川床金春） 再度、モニターをお願いします。今の説明だと、白いところは許可が出たんですよ。それから、下のほうに、2軒隣りに家を造ろうと思った方は許可が出なかったんですよ。それって不平等じゃないですか。そういうことがあったかなかったか答弁求めます。

○農政課長（前蘭洋一） その、今、議員のおっしゃっている場所につきましては相談がございましたけれども、歯抜け地ですね、1つ飛んだ形で、その周辺への影響が大きいということで、そこについては認めていないところでございます。

○13番議員（新川床金春） 次の農用地を活用した移住・定住。若者を、定住者を増やすための取組ということで、私は若い人たちが指宿市に家を造って活性化できないかなと思っています。農地法や農振法は農地を守るためにしっかりと守らないといけないと思いますが、令和元年度から令和3年度にかけて許可が出たところが出なくなっている。これがおかしいんですよ。指宿市は人口減少が喫緊の課題であるのに、今まで許可が出たところに許可は出さない。元年には許可が出、許可相当と言われたところが不許可なんですよ。人口減少が先か、農地が先か。10年先は若い人たちも高齢者もいなくなって指宿は衰退していくということを考えたら、若者が指宿に家を建てられるようにするのが私は先じゃないかなと思います。どちらが先と思いますか。答弁を求めます。

○農政課長（前蘭洋一） 指宿市のほうにですね、移住・定住を検討される方の中には農業を目的とされる方も多いところなんですけれども、優良農地の確保が大きな課題となっていてところでございます。農業を志して指宿に来られる方にとっては、農地を確保するということはとても大切なことではないかというふうに考えているところです。このようなことから、優良農地確保につきましては、それぞれ、それらの方々の移住・定住を促進するという側面からも大切でありまして、特に農用地区域につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして、今後、長期にわたって総合的に農業振興を図っていくべき区域として継続的に確保していく必要があらうかというふうに考えているところです。一方、農用地区からの除外につきましては、法により要件が定められております。このことから、相談があった際には、法の趣旨を御理解いただきながら、周辺農地の影響等に配慮して慎重に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○13番議員（新川床金春） 農地、守るは大切です。だけど、指宿の人口の推移は、令和12年度に3万4,383人、令和22年度に2万9,635人になると社人研が推計を出しています。それでは、

令和32年の人口はどのようになると市は捉えているのか、答弁を求めます。

○企画政策課長（東忠孝） 2万4,606人と本市では推計してるところです。

○13番議員（新川床金春） 皆さん聞きましたか。2万4千になるんだそうです。それをどうして抑制するかというときは、若い人たちが家を造る環境を整備すると。私が聞いたところには、古い実家を解体して更地にすると2・300万いると。だったら、家族が持っている農地法、農振法の中で許可が出るところにを造りたいという思いがあるという方々がいます。だから、令和3年までは許可出たところが出ない。これを元に戻すべきだと私は思いますが、人口減少対策は先ですよ。どうですか。答弁を求めます。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時20分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○農業委員会事務局長（小吉建治） 農業委員会における移住・定住促進の取組に関しては、農業への新規参入の促進は農業委員会の必須業務に位置付けられており、新規参入にあたっての相談窓口や農地のあっせん等の支援を行っております。また、新規就農希望者に対し、農業委員及び農地利用最適化推進委員は、地域農業の世話役として、農地と人に関わることなど、幅広い内容について相談や支援を行っております。農業委員会では、主たる業務である農地の確保と有効利用や、農地利用の最適化などの取組を強化し、今後も引き続き農業への新規参入の促進などにつなげていきたいと考えております。また、農地転用制度に係る業務に関しても、関係法令に照らし合わせて適切な業務を遂行していきたいと考えております。

（発言する者あり）

○農政課長（前菌洋一） 農用地に関しましては農振法にのっとりまして、5年前も現在も、基本的には農地として保全していくことを前提としているところです。このことから、農用地区内の土地を農業振興地域から除外するためには、農業振興地域の整備に関する法律に定める諸要件を満たすとともに、真にやむを得ない理由があると認められる場合に限り、変更申出の受付を行っているところです。地域の担い手が農地集積を効率的に行う上で支障がないものであることなどもあることから、同じ土地を対象とした計画変更の申出であっても、除外を必要とする理由や計画変更の申出を行ったときの周辺の農地の利用状況によっては判断内容が変わる可能性もあるところではございますけれども、今後ともですね、住民に御理解をいただくことは大切でございますので、説明をしっかりとした上でですね、丁寧に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○13番議員（新川床金春） もう一度モニターお願いします。実際、先ほどの白いところは、家が建って、鰻のほうに行く大きな道路のところの外周部が許可が出ない。これ整合性が取れないんですよ。それも、5年前は許可が出ますよと言ってお墨付きもらった土地だと、今

まで言っています。だから、5年前にも遡ってできませんかっていうことを聞いて、2年前に変えたのが優先であればいろんな人たちが弊害受けますよ。だから変えれないのかっていうことを言っているだけで、部長、どうですか。答弁を求めます。

○農政部長（内村喜代志） 指宿農業振興地域整備計画の見直しは令和4年度に行っておりますので、これにつきましては5年ごとに見直しをすることになっております。今回のことにつきましては、この令和4年度にのっとって進めていきたいと考えております。

○13番議員（新川床金春） 先ほどのモニターをもう1回。モニターの中の鰻に行く道路は県の人たちは許可相当ですと。指宿だけで決めているんですよ。指宿ルールでダメなんで、モニターお願いします。実際、道路沿いに白いところがあります。その二つ隣が申請をしたかったけどダメだったってことだみたいですけど、実際、県はオッケーですよって言っているのに、指宿だけがノーなんです。そして、私がすごくうれしく思ったのは、赤いところが外周部だったら、この道路がですよ、どんどんできていくんです、外から。ですよ。住宅が張り付いてくれれば、指宿の人口減少対策にもなるし、いいことなのかなと思いつながら、私はここの規制緩和をしたらどうですかっていうことをこの後に言うつもりだったんですけど、なんか話が食い違うので、なぜ自分たちは赤いところを提案しながら、その5年前良かったところはダメにしたのか、そこを聞いてるんですよ。

○農政課長（前園洋一） 現在、その議員がおっしゃっている場所につきましては、5年前は良かったという話なんですけれども、5年前と現在ではですね、そこで営農をしている環境等がですね、変わってきているということもございます。確かに場所是一緒なんですけれども、今のですね、その地域で農業やっている状況とですね、総合的に考えながらですね、その方は判断をしていかないといけないという部分もございますので、そこにつきましてはですね、今後、丁寧に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○13番議員（新川床金春） そこまで言うんだったらまだやるからね。モニターをお願いします。農業委員会が1回目は不許可相当って言ったところを強引に許可が出していて、5年前に許可が出たところが今度は出ないって、それは農振を守るんですか。あそこの白いところが農振地ですよ。あそこが許可が出て、別なところが出ないというのが市民に対して不平等だなと私は言っているんですよ。県がよかというのに、なんで指宿はダメなのか、そのルールがわかりません。もう1回、答弁求めます。

○農政課長（前園洋一） 先ほどから申し上げておりますとおり、5年前はそういった対応をしたのかもしれないんですけれども、今、現状ですね、その周辺地域でこういった農業が行われているかといったようなこともですね、慎重に考え、考慮しながらそこは判断しなければならないというふうに考えるところです。その件に関しましてはですね、現在、こちらのほうで対応させていただいているところなんですけれども、慎重にですね、そこは対応してまいりたいというふうに考えるところです。

○13番議員（新川床金春） 今のモニターに出たところですね、もう人口、周りに家がいっぱいありますよ。だから、コミュニティを作る地域としてですよ、やっぱり規制緩和して人口減少対策をすべきだと思っているので、そこは少しずつ農政課がいいことをしてくれたなと思いながら、私はそこを指宿の人口減少対策の流れとしてやってもらえたらいいのかなと思っているんですけど、なんかわけの分からない答弁もらってですね。自分たちは申請してダメだった。なぜ申請したかって、そこには人口減少対策とかそういうことがあったと思いますよ。そこについて答弁を求めます。

○農政課長（前園洋一） 今の点につきましてはですね、確かにその農政課から、審議会においてですね、やむを得ないであろうということで過去に提案をさせていただいた経緯がございます。ただ、その審議会においてですね、関係機関の皆様から、その地域についてはしっかりと守るべきで、守るべき農地であるという御意見をいただきまして、今後ともですね、慎重にそこについては審議いただきたいという意見をいただいたところでございます。

○13番議員（新川床金春） この件は次もやります。

次に、時間の関係で、3番目の稼げる観光地づくりからいきます。先ほど説明を受けましたけれども、指宿の魅力を世界に発信するため、Wi-Fi設備は必要だと思います。先ほど説明したところに加えてですね、総合体育館、陸上競技場、野球場、フットボールパーク、開聞総合体育館など、いろんな大会で来る方がいます。そういうところも設置する考えないか、答弁求めます。

○観光課長（山下浩二） 今、おっしゃられたフットボールパーク、体育施設等については、今のところWi-Fiの設置の計画はないところでございます。しかしながら、利用者の利便性の向上や本市の魅力の情報発信につながるものと思われましますので、県内や近隣の市町の状況等も調査し、また、財政状況等も考慮しながら調査研究してまいりたいと考えております。

○13番議員（新川床金春） できたらですね、大会に来て、その写真をSNSで送ればですね、すごいなと、いい場所だなというふうに感動して、行ってみたいなとか大会に参加したいなという方がいると思いますので、それは早急に対応していただきたいと思います。

Wi-Fi設備を設置すると1か所当たり幾らになるのか、答弁を求めます。

○観光課長（山下浩二） 直近の設置費用としまして、1か所当たり約57万円程度掛かっております。

○13番議員（新川床金春） 57万ということです。10か所すれば570万。570万で観光客が1万人増えたらどうでしょうか。そういうことで取り組む考えないのか、部長、答弁を求めます。

○産業振興部長（鴨崎一郎） ただいま観光課長から答弁いたしました57万円は設置費用でございまして、維持管理に関わる通信費、プロバイダー料というのが年間約85万6千円ほど掛か

ります。おっしゃられた金額に1.5倍ほどという形になりますので、先ほど課長からもありましたとおり、その辺の費用対効果も含めてですが、利便性確保は検討してまいります、その辺も合わせもって、今後、研究させていただきたいと思っております。

○13番議員（新川床金春） 市長、10カ所すれば1,400万、観光客が来て、指宿の売り上げが1億、2億上がると考えたときに、どうでしょうか、検討する考えないでしょうか。

○市長（打越明司） 今、部長、課長からも答弁がありましたとおり、十分にその費用対効果については検証、協議をした上で判断をしていきたいというふうに思います。

○13番議員（新川床金春） よろしく申し上げます。

2番目のサイクルツーリズム推進事業について。市はサイクル推進事業についてどのような取組を実施しているのか、答弁求めます。

○産業振興部長（鴨崎一郎） サイクルツーリズムに関する取組についてでございますが、鹿児島県が令和3年7月に、自然・景観など豊かな地域資源を生かしたサイクルモデルルートを設定し、国内外へ地域の魅力を発信することにより、県内全域への自転車による周遊観光を推進し、交流人口の拡大を推進することを目的として、鹿児島県サイクルツーリズム推進協議会を設立し、本市も設立時により加入しているところであります。同協議会では、令和4年度にサイクリスト向けに県内24のモデルルートを決定し、本市に関わりのある南薩ルートでは、砂楽、西大山駅、指宿駅などを通過するルートが設定されております。令和5年度には、サイクリスト及びインフルエンサーによる南薩ルートのモニターツアーを実施し、情報発信などを行ったところです。今年度も同協議会と連携し、受入環境の整備や情報発信等などに努めてまいりたいと考えているところです。

○13番議員（新川床金春） サイクルツーリズム事業は国策の一つで、四つの目標の一つにサイクルツーリズム推進事業による観光立国の実現が位置付けられております。これに加え、自転車を活用推進する計画においていろんな目標があります。どのような目標があると思っていますか。答弁を求めます。

○観光課長（山下浩二） サイクリストは、1日の移動距離が多い人で200kmを超えるケースも多く、単独の自治体での取組より複数の自治体が連携したプロモーションが必要であると考えられるため、市単独での大きな取組は行ってないところでございますが、今後、連携を行うにあたっては、宿泊地としてのPRを積極的に行うなど、市の強みを生かし、連携していただくことによる消費額の増加等につながるよう取組を行ってまいりたいと考えております。

○13番議員（新川床金春） ただいま200kmということでしたが、南薩地域を舞台にしたサイクルツーリズム推進をしてですよ、南薩摩から指宿を2往復するコース、いろいろしてですよ、そういう南薩エリアを対象にした計画とかできないのか、答弁を求めます。

○観光課長（山下浩二） 先ほど部長が説明しました県内の24ルートのうちの南薩ルートがあり

まして、南さつまを起点に日置、鹿児島市、指宿市、南九州市、南さつまに戻るルートが約233kmとなっておりますので、このルートを活用して稼げる観光地を作っていきたいと考えております。

○13番議員（新川床金春） 南薩と言ったのは、宿泊施設は指宿を中心だと思いますので、鹿児島入れば鹿児島に泊まるんですよ。南薩エリアを中心にしたコースを別に考えて、そういう大会とか。それで、私は、菜の花マラソンがありますよね。あのコースを走るとか、いろんなところを入れてですよ、できないのかなと思ったりしたんですけど、そういうことは検討する価値はないですか。

○観光課長（山下浩二） 周遊するまちづくりというのが、今、うちの課題でもございますので、そういったルートも考えながら、今後、整備してまいりたいと考えております。

○13番議員（新川床金春） よろしく申し上げます。

次に、3番目の電動アシスト付き自転車の利用実績と今後の活用方法についてということで、自転車でサイクルツーリズムする。実際、早い自転車もあれば、ゆっくりと観光を楽しむ自転車もあります。ここはゆっくりと観光を楽しんでもらうための話ですが、地域観光資源を特別な体験として五感で感じられるような観光地として、私は電動自転車はいいのかなと思いますけど、これまでの実績。答弁を求めます。

○産業振興部長（鴨崎一郎） ただいま議員からありました、自転車の種類というのいろいろとあると思います。指宿地域においては勾配がなく街乗りが中心というところで、ここは電動アシストなしの自転車の配置というところの要望等もあるというふうに聞いております。あと、遠出を行う観光客、2次利用であるとかそういったものについては、観光客の中では、遠出を行う場合にはスポーツタイプの電動アシスト付きの自転車との要望もあるというようなことでございます。そういった中で、この電動アシスト付きの自転車の活用というのは、今後、その辺も考慮しながら整備をすることになります。質問のあった実績ということになりますと、現在、市内で40台が稼働しており、平成26年度1,389件、平成27年度が1,443件、平成28年度は1,558件、平成29年度には1,729件、平成30年度には1,503件、令和元年度は1,260件、令和2年度は640件、令和3年度は731件、令和4年度は821件と、令和5年度が1,407件というようなことで、この40台が稼働しているという実態がございます。

○13番議員（新川床金春） ありがとうございます。今年度、50台自転車を買う、購入するという計画があります。これまで利用した40台の電動アシスタントはバッテリーを交換するとまだまだ利用できると思いますが、この40台の自転車の今後の利活用計画がどうなっているのか、答弁を求めます。

○観光課長（山下浩二） 現在、使用している車両でバッテリーの交換を行えばまだ使用できる車両につきましては、既存の貸出スポットの希望により設置台数を増やすことや、協力していただける施設があれば新規の貸出スポット等を設けて配置したいと考えております。

○13番議員（新川床金春） 指宿市には九州一の湖、池田湖があり、雄大な開聞岳があります。開聞岳を中心にした池田湖方面のサイクルコース、開聞庁舎を、開聞岳だけど庁舎が1番いいと思います。庁舎を中心にした池田湖ルート、長崎鼻からフラワーパークとか、ヘルシーランド周遊ができたりとかですね、いろんなコースを作ること、その40台の自転車を活用すればですね、やっぱり指宿で自分たちが気付かない観光地を巡り、それがまたインスタで飛んでいけばですね、指宿はすごくいいところだねっていうことになっていくと思うんですけど、そういうことをする考え、ないかですね。実際、いろんな観光ルートを作って観光客をもてなすという考えはないか、答弁を求めます。

○観光課長（山下浩二） 様々な観光スポットがございますので、それぞれの観光客の入込状況等を考慮しながら貸出スポットは決定していきたいと考えておりますが、開聞から池田湖、開聞から西大山駅など、各観光スポットを巡る周遊コースを検討してまいりたいと考えております。

○13番議員（新川床金春） 10数年前なのかなと思いますけど、先輩議員が池田湖1周道路の計画を立てていました。国策のサイクルツーリズム推進事業と自然公園を生かした国の補助事業を取り入れて、九州一の湖の一周道路の整備はできないのか。そこをサイクリングで回ったり、いろんな、菜の花マラソンで来た人たちが来てみたいようなコースを作るとか、マーチでも歩いてもらうとか、そういうことは検討できないか。池田湖一周道路ですけど、検討できないか。お願いします。

○産業振興部長（鴨崎一郎） 道路整備ということになろうかと思います。これは、旧来というか、合併前から、例えば山川の尾下、新永吉、上野、この辺をつなぐルートをどうしようかということもありましたが、現在、農道等が整備をされ、物理的にはというか環境的にはそういうコースもできようかと思います。今、議員がおっしゃられるその整備というところが、おそらくその尾下であるとか新永吉だとか、そういうことかなと思うんですが、そこに関しては、諸々ですね、土地の問題、それから工事費用等の問題、それも考慮、検討しなければならないということから、この場でできますということの答弁はできませんけれども、現在あるそういった整備された道路ですね、そういったものを使いながら何ができるかというところについては、現在の観光ビジョンのエリアごとの体験等々のですね、メニュー等も含めながら検討する価値はあるかなというふうには思っております。

○13番議員（新川床金春） よろしく申し上げます。

次に、5番目のかいもん山麓ふれあい公園整備計画と運営方法について。令和3年度から2年かけてかいもん山麓ふれあい公園整備検討委員会を開催してありますが、検討委員会が出した方針について、答弁を求めます。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 検討委員会での提言書の中身でございますけれども、意見の総評といたしましては、民間委託というのを急ぐのではなく、公園の潜在力を活用し、改

善策に優先順位を付けて取り組むことが急務である。今できることをやっていき、ダメなら次の策を民間も入れて考えていくことで、行政と市民の一体化もできていき、ふれあい公園も活気が戻るのではないかなというような提言をいただいております。

○13番議員（新川床金春） 私は、これまで何回もかいもん山麓ふれあい公園やレジャーセンターかいもんの管理の赤字が大きいよねと、指定管理かPFIはできないかとの場で言ってきました。年間幾らの赤字が出ているんですか、答弁求めます。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 過去5年間で、大体平均して年間5,000万円程度の赤字が出ている状況でございます。

○13番議員（新川床金春） 決算書を見てですね、平成27年から令和4年度にかけて2億4,900万、赤字があるんですよ。単年度で5,000万とか、その金額かもしれないけど、2億4,900万あります。それを解消するために今のままでいいよということでは済まないと思います。指定管理をすとか、場合は、行政の負担を軽減するためにPark-PFI入れて、もう平成4年にできた建物ですので、外観が傷んでいます。そこを塗装して綺麗にするとか、ゴーカードを綺麗にして、そして、幼児が乗る、電動自動車というんですかね、あれもしっかりと持って、おもてなしできるように買い換えるとか、そういう感じのことができればですね。かいもん山麓はお金を生む場所だと私は思います。そういうのはできないのか答弁を求めます。

○企画政策課長（東忠孝） かいもん山麓ふれあい公園につきましては、昨年10月に改定した個別施設計画で施設を用途廃止とした上で、今後、全ての施設について、公園を核として地域のにぎわいを取り戻すことや、周辺への経済波及効果などを勘案し、ノウハウを持った民間事業者への委託、貸付けなどについて可能な限り早期に実施することとしております。この方針を踏まえ、令和5年度にかいもん山麓ふれあい公園利活用事業公募型提案プロポーザルを実施いたしました。残念ながらその公募に応募者はなかったところです。今後につきましては、この方針を踏まえ、民間企業等へ意向調査を行いたいと考えており、現在、その準備を進めているところです。

○13番議員（新川床金春） 開聞地区には、公共施設で毎年多額の赤字を出している施設が他にもあります。温泉入浴の入浴料の値上げの説明会で、地元の方が指定管理者の導入はできんとかというような話があったと聞いています。市は財政改革をしています。赤字幅を縮減できるのであれば、地元の方をお願いし、地元の方が一生懸命その施設を管理してくれることで、仮に、例えばですよ、3,500万の赤字が1,500万減るとか、そういうことがあったら検討すべきじゃないかなと。今後も、3,500万円捨てるか、1,500万の軽減ができるんだったら2,000万で委託すとか、そういうことは考えられないのか答弁を求めます。

○産業振興部長（鴨崎一郎） 先般、市長がですね、基本的には、やっぱり地元の方々といろいろと話をしながら今後の在り方をじっくりと検討しましょうということで、第1回目の皆さ

ん方と語る会というのを開催をしております。そういった中で、今、あった、地元と共同でとか民間活力でというようなアイデアもおそらく、今後、出てこようかと思いますが、今、議員がおっしゃるように、その費用を抑えながら、持続可能なその施設運営等々もですね、視野に入れながら、今後、また話合い等ですね、進めていかなければならないのかなというふうに思っているところです。

○13番議員（新川床金春） ありがとうございます。市の行政改革を大胆に進めるのであれば、既存の概念であるすぐできないとか考えるのをやめてですね、私の支持している木村俊昭先生がやってる地域活性化はできないをできる。そしてメジャーリーガーの大谷翔平選手もできないをできるに変える思考を持っております。執行部の皆さん、財政改革をするためには、今までできないものをできるように、そして市長がいろんな提案することを前向きに捉えて実現できるように取り組んでいただきたいと思います。私の質問を終わります。

△ 延 会

○議長（西森三義） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御意義ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御意義なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は、20日に行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 3時52分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 西 森 三 義

議 員 田 中 健 一

議 員 吉 村 重 則

第 2 回 定 例 会

令和 6 年 6 月 20 日

(第 3 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

令和6年6月20日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 東勝義議員の発言取消申出の件
- 日程第3 一般質問

### 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

### 1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 2 番 議 員  | 松 下 知 恵 | 3 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 4 番 議 員  | 前 原 五 男 | 5 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 6 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 7 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 | 9 番 議 員  | 田 中 健 一 |
| 10 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 11 番 議 員 | 東 伸 行   |
| 12 番 議 員 | 井 元 伸 明 | 13 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 14 番 議 員 | 福 永 徳 郎 | 15 番 議 員 | 高 田 チヨ子 |
| 16 番 議 員 | 前之園 正 和 | 17 番 議 員 | 下川床 泉   |
| 18 番 議 員 | 西 森 三 義 |          |         |

### 1. 欠席議員

な し

### 1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 市 長     | 打 越 明 司 | 副 市 長   | 黒 永 英 樹 |
| 教 育 長   | 田之上 典 昭 | 総 務 部 長 | 渡 部 徹 也 |
| 市民生活部長  | 富 永 敏 尚 | 健康福祉部長  | 出 島 雅 彦 |
| 産業振興部長  | 鴨 崎 一 郎 | 農 政 部 長 | 内 村 喜代志 |
| 建 設 部 長 | 高 田 博 憲 | 教 育 部 長 | 紺 屋 聖 一 |

|           |       |                |        |
|-----------|-------|----------------|--------|
| 総務課長      | 濱上和也  | 健康・協働のまちづくり課長  | 嶺元和仁   |
| 危機管理課長    | 打越貴人  | 財政課長           | 上村圭一郎  |
| 環境政策課長    | 安留和信  | 長寿支援課長         | 上川床 聡  |
| 健康増進課長    | 渡部晃子  | 観光施設管理課長       | 園田浩一郎  |
| 耕地林務課長    | 村元重夫  | 学校教育課長         | 船間秀仁   |
| 生涯学習課長    | 上 蘭浩司 | 学校給食センター所長     | 水流弘樹   |
| 水道課長      | 湯ノ口繁生 | 健康・協働のまちづくり課主幹 | 高杉 ゆみ子 |
| 財政課主幹     | 中村香帆  | 地域福祉課主幹        | 松澤 ルミ  |
| 観光施設管理課主幹 | 谷口義郎  |                |        |

#### 1. 職務のため出席した事務局職員

|         |      |           |      |
|---------|------|-----------|------|
| 事務局長    | 池水拓也 | 主幹兼調査管理係長 | 下川裕一 |
| 主幹兼議事係長 | 川畑裕二 | 議事係主査     | 古川浩仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（西森三義） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（西森三義） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、東伸行議員及び井元伸明議員を指名いたします。

## △ 東勝義議員の発言取消申出の件

○議長（西森三義） 次は、日程第2、東勝義議員の発言取消申出の件を議題といたします。  
お諮りいたします。

東勝義議員から、6月19日の会議における発言について、会議規則第65条の規定により、お手元に配布いたしました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。

取消しの申出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、東勝義議員からの発言取消の申出を許可することに決定いたしました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 東勝義議員。

○5番議員（東勝義） 議長に、ただいま発言の許可をもらいましたので、一言発言させていただきます。昨日、私の一般質問の中で、心にもないことを口走ってしまい、本当に皆様方に迷惑を掛けたことを深く猛省し、この場をお借りしてお詫び申し上げます。本当に申し訳ないでした。お詫び申し上げます。以上です。

## △ 一般質問

○議長（西森三義） 次は、日程第3、一般質問を行います。

19日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、高田チヨ子議員。

○15番議員（高田チヨ子） 皆様、おはようございます。公明党の高田チヨ子でございます。

6月議会2日目のトップバッターになりました。元気いっぱい行いますので、どうぞよろしく願いいたします。

新しく副市長、教育長が任命されました。昨日の同僚議員の質問の答弁を聞き、これから

指宿市発展のため、また、指宿市の児童生徒のために頑張ってもらえるものと嬉しく思いました。

いよいよ梅雨時期に入りました。先日も一斉に携帯のアラートが鳴りました。高齢者の方は避難をするようにということでした。我が家のお隣の方も一人でいるのは怖いということで、施設にお泊まりをしました。泊まれるところがある方はいいですね。本人も周りの方も安心できます。しかし、一人住まいで泊まりに行くところがない方もいらっしゃるのではないかと思います。そういう方々のために、避難場所を決め、早めに教えていただけることはとてもありがたいことだと思いました。危機管理課の皆様のスピード感のある対応に心から感謝いたします。

風雨による災害が起きやすい季節となりました。線状降水帯の発生など、災害が激甚化しています。日頃から、我が家の周りの点検や非常持ち出し品等の準備、さらに、御近所の方々との話し合いなどが、いざというときに役に立つと言われているようです。私も非常持ち出し品の点検、補充をしようと思いました。また、御近所の方々と大好きなお茶飲みをしたり、井戸端会議をしたりするのも有効かなと思っています。

また、これから暑い季節にもなります。熱中症対策等、体調を崩されませんよう、それぞれが気を付けていくことも大事だと思います。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

まず初めに、子育て支援について、お伺いいたします。子育て支援といってもいろいろなものがあります。今日は、その中から幾つか質問をしたいと思います。

鹿児島市では、ウッドスタート事業を始めて大好評だと聞いています。実は、私が出産した約40年前、今、その子が40歳ですけれども、その頃は、指宿市からグアバの苗木をもらいました。その木を植えて子供と一緒に成長していく感じがとても良かったなど、今でも思うことです。現在、指宿市では新生児に対して何か贈り物をしているのでしょうか。

2点目に、ゴミ収集について、お伺いいたします。高齢者や障害者などのごみ出し支援について、これまでに何回か質問をしてきました。徐々に前向きになってきたのではないかなと思っていましたが、最近では、あまり進んでいないような感じを受けています。検討はしているけれども難しいということなんでしょうか。現在、ゴミ収集がどうなっているのか、お尋ねいたします。

3点目に、在宅介護について、お伺いいたします。在宅で高齢者の介護をしている方が多いのではないかと思います。できれば施設にお願いしたいんだけれどもと思っている方がたくさんいらっしゃるのではないのでしょうか。でも、人数制限があったり、費用がちよっと工面できなかったり、どうしても施設にお願いができないという方も多いのではないのでしょうか。そこで、お伺いいたします。このように、在宅で介護している方に対して、何か実施している助成について、現状はどのようなものがあるのでしょうか、お伺いいたします。

4点目に、医療用ウィッグについて、お伺いいたします。この件については、以前にも質問をしていましたが、市長からは、まず、財政再建が優先だと答弁いただいております。しかし、今回の6月補正案を見ると、この医療用ウィッグの予算が計上されておりました。とても嬉しいことだと思いました。この助成について、指宿市の考え方について教えていただきたいと思います。

以上4件についてお伺いし、1回目の質問といたします。

**○市長（打越明司）** おはようございます。今日もよろしくお願いいたします。

まず、高田議員から四つの質問をいただきましたが、そのうち、指宿市での新生児に対する何かプレゼントはあるのかというお尋ねでありました。本市では、新生児に対して、子育て応援交付金として、出生児1人につき5万円の給付を行っているところであります。また、乳児に対しては、本を贈呈するブックスタート事業も実施しているところであります。

ほかの質問につきましては、関係職員から答弁させます。

**○市民生活部長（富永敏尚）** ごみ出し支援に関する御質問でございました。ごみ出しが困難な高齢者又は障害者の方など、これらの方々に対する支援につきましては、重要な施策の一つであると認識しているところでございます。現在、関係部署が連携いたしまして、市が直接支援をいたします直接支援型。それから、地域コミュニティなどを活用するコミュニティ支援型。それから、市の福祉サービスの一環として行う福祉サービス一環型などの支援の方法や体制などを含めて、引き続き、検討を重ねているところでございます。今後、ますます高齢化が進むことを考えますと、支援が途切れてしまうことがない安定した支援体制の確保が重要であると認識しておりますけれども、支援内容やコストなど総合的な見地から、できるだけ本市の実態に即した継続性を担保できる方法を今後も探ってまいりたいというふうに考えております。

**○健康福祉部長（出島雅彦）** 在宅介護の現状についての御質問でございます。在宅の高齢者を介護している方に対しては、紙おむつ等の購入費や訪問理美容料の助成を行っております。紙おむつ等の購入費の助成を受ける場合は、事前に市役所で支給引換券を受け取り、指定販売店で紙おむつ等と引換えを行います。支給限度額は、重度心身障害者や要介護3以上の方を介護している方は2,700円、要介護4以上の方を介護している方で一定の要件を満たす場合は5,400円で、限度額を超える分は自己負担となります。なお、令和5年度実績につきましては、延べ2,162人の方が御利用されております。訪問理美容料の助成を受ける場合は、事前に市役所で助成券を受け取り、理美容業者の出張サービスを受けたときに助成券を業者にお渡しします。助成額は訪問理美容料の2分の1で2千円が上限となっており、これを超える分は自己負担となります。実績につきましては、令和5年度は延べ40人の方が御利用されているところでございます。

次に、医療用ウィッグについての御質問でございます。がん医療の進歩により、治療を継

続しながら社会生活を送るがん患者が増加しておりますが、その一方で、がんやがん治療に伴う副作用により、脱毛や爪、手術痕などの様々な外見の変化が起こる場合があります。医療用ウィッグとは、手術、化学療法又は放射線治療に伴う脱毛によるがん患者の精神的負担を軽減するために使用するかつらのことでございます。県では、令和4年度から、がん患者の経済的負担を軽減し、治療と就労などの両方を支援することを目的として、医療用ウィッグの購入費用の助成を行う市町村に対し、経費の一部負担を行っているところでございます。対象者の気持ちが少しでも前向きになり、生きる気力を持つために少しでも手助けができるよう、本市におきましても、事業の取組を考えているところでございます。

**○15番議員（高田チヨ子）** それでは、2回目からの質問に入りたいと思います。

まず、新生児対策について、お伺いいたします。本市では、新生児に対して、応援交付金として、出生時1人につき5万円の給付を行っているということでした。とてもありがたいことだなと思いました。また、乳児に対しては、本を贈呈するブックスタート事業をしているとのことでした。それでは、お伺いいたします。このブックスタート事業というのはどのような事業なのでしょうか、お伺いいたします。

**○生涯学習課長（上園浩司）** ブックスタート事業は、乳幼児及びその保護者に絵本を配布することにより、絵本を通してお互いに心を通い合わせ、絆を深めるとともに、乳児期から本に親しむ習慣を身に付けることを目的に、市内に住所を有し、乳児健診を受診した満1歳未満の乳児に対して、教育委員会が絵本を1人1冊ずつプレゼントする事業であります。この事業は平成29年度からスタートし、令和6年5月末までに計570冊の絵本をプレゼントしております。また、持ち運び用の布製バッグや読み聞かせを通じた親子の関わり方などについてまとめたアドバイスブックなどを絵本と合わせてプレゼントすることで、絵本を通じた親子の絆作りのきっかけとしていただいております。多くの方に喜んでいただいているところです。

**○15番議員（高田チヨ子）** 今、説明をいただきました。ありがとうございます。絵本をいただくことによって小さい頃から本に親しむことができ、とてもいい事業だなと思っています。お母様方も大変喜んでいただいているのではないかと思います。ありがとうございます。

それでは、ウッドスタート事業について、鹿児島市では令和6年1月から開始しているようです。本市以外での取組はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

**○農政部長（内村喜代志）** ウッドスタートとは、東京おもちゃ美術館が提案する木育のプランのことであり、誕生祝い品事業や木育円卓会議、木育キャラバンの開催、子育てサロンの木育化、姉妹おもちゃ美術館の設立を行うことで、自治体としてウッドスタート宣言を公式に行うことができるようになります。なお、全国的には、現在、4県、54市町村によってウッドスタート宣言が行われているようです。鹿児島県内にはウッドスタート宣言をしている自治体はございませんが、鹿児島市が令和6年1月から新生児を対象にヘキサゴンウッドブロックの贈呈を開始したほか、屋久島町でも、木材製品贈呈事業として、令和3年4月以降

に出生した新生児に地元産の木製食器や木のおもちゃ等を送る事業が実施されているよう  
あります。

**○15番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。新生児に地元産の木製のおもちゃを差し  
上げるということでした。

それでは、木育の観点から、指宿ではこういった取組を行っているのでしょうか、お伺い  
いたします。

**○耕地林務課長（村元重夫）** 本市としましては、これまでも、森林環境譲与税を活用した事業  
として、木に触れ合う機会の創出を目的に、市内小中学校の授業の中で、木工教室やシイタ  
ケのこま打ち体験などの授業を行っているところであります。令和5年度につきましては、  
開聞小学校で児童21名を対象に本棚の作成を行ったほか、いぶすき産業まつりでも木工教室  
を開催し、43組の親子に木工の体験を行っていただいたところであります。また、森林環境  
教育として、令和3年度には、山川小学校1年生が旧尾下牧場内でクヌギの植栽を行ってお  
り、子供たちが考えた、おさがりむしたちの森という愛称のもと、今後も木と触れ合う森と  
して活用していく計画でございます。

**○15番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。とても楽しそうな、子供たちが喜びそう  
な授業だな、そういうふうに思いました。ありがとうございます。

実は、先日、鹿児島で会合がありました。それに参加したんですけれども、そこに、この  
鹿児島で始めたウッドスタート事業のそのおもちゃを持ってくるおばあちゃんが、すご  
く喜んでいらっしゃいました。孫のためにこういうものをくださる、ありがたいよねって。  
中を見せてもらったら、お孫さんが口にくわえても大丈夫なようになっていて、積み木のよ  
うなふうにもなっていて、お孫ちゃんが大きくなったら積み木遊びができるというような、  
そういう感じのおもちゃでした。本当に、このおばあちゃんの喜びを聞いていて、いいこと  
だなって思ったところです。指宿市でもこのウッドスタート事業を開始するお考えはないで  
しょうか、お伺いいたします。

**○耕地林務課長（村元重夫）** 過去に、森林環境譲与税を活用した新規事業として、新生児に積  
み木を贈呈することを検討したことがございますが、衛生面の不安や誤飲事故などの懸念も  
あって、保護者がこの事業を真に必要としているかということも、まだその時点では分から  
ない状況でもありましたことから、事業の実施をそのときは見送った経緯がございます。今  
後、新生児を含め、木育という観点からこういった取組ができるのかも含めまして、引き続  
き、調査研究を行ってまいりたいと思っております。

**○15番議員（高田チヨ子）** 是非、検討をしていただきたいと思います。安心・安全な面から  
も、とてもいいおもちゃになるのではないかなと思いますので、よろしく願いいたしま  
す。

次に、不登校児童生徒支援について、お伺いいたします。不登校児童生徒の問題について

は、今までにも何回も質問をさせていただきました。今日は、少し観点を变えてお伺いしたいと思います。不登校児童生徒の支援について、指宿市の現状を教えてくださいたいと思います。

**○教育長（田之上典昭）** 高田議員から、不登校児童生徒の支援の現状についての御質問がありましたので、答弁をさせていただきます。不登校の児童生徒数につきましては、令和5年度は指宿市で計73人となっております。不登校児童生徒への支援としましては、市内全学校におきまして、登校しても教室に入れない児童生徒のために、保健室や図書室、空き教室などの別室を整備して学習支援等を行っております。さらに、教育支援センターを市内に2か所設置し、センターに配置している指導員と一緒にタブレット端末を使用した学習活動や、バドミントンや卓球などの運動、折り紙や竹とんぼ、こま作りなどの創作活動等を行っております。また、児童生徒や保護者の悩み事、心配事の相談に対しては、いつでも相談員やスクールソーシャルワーカーが対応できる体制を整えているところでございます。そのほか、在籍校の教職員が定期的に教育支援センターを訪問して不登校児童生徒の学習の支援を行うなどして、学習の遅れへの不安を少しでも減らして、学校へ登校できるよう努めているところでございます。

**○15番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。指宿市は、結構不登校児童の支援について一生懸命取り組んでくださっている、そういうふうに感じます。そこでなんですが、この学校とか教育支援センターとか、そういうところに行けるお子さんはまだ大丈夫かなと思うんです。でも、その保健室にも行けない、教育支援センターにも行けない、お家から1歩も出ない、そういう子も何人かいるのではないのでしょうか。そういうほとんどどこにも行けていない児童生徒がどれくらいいるのでしょうか。また、その要因は何だとお考えでしょうか、お伺いいたします。

**○教育部長（紺屋聖一）** 令和5年度におきまして、市内小中学校全体で1日も学校や教育支援センターに登校、通級できていない児童生徒はおりませんが、生活リズムの乱れや無気力、不安などの理由から、学校や教育支援センターへの登校、通級がなかなかできていない児童生徒は7人おります。しかし、学校の別室登校や教育支援センターでの学習支援の充実により、学校や教育支援センターにほとんど行けない児童生徒は、令和4年度と比較すると半数以下となっているところでございます。

**○15番議員（高田チヨ子）** 7人ということでしたけれども、今はもう本当にどこにも行けない生徒は半数ぐらいになっているという、最後にそういう説明がありました。本当にこの不登校の生徒がこのまま大人になったときが心配だと思うんです。お母様方は本当に心を痛めているんじゃないかなって、そういうふうに思います。その子たちのためにも頑張っていたきたいなって、そういうふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、不登校児童生徒の健康診断の受診について、お伺いしたいと思います。実

は、鹿児島県ではないようなんですけれども、よその県で不登校になっていたお子さんが、現在は大人になって、だけれども、子供の頃、不登校だったために、その頃に受けなければならない歯科検診だとか眼科検診だとか、いろんな学校で受けられる検診を受けていなかった。そのために、今現在、お困りになっているということを知りました。そこで、お伺いたします。令和5年度の不登校児童生徒の中で、健康診断を受診していない児童生徒数、それと、学校の対応について、お伺いしたいと思います。

**○教育部長（紺屋聖一）** 健康診断の実施に当たり、学校は、不登校児童生徒や保護者と健康診断の必要性を共有するとともに、受診できなかった場合の対応を確認しております。学校医や学校歯科医による健康診断を受診できなかった場合は、行事前の臨時健康診断や学校医や学校歯科医の医療機関での検査、学校で行える検査については、保健室等で個別に実施するなど、健康診断の機会を設けているところでございます。その上で、令和5年度の不登校児童生徒の中で健康診断を受診できなかった児童生徒数は12人でございます。学校における健康診断は、児童生徒自身や保護者が健康状態を認識するとともに、児童生徒の健康の保持増進を図ろうとするものであることから、学校に登校できない児童生徒につきましても健康診断の機会を提供できるよう、引き続き、担任やスクールソーシャルワーカーが家庭訪問等の際に受診を勧めてまいりたいと考えております。

**○15番議員（高田チヨ子）** 不登校の生徒も健康診断を受けられるような努力をこれからも頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、不登校児童生徒の給食費の徴収はどうなっているのでしょうか。現状を教えてください。

**○学校給食センター所長（水流弘樹）** 給食費につきましては、保護者から申出があった場合は、病気その他やむを得ない事情として届出の2日後から連続5日以上給食を停止する場合には、給食費を精算し、徴収しないこととしております。給食停止は保護者の判断となりますので、学校に登校することができたときに給食を食べられるように、あえて給食の停止を行っていない保護者の方もいらっしゃるようです。

**○15番議員（高田チヨ子）** 保護者の判断ということですね。そうですね。学校に今日は久しぶりに行ってみたけど、給食がなかったっていったらすごいかわいそうですもんね。そういうことがないようにしてあげていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、学校や教育支援センターにも行けていない児童生徒への今後の取組について、お伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○教育部長（紺屋聖一）** 教育委員会といたしましては、不登校の原因や理由は様々であり、複数の事情が絡み合っていることもあることから、不登校児童生徒への支援は、学校や家庭、市地域福祉課、児童家庭支援センター、児童相談所、病院などの関係機関が連携を図りなが

ら支援を継続していくことが重要であると考えております。今後の取組としまして、なかなか学校や教育支援センターに登校、通級できていない児童生徒に教育支援センターの取組を再度紹介し、1人でも多くの児童生徒が1歩踏み出し、心がホッとできる楽しみがある場所になるよう努めてまいりたいと考えております。

**○15番議員（高田チヨ子）** よろしくお願いいたします。

それでは、メタバースやフレンドルームの設置について、お伺いいたします。令和6年2月15日の南日本新聞記事によりますと、鹿児島市では、学校や適応指導教室に行けない児童生徒を対象に、メタバースを使う学習支援や校内にフレンドルームを設置しているようです。まずは、メタバースやフレンドルームということが分かりません。どのようなものを教えていただきたいと思います。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 鹿児島市におけるメタバースを使う学習支援は、学校や教育支援センター等に行けず自宅で過ごしている児童生徒が、インターネット上に自分の分身となるキャラクターを作り、そのキャラクターを使ってほかの人と交流するきっかけ作りを目指す不登校支援でございます。また、フレンドルームは、不登校傾向や復帰する事前段階にある児童生徒を対象に、学校内で自分のペースで過ごせる別教室であり、相談員が常駐しているとのことでございます。

**○15番議員（高田チヨ子）** なんか楽しそうな取組ですね。テレビに自分をキャラクターにしてみるといろいろあるみたいですが、本当にこういうメタバースとかフレンドルームとか取り入れることができたらいいいのかなと思うんですけれども、この不登校の児童生徒が1日も早く学校や適応教室に行けるようになってほしいと思います。是非、教育委員会の皆様、学校の先生、そして保護者の皆様、そしてお友達や地域の皆様、みんなが一つになって見守り、取り組んでいくことが大事ではないかと思います。このことについてはどのように思いますか、お伺いいたします。

**○学校教育課長（船間秀仁）** メタバースを使う学習支援につきましては、本市において、インターネット上に自分の分身であるキャラクター設定は行っておりませんが、インターネットを利用した学習支援として、不登校児童生徒及び保護者からの要望に応じて、自宅と学校間をつないでオンライン授業等を実施しております。インターネット上でのキャラクターを活用したほかの人との交流などの必要性については、国・県の動向を注視し、他市町村の状況を見ながら調査研究を行ってまいります。フレンドルームにつきましては、本市ではフレンドルームという名称ではありませんが、週3日、教育相談員4人が各小中学校の一部屋を利用し、児童生徒の支援を行っております。教育相談員不在時には、教職員が対応して、校内でも自分のペースで過ごせるよう支援しております。今後も、保護者や学校、関係機関等と連携しながら、不登校児童生徒に対する支援に取り組んでまいります。

**○15番議員（高田チヨ子）** 市長、このことについては市長としてはどのようにお考えでしょ

うか、お伺いいたします。突然申し訳ないです。

**○市長（打越明司）** 私もこの取組については、鹿児島市も今年から実験的にスタートするということで、鹿児島市の場合には、その対象になる児童生徒が非常に多様で、数が相当多いんだらうなということで、我々指宿市の場合には、まだまだ一人ひとりに対して、マンツーマンで寄り添うことができるような状況であるので、この答弁のように、他で取り組んできた成果を確認をしながら進めていくのがいいのかなというふうに私も感じているところです。

**○15番議員（高田チヨ子）** 突然に投げかけて申し訳ありませんでした。ありがとうございます。

それでは次に、ごみ収集について、お伺いいたします。このごみ収集については、これまでも何回も質問をさせていただいておりますが、実際にごみ出しに困っている方がいらっしゃるんです。先ほどの説明では、関係部署で検討していただいているということでしたが、前回の私の質問を受けてからどのような取組が進められているのでしょうか。そして、今後はどうに取り組んでいかれるのか、お聞かせください。よろしくお願いいたします。

**○長寿支援課長（上川床聡）** 高齢者のごみ収集の支援に関する御質問でございます。本市では、介護保険サービス又は障害福祉サービスの訪問介護などの利用者の中で、ごみ出しが困難な方を対象に、訪問介護事業所などのホームヘルパーが指宿庁舎の敷地内に設置しております専用ごみ収集所に持ち込めるようにしております。この専用ごみ収集所でございますけれども、以前は収集日が週2日のみであったため、ホームヘルパーはこの曜日に合わせて訪問介護サービスをせざるを得ない状況がございました。このため、訪問できる利用者の件数が限られていたということが問題でございます。このため、令和5年の当初でございましたけれども、専用ごみ収集所の持ち込みを週2日から週5日に拡充したところでございます。これにより利便性が図られ、利用者が増加しているといったのが現状でございます。また、別の取組として、池田校区の仮屋地区では、地域住民による有償ボランティアを行う互助組織、仮屋おたすけ会を立ち上げ、ごみ出し等で困っている地域の方の生活支援を行っております。このように、現在実施している取組は、高齢者等の生活支援の一助となっていることから、今後も継続して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○15番議員（高田チヨ子）** ホームヘルパーがごみ出しのお世話をしたり、池田校区の仮屋地区では地域住民による有償ボランティアを行うなど、そして、仮屋おたすけ会を立ち上げているということ、とてもすばらしい取組だと思います。このような取組が市全体に広がってほしいのではないかなと思っています。でも、この取組は、自治会によってできるところ、できないところあるのではないのでしょうか。私としては、やはりできることなら戸別収集が望ましいと考えているんです。また、他の自治体では、戸別収集を行っている事例がありますので、1日でも早く私たちのこの指宿市もこの戸別収集に取り組んでみるお考えはないのでしょうか。よろしくお願いいたします。

**○環境政策課長（安留和信）** 先ほど、介護保険サービスや障害福祉サービスの制度を活用して回収したごみを持ち込める環境の整備や、地域住民による有償ボランティア組織を立ち上げて行っている生活支援について御説明いたしました。これらの事業も戸別収集の一つだと考えているところでございます。しかしながら、介護保険サービスなどを活用できない方の中にもごみ出しの支援が必要な方がいるのではないかと思いますので、そのような方への支援をどのような形でできるのか、引き続き、関係部署が連携を図りながら調査研究をしてまいりたいと考えております。

**○15番議員（高田チヨ子）** よろしく申し上げます。

市長にお尋ねしてもよろしいでしょうか。すいませんね、市長にお尋ねいたします。このごみ収集については、高齢者や障害者の方にとってはとても大事なことだと思います。1日も早く戸別収集に取り組むことが大事ではないかなと思うんです。いかがでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

**○市長（打越明司）** 一概に戸別収集と言っても、高田議員がお話しているのは、恐らくもう市でそういう支援員を配置をして、いわゆる公的な支援としてもやればどうだと、こういう趣旨ではないかと思うんですが、支援の仕方っていうのは様々な形があって、できる限りやっぱり協働でまちづくりをしていこうねというような方向性の中で、まず可能な限りはお互いに助け合える体制を築いてもらう方が、私はやっぱり最初の選択だろうと思います。実は色々な、公民館長さんでありますとか区長さんでありますとか、そういう方々とお会いした時には、ごみ出しについて困っている方々はそれぞれの地域ではどれぐらいおられますかということで、よく意見交換をいたします。やっぱり地域の役員をされている方々であったり、少し手が空いている方々、若い方々ですね、1人か2人の方をケアしながら、今日はごみを出してあげようかと、そういった声掛けをしてくれている地域も結構あるようであります。私どもの地域でもそういった活動をしてくれております。ただ、こうしたものも、高齢化がどんどんどんどん進展していったってですね、高齢者の中にも、玄関の前に置くところまでだったら頑張るから、そこから収集所まではお願いねという皆さんもおられますし、中には、もうちょっと本当に持つのも大変なので、もう家に上がってきていいから持って行ってくれないかというような、高齢者の方々のごみ出しでも不自由さの段階が色々あるなというのを非常に感じているところであります。いずれはですね、鹿屋でしたかね、他地域でもそういう挑戦をしている地域がありますけれども、最初から全てをとというのではなくて、一部どうしてもそういう支援が必要になってくれば、今、ごみについては、この出し方について立ち会ったり、チェックをしながら指導してくれている方々もおられますけれども、そうではなくて、そのごみ出しというところでの介助支援ということも念頭に入れながらですね、財源や方法を考えていかなくちゃいけないなというふうに考えているところであります。今後、状況を見ながら、必要になったときには必要な支援をというふうに考えております。

**○15番議員（高田チヨ子）** よろしくお願ひいたします。

それでは、3点目の在宅介護について、お伺ひいたします。先ほどの説明で、紙おむつなどの利用については、令和5年度の実績では2,162人の方が利用されているということでした。また、施設利用料や日常生活の費用が高く、収支を圧迫しているが、生活保護には該当しないような方が大勢いらっしゃると思っています。実は、私が面倒見ている方もその中の1人でございます。このような方への支援についてはどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか、お伺ひいたします。

**○長寿支援課長（上川床聡）** 本市におきましては、先ほど部長からも答弁がございましたが、紙おむつ等支給事業や訪問理美容助成事業を実施することで、本来それぞれの世帯や個人が負担しなければならない費用の軽減というものを図っているところでございます。また、議員からの御質問ございました、生活が困窮し、現状では制度を活用できない状況にある方、こういった方に対しましては、個々の状況をしっかりと把握した上で、生活が困窮することがないように、関係部署と連携を図りながら、現在、対応させていただいております。今後も引き続き、適切に対応をしてまいりたいというふうに思っております。

**○15番議員（高田チヨ子）** よろしくお願ひいたします。

それでは、最後の質問になります。医療用ウィッグについて。この医療用ウィッグについては、私は3月議会で質問しようと思っていました。それができなかったため、今回することにいたしました。ほかの質問も何件かありましたが、特にこの医療用ウィッグについては、どうしてもやりたいなと思っておりました。それでは、県内のほとんどの市で実施しているように聞いていますが、令和5年度の鹿児島県と近隣市の利用実績はどのくらいになっているのでしょうか、お伺ひいたします。

**○健康増進課長（渡部晃子）** 議員御案内のとおり、令和6年度における県内での医療用ウィッグの購入費用に係る助成につきましては、ほとんどの市が助成をしているところです。令和5年度の県内の利用実績につきましては、436件となっております。本市以外の南薩地域におきましては、3市合計で26件となっております。

**○15番議員（高田チヨ子）** 実は今回の6月議会の補正予算において、この医療用ウィッグ、そして驚いたことに胸部補正具も補助されるようになっておりました。本当に嬉しかったです。実施に向けて市が取り組んでくださったんだということをととても嬉しく思いました。また、鹿児島県においても、この胸部補正具にも補助が出るようになっていようようです。指宿市も両方ともしていただけるようになったということは、とても素晴らしいことです。そこで、これからの指宿市のこの取組について、お伺ひしたいと思います。

**○健康増進課長（渡部晃子）** 議員のおっしゃられたとおり、県では、令和6年度から、がん患者アピアランスケア支援事業として、医療用ウィッグの購入助成と併せて胸部補正具も助成対象となりました。本市におきましても、ウィッグと併せて胸部補正具への助成にも取り組

む予定としているところでございます。

**○15番議員（高田チヨ子）** 本当にありがとうございました。それでは、市長お待たせいたしました。市長にこれはどうしても答弁をしていただきたいと思っております。前、お聞きしたときは、財政再建が優先だからということで助成することはできないと言われていました。それが、医療用ウィッグだけでなく胸部補正具にも助成されるということになり、本当にありがたいなと思っているところです。このように助成されるようになった背景、それはどのような理由があるのでしょうか、市長にお伺いいたします。

**○市長（打越明司）** 前もここでも答弁させていただいたこともありますけれども、医療用ウィッグ、そして今回テーマの一つである胸部補正具、こうしたものについては、もう既にそれぞれの皆さんは肉体的なあるいは精神的な非常に負担を乗り越えてきている。さらに、経済的な負担も出ているということで、そういう方々が私の知人の中にもおりますので、支援の必要性というのは私も十分に感じていたところであります。一方で、御案内のとおり、私たちの町では、今、経営改善計画を作って進めていく中での大きな原則として、収入の範囲で支出をしていこうということであります。今、実はこの今回のこういった助成策を含めて、時代の要請とともに少しずつ少しずつ様々な需要が増えてくるという面がありますが、一方で、増えてきた需要をそのままずっと積み重ねていきますと、もう支出だけがどんどん増えていくという形になります。どの事業についても、今回のこの事業についても、県の助成はありますけれども、半額はそれぞれの町で負担してくださいねということでありますので、どうしても今後、私たちが事業を選択していく場合に、あるいは取り入れていく場合には、他の部分も含めてスクラップアンドビルドをしていこうねと。何かを取り入れるときには何かを一つ終わらせていくということをちゃんとしていこうということを徹底しようということでありました。今回のこの件については、健康増進課を中心にしながら、この費用を捻出するために様々に工夫をして知恵を出してもらって、その他のところに掛かる費用を節約をし、本来であれば、これはよく考えたら削っても構わない事業だよ、費用だよ、ねといったものを見直しながらなんとか捻出をできたということで、昨年度中にそれができていれば、当初予算で入れることも可能だったと思いますけれども、遅ればせながら3月中にはほぼめどが立ったということで、心待ちにして6月で補正を組んで出していただいたのですが、トータルとしては、この費用については、その健康増進課の課内の中の節約で生まれた費用で助成ができるということで、その費用が医療用ウィッグの予想の需要を越えて生まれたので、越えたならば、胸部補正具も含めてですね、取り組めるのではないかとということで今回お願いをしたところであります。原課の皆さんがこの事業については大変必要だということで努力をしてくれた成果ですけれども、そういった取組は、できれば指宿市役所のいろんな課の中でも同じような考えの下で、新たなものが時代の要請として必要になったときには、新たなものが時代の要請によってもう終わってきた、役割を果たしていった、そういったも

のをよく見極めながらですね、ただひたすらに需要が増えていくというような形にならないように、しかし必要なものについてはしっかりと対応ができるように、今からはそういった知恵と工夫が必要なのかなというふうに思います。そのような状況の中で、ちょうど議員が訴えていたことが今回は可能になって、市民の方々の中にもですね、これを活用してくれる方がいるのかなと思うと、大変嬉しい思いで一杯であります。

**○15番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。そして、健康増進課の皆様、本当に御尽力ありがとうございました。これからもよろしくお願いしたいと思います。

最後に、真心は必ず通じます。本当に賢い人とは、思いやりと真心で友情を広げ、創意工夫を重ねて世界を変えていく挑戦者なのです、と言われていました。この言葉は、私の尊敬する指導者の言葉です。

以上で、一般質問を終わります。

**○議長（西森三義）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

**○議長（西森三義）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

**○16番議員（前之園正和）** 私は、日本共産党の議員の1人として、市民の命と暮らしを守り、平和と民主主義を愛する立場から、通告に基づいて一般質問を行います。

学校給食費の無償化について、まず伺います。憲法や教育基本法によって教育費は無償としながらも、実際には隠れ教育費と言われるものも多く、保護者の負担は大変です。学校給食は、食育として重要な教育の一環でありながら、これまで保護者負担となっているものの最たるものであります。近年になって、一定の助成を行う自治体や無償化する自治体が増えてきています。そこで、まず、給食費の無償化について、憲法や教育基本法などの視点を踏まえて基本的にどのような考えを持っているか、市長並びに教育長に伺いますので、答弁をよろしくお願いします。

次に、県内でも近隣の南九州市や南さつま市が無償化されていることを見ても、無償化は時代の流れだと思いますが、市長の認識を伺います。3月議会で、今後の経費の上昇分は市の助成で対応し、これ以上給食費の保護者負担を上げることはないと言いましたが、これにとどまらず、無償化にすべきだと思います。市長の決意を伺いたいと思います。

次に、ファミリーシップ制度の導入についてです。指宿市では、県内他市に先駆けて、パートナーシップ宣誓制度を令和3年4月1日からスタートさせました。そして、他自治体とのいわゆる連携協定も、鹿児島市、日置市、岡山県笠岡市、そして茨城県と締結しております。個性の違いを豊かさとして認め合い、命と人権を尊重する、みんなが仲良く暮らせるまちを目指す立場から、現法制下では婚姻関係となれない、あるいは選択しない方に、人生の

パートナーとして相互に協力し合い、ともに歩まれるお二人の幸せを願っての制度であります。ファミリーシップ制度は、1歩広げて生計を同一にする、子供等の家族を含めて対応する制度といえます。パートナーシップ宣誓制度とファミリーシップ制度は、本来一緒に考えるべきものかもしれません。現に、二つの制度を同時に導入するところもあります。そこで伺いますが、ファミリーシップ制度をどのように捉えているか伺います。そして、導入あるいは検討する考えはないかどうか伺います。

子ども食堂の現状と支援についてであります。子ども食堂とは、子供が1人でも行ける無料又は低額の食堂のことで、地域食堂やみんなの食堂という名称のところもあるようです。食事提供の仕方も様々で、目的もいろいろあるようです。お腹を空かせた子供への食事提供から、孤食解消や地域交流の場としての役割、地域活性化への展望ともつながっております。参加できるのも子供に限らず、お年寄りも含めて大人も参加し、地域の交流の拠点となりうる場所となっています。子ども食堂は、東京の大田区の八百屋の店主が、貧困や親の多忙から御飯を満足に食べていない子供が増加しているということを知り、自らが経営している八百屋の一角に子供たちが食事できるスペースを設置したことがきっかけで2012年に始まったとされています。店主は、子供が気軽に入れる場所でもあり、大人も利用できるような場所という意味を含めて子ども食堂と名付けたとされております。全国的にも、指宿市としても数はどんどん増えてきております。このことは社会的ニーズとも合致しているということだと思います。子ども食堂は、その多くが民間ボランティアによって運営され、物資の提供や資金援助は必須となっています。そこで、順次伺います。

まず、子ども食堂の意義をどのように捉えているかを伺います。

また、市内の現状や課題を把握しているかどうか、内容を含めて伺います。

さらに、公的援助や支援はできないかどうか伺います。公的援助が市としての直接的な財政的援助や優遇措置だとしたら、ここでいう支援とは、例えば、生産者団体や流通業界などに対して側面援助を促したりすることはできないかといった意味を含んでおります。

よろしく答弁をお願いしまして、1回目といたします。

**○市長（打越明司）** 前之園議員から、多岐に渡る質問いただきましたが、その中で、子ども食堂の現状と支援についての御質問いただきました。

子ども食堂につきましては、地域のボランティアなどの有志により、地域の子供たちに対し、無料若しくは安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組として全国的に広がりを見せており、本市においても、有志の方々によって、現在、7団体8か所で運営されているところがございます。子ども食堂につきましては、地域の子供を孤立から守るとともに、子供の食育や居場所づくりにとどまらず、地域住民の交流拠点としての役割も期待されていると認識しているところがございます。

他の質問につきましては、教育長ほか関係職員から答弁をさせます。

**○教育長（田之上典昭）** 前之園議員から、学校給食費の無償化についての考え方について御質問をいただきましたので、答弁をさせていただきます。本市では、子育て支援を推進し、学校給食費に係る保護者の負担を軽減することを目的として、令和元年度から学校給食費の一部補助を実施し、令和6年度は令和5年度と同額の月額1,300円を補助しているところであります。学校給食費等補助金として令和5年度に増額した物価高騰分200円について、令和6年度は廃止し、学校給食費の保護者負担額が200円増額となる予定でしたが、子育て支援の観点から、物価高騰分は保護者負担とせず市が補助することといたしました。先ほど議員からありましたが、今後は、敬老祝い金の見直しをはじめとする事業見直しによって生み出された財源などを活用し、これ以上新たな保護者負担は求めないものと考えております。学校給食費の完全無償化につきましては、子供を産み育てやすいまちを目指していく上で大事なことであり認識をしておりますが、一方で、経営改善計画に基づき健全な財政運営を目指す中において、継続的な財源の確保が課題となるところでもあります。当面は、学校給食費の一部補助を継続して実施していく予定であります。

**○教育部長（紺屋聖一）** 学校給食費の完全無償化が時代の流れだと思うがどうかとの御質問をいただきました。県内の自治体の状況でございますが、県内で学校給食費の完全無償化を実施している市が、令和5年4月1日時点では19市中3市でしたが、令和6年4月1日時点では8市となっております。町村を含めた自治体数につきましては、令和5年4月時点でありましたが、13市町村で県内の約30％となっているところでございます。

次に、学校給食費の完全無償化を目指すべきではないかとの御質問でございますが、本市におきましては、当面は、学校給食費の一部補助を継続していく予定であります。その上で、学校給食費につきましては、自治体規模や財政力による地域間格差が生じないように、国の公費負担として恒久的な財源措置を早期に講じるように、全国市長会においても国への要望に向けた準備を進めているということでございます。

**○健康福祉部長（出島雅彦）** 子ども食堂の市内における現状を把握しているかという質問でございます。現在、市内で開設されている子ども食堂は7団体8か所で、指宿地域で5か所、山川地域が2か所、開聞地域が1か所運営をされているところでございます。子ども食堂にもありますが、1月から2月に1回程度開催していただいているところでございます。

続きまして、子ども食堂に公的援助や支援はできないかという御質問でございます。市としましては、市内の子ども食堂に対し、現在のところ補助金等の公的援助は実施していないところでございます。一般の方や企業等から食材の提供や寄付等の申出があった場合は、その都度、関係機関等へ案内をしているところでございます。近隣自治体におきましても、本市と同様の対応をしているということでございます。

**○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁）** ファミリーシップ制度の導入について、制度をどのように捉えているかとの御質問でございますが、ファミリーシップ制度は、様々な事情に

より婚姻制度を利用できないカップルや、生計を一つにするその子供や親などの家族について、相互に協力しながら継続的に共同生活を行うことを約束した関係であることに対して、自治体が証明書等を発行する制度です。こうした家族も含めたファミリーシップ制度につきましては、多様な性の在り方に対する理解促進が図られ、性の多様性がより一層尊重されることを促す制度であると考えております。

続きまして、導入あるいは検討する考えはないかでございますが、パートナーシップ宣誓制度やファミリーシップ制度は、当事者の方々に寄り添った制度であるべきだと考えております。ファミリーシップ制度の導入につきましては、既に取組を始めている自治体によっても、例えば、お子さんがいらっしゃる場合、15歳以上の子供さんであれば本人の同意を必要とする自治体と、特にそのことについて定めのない自治体があるなど、自治体によって細かな要件等が様々でありますので、まずは先行して導入している自治体の制度内容について調査研究をしてまいりたいと考えております。

**○16番議員（前之園正和）** まず教育、学校給食費の無償化についてですが、県内19市において、令和5年度は3自治体で6年度は8ということでした。町村においては、令和5年度は13ということでしたが、令和6年度は答弁がなかったわけです。事前にお伺いしたところでは、町村については開示が、具体的なところがですね、開示されてないということでは示されなかったのかなというふうに思っているんですが、全国規模あるいは鹿児島県内として見た場合にはですね、市で幾つとか、町村で幾つとか、全自治体で幾つというような数は示されていると思うんですよ。個別の自治体名が出てくるかどうかはともかくとしてですね、数が把握されてるのに、なぜこの町村については令和6年度が示されないのか、回答ができない状態なのかということについては、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

**○学校給食センター所長（水流弘樹）** 町村の令和6年度につきましては、調査をこちらでもできる限りしてみたんですけども、情報開示等の問題により調査できなかったという内容でございます。

**○16番議員（前之園正和）** それは一応置いときますが、マスコミの報道で、全国の動向を見ましても、無償化の自治体がどんどん増えていると。無償化の自治体は6年で7倍になったという報道もありました。学校給食費の無償化については、いわば時代の流れだというふうに思うわけですが、その点については、市長、どのように認識されているのでしょうか。

**○市長（打越明司）** 時代の流れであるかどうかというふうには、私、判断はできませんが、そういう市町村が増えつつあるというふうには理解しておりますが、全国でもこの財源をどこに求めたかということで、コロナ対策の国の交付金を充てたという自治体も多くて、今後、取りやめるといふ自治体も随分あるというふうには伺っておりますし、これは拡大しつつあるという認識はあるということだけを申し上げたいと思います。

**○16番議員（前之園正和）** 時代の流れという表現についてはなされなかったわけですがけれど

も、無償化のところがだんだんというかどンドンというか、増えてきていると認識はあるということでしたので、それを一般的に時代の流れと言うんだと私は思うところであります。

そこで、時代の流れと表現するか、増えつつあるというふうに表現するかはともかくとして、他の自治体において次々に無償化が進む中で、事情は色々あったとしてもですね、決して取り残されることがあってはならないという性格のものだと思うんですが、その点はどうでしょうか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 学校給食費の完全無償化が増えた理由といたしましては、国の交付金が後押ししたと思っておりますが、一時的に無償化した自治体も多かったと思っております。継続して完全無償化できている自治体は、継続的な財源の確保ができたということが大きいのではないかと考えているところでございます。

**○16番議員（前之園正和）** 先ほど来、というか前も議会も含めてもそうですが、不登校児童生徒に対する給食費の休んだときの徴収の在り方とかですね、そういう問題もあるわけですが、これが無償になれば、全体が無償になればその問題は一気に解決するわけでもあります。財政的な事情はどうでもいいということは決して言うつもりはありませんが、ただ、財政的事情を言い出せば、何もできないということ、あるいはそこまでも言わないまでも、できないことあるいはしないことの理由付けでやってはならないというふうに思うところであります。財政的苦労があるにしても、必要なものは工面をするという姿勢こそ必要ではないかと思うんです。学校給食無償化というのはそういう類のものだというふうに思うんですが、その点はどうでしょうか。

**○学校給食センター所長（水流弘樹）** 学校給食費の無償化につきましては、大事なことであるという認識はしておりますけれども、学校給食センターといたしましては、施設の安定稼働が1番の責務と考えているところでございます。特に、建築から21年目を迎える指宿学校給食センターにつきましては、施設や調理機器等の老朽化が見られ、今後、数年をかけて順次改修を行っていく必要があります、改修費用も大きくなることが予想されております。安心・安全な学校給食を安定的に提供するためにも、施設の改修に注力していきたいと考えているところです。一方、物価高騰や気候変動に伴い、今後も食材費の高騰による学校給食費の値上がりも見込まれるところです。学校給食費の見直しを行う際には、これ以上保護者負担を増やさないという考え方の下、補助金の増額で対応してまいりたいと考えているところです。

**○16番議員（前之園正和）** 6月12日に文科省が学校給食に関する全国調査の結果を発表しております。自治体の4割が何らかの形で給食無償化をしているとのこと。その目的としては、経済的負担の軽減と少子化対策だとしております。財源としては、自己財源が最も多く、次に国の地方創生臨時交付金などが続いているとしております。他の自治体も財政的工面を行って無償化になっているわけですが、そのことについて、必ずしも恒久的なものではないんじゃないかということも言われますが、そういったものでしょうかね。例えば、現時

点での市の対応は、これ以上の経費の上昇分は市で吸収することによって保護者負担は増やさないと考えておりますが、その発想からすれば、それもちよっと崩れることがあるのかなというふうに思ったりするんですが、その学校給食の無償化については、そういうことも含めてどのような認識でしょうか。現実的には、色々検討しなきゃいけないことはあるのは当然でしょうけれども、無償化にするためにどうするかという立場での検討があっているんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 学校給食費の完全無償化を実施する市町村が増えてきているというのは事実でございますが、完全無償化につきましては、継続的な財源を確保できた市町村が実施できているものと思っております。本市は、健全な財政運営を目指している中においても学校給食費の一部補助を継続して実施し、今後につきましては、保護者に対して学校給食費の新たな負担は求めないものと考えているところでございます。

**○16番議員（前之園正和）** それでは、この学校給食費の無償化についてはですね、今はこれ以上の保護者負担は求めないと、上昇分は市で補っていくということですが、学校給食費の無償化についてどのような方向性を考えているのかという点では、無償化を目指してということは含まれていないのかどうか。現状の、これ以上保護者負担を増やさないということが到達点という認識なのか、その点ではどうでしょうか。

**○市長（打越明司）** 特に方向性の話ですから、私から答弁をさせていただきますが、確実に指宿市においても、子育て支援の一環として給食費の支援というのは少しずつ少しずつ拡大をしてきたということでありまして、今年度も1,100円に戻す予定であった支援を1,300円の支援ということで、予算上もですね、4,000万円を超える補助を今回計上して認めていただいたところであります。方向としては、子育ての支援であったり、少子化への対策であったり、あるいは昨日も議場でありました人口減少への対策であったりの一環としての子育てをする方々を応援したいという気持ちは当然ながらありますし、その財源が少しでも見つかっていけばですね、それを拡充するということはやぶさかではないというふうに思っておりますが、ただ、少子化対策においても人口減少対策においても、無償化することのみが最大の選択肢ではないということで、財源ができたときに取りうる様々な子育て支援、あるいは少子化対策、あるいは人口減対策というのは、選択肢はたくさんあるわけでありまして。その中の一つとして、我々が努力をしていったその結果として果実が生まれてきたときには、その無償化というよりは、子育て支援の負担をさらに軽減をしていく、支援をしていくということが選択肢の一つであるというふうに考えているところであります。

**○16番議員（前之園正和）** 1番最初に聞いたつもりですが、憲法でも教育費は無償ということになっているわけですね。食育は教育の一環だということもはっきりしているわけですね。そういった大元の話、教育費は無償、学校給食は食育の一環、教育の一環ということからの評価と言いますか、必要性と言いましょうか、その点からはどうでしょうか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 学校給食費の完全無償化につきましては、子供を生み育てやすいまちを目指していく上で大事なことでありと認識しているところでございますが、一方で、継続的な財源の確保が課題となるところであります。給食費の完全無償化、一部補助につきましては、いろいろな御意見があると認識しているところですが、本市としましては、当面は一部補助を継続して実施していく予定でありますので、保護者の皆様におかれましても、学校給食費等の一定負担をお願いしたいと考えているところでございます。

**○16番議員（前之園正和）** 私が伺っているのは、子育て支援としての1つとして大事だという点は当然だと思うんです。それを含めてですね、子育て支援から必要だということも言えるわけですが、教育は無償とする憲法上の規定に照らしてどうなのでしょうかと。子育て支援として必要だからというのも当然ですが、大元と言えば教育費は無償という、ここにかかっているんじゃないのでしょうか。そうだとすれば、無償でないことというのは、極端に言えば憲法に違反するんじゃないのかなという考え方も十分できるわけですよ。その点から考えて、どのように評価しているんでしょうかということです。子育て支援としての重要性を伺っているわけではありません。

**○教育長（田之上典昭）** 憲法が保障する義務教育費の無償というのについては理解をしているところでありますが、教育費については高額なものから普通の学用品とかそういうものまでありますので、一律に教育費無償ということで全てを無償ということはできないのではないかと。そのためには財源の確保が1番大事であるというふうに思っているところです。

**○16番議員（前之園正和）** 教育費は無償ということを定めた憲法上において、あるいは関係する法も含めていいんですが、高額なものはとか、無償ですよとか、無償となっているけどもこれは例外ですかというものはないんじゃないのでしょうか。教育費は無償という、そこだけじゃないのでしょうか。例外規定はないというふうに思うんですが、今の答弁で矛盾はないのでしょうか。

**○市長（打越明司）** 憲法の解釈についてはですね、26条解釈について、学校教育費に全ての、今、言われる給食費も含むかどうかという議論については、それぞれの見解が違うところだというふうに思います。現在、この給食については、各市町村においてその取扱いは任されていることで、その基本になるのは、学校給食がスタートするときの学校給食法の中に、その費用は保護者が負担するものとするというふうに書かれておりまして、そのことを基本にして、今、給食費の負担をいただいて、その負担の在り方については、各自治体が様々に工夫をしているというのが現状であります。その中で、私もこの議場でもお話したいことがありますけれども、全国一律で、いわゆるナショナルミニマムとして最低限の全員共通の支援として行うとするほうが本来はいいのではないかと、個人的にはそのように考えておりまして、そのような考え方を持つ全国の首長もたくさんおられます。そういうことから、全国市長会でもですね、その生まれた地域、あるいは生まれた地域の財政状態によって少しでも差

がでてくるというのは好ましいことではないということは、それぞれのリーダーたちは理解をしているところでありますので、できればそういったものについては全国の中で、国がしっかりとですね、そこを担保してほしいということを、今、市長会の中でも要望していこうということで議論しているところであります。

**○16番議員（前之園正和）** 実際には、各自治体によっての判断の部分があるというようなことだと思うんです、現在はね、いうことですが、それを言うならばですね、教育費の中に、例えばPTA会費とか部活費とか、他にもあったかと思うんですが、そういったものも教育の一環だという判断をして保護者に負担を求めないというところもあるということも指摘しておきたいと思います。

次に、ファミリーシップ制度のことですが、答弁の中でもありますように、ファミリーシップ制度は、様々な事情により婚姻制度を利用できない、あるいは選択しないカップル及び生計を同一にする子供等の家族について、相互に協力し合い、継続的共同生活を行うことを約束した関係にあることに対して自治体が証明するということです。本来は、そういう意味においては、本来、パートナーシップ宣誓制度と一体のものであるべきだと思います。しかしながら、社会的認知度や時代的制約からパートナーシップ宣誓制度が1歩先に導入されたという関係だと思います。指宿市は、他の自治体に先んじてパートナーシップ宣誓制度を導入したために、ファミリーシップ制度が言わば残されたという形かと思います。言い替えれば、指宿市において現時点でファミリーシップ制度が導入されていないのは、パートナーシップ宣誓制度をいち早く導入した証とも言えるわけで、評価する部分もあろうかと思いません。その前提に立って、当然ファミリーシップ制度は方向としては目指すべきだというふうに思うんですが、答弁の中もそのような方向だと受け取ったんですが、実際には、子供の同意の問題とかいうことで検討すべき問題等があるので一定の調査研究がいるというのが答弁だったと思うんですが、そういう意味では、ファミリーシップ制度の導入を目指して、研究すべきは研究するという手続きはあるにしても、方向性として目指すということを確認してよろしいでしょうか。

**○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁）** パートナーシップ宣誓制度の導入の際もそうでしたけれども、先行自治体への聞き取りや、市の人権教育啓発事業推進委員会、あるいは男女共同参画推進懇話会などで、複数回において多くの方々の意見をお伺いしながら、そこで出た意見も踏まえまして検討を重ねてきた経緯もございます。どのような形であれ、当事者の方々に寄り添っていけるのか、まずははじめの1歩を踏み出すということで御理解をいただきたいと考えております。

**○16番議員（前之園正和）** 子供の同意は1番の問題じゃないかと思うんですが、それも含めて、他にもあるかもしれませんが、研究すべき、あるいは調査すべき、把握すべきということは必ずしも多くないと思うんですよね。一定なものをピックアップしてそれを調べると

いうことで、何を調べればいいかを調べるという段階ではないというふうに思うんですが、そういう点では、検討を必要としても検討に要する時間というのはそんなに掛からないんじゃないかというふうに思うんですが、そういうことを含めて、タイムスケジュール的にはいつの制度導入を考えているとかいうことまで答弁できたらお願いしたいんですが。

**○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁）** タイムスケジュール的なものでいつ導入をしますということは言えませんが、丁寧に調査研究を進めて、前向きな方向で進めていきたいと思っています。

**○16番議員（前之園正和）** 課長の答弁は良しとするものでありますが、市長も一言、答弁お願いできませんでしょうか、そのことについてですね。

**○市長（打越明司）** 課長答弁と変わりませんけれども、指宿市が導入した令和3年の時点では、このファミリーシップに及んで考えていたところは、全国で2自治体という状態でありましたので、そこまでは考えは及ばなかったということだと思います。基本的な考え方というのは、パートナーシップのまちづくりと、パートナーシップを宣言をした町とですね、基本的な考え方は変わらないわけですから、当然ながら前向きに、ほかの町でのですね、取り組み方等も参考にしながら、導入の方向に向けてですね、1歩踏み出していきたいと、そのように思います。

**○16番議員（前之園正和）** 私が質問の中で述べました、パートナーシップ宣誓制度をいち早く指宿市が導入したということの証でもあるって、社会的認知度は、ファミリーシップ制度はですね、社会的認知度や時代的制約からパートナーシップ宣誓制度が先んじてやったということだと思うんですね。そういう意味においては、ファミリーシップ制度が残されているということは、指宿の、この他に先んじてパートナーシップ制度を導入したという証でもあるという評価を私自身はしているわけですが、そういう意味を含めて検討すべきを当然して、ファミリーシップ制度の導入に向けて進んでほしいということをまとめておきたいと思っています。

それから、子ども食堂についてですが、指宿市内において7団体8か所で月1回あるいは2か月に1回でやられているということです。子ども食堂というのは、法令上の許認可を与えたり、子ども食堂の指導・監督を目的としたものではありませんが、子ども食堂の認知度や社会的信用を高めることを目的として、鹿児島県には子ども食堂登録制度というのがあります。この登録数というのは、先ほど7団体8か所というのは県の集約した登録制度に基づくものなのか、個別に市が把握したものなのか、その点はまず、どうでしょうか。

**○健康福祉部長（出島雅彦）** 2023年度子ども食堂の全国箇所数調査結果によりますと、これは民間団体の調査ということになりますけれども、このときの調査で鹿児島県内で149か所ということになっております。先ほど申し上げた市内の箇所数につきましては、市独自で調査した数ということでございます。

○16番議員（前之園正和） 県が集約したとしても、指導・監督の立場ということでは必ずしもないわけで、子ども食堂自体が流動的なというか、生まれたばかりだということで、色んなところが含んでいるということになろうかと思うので、独自に調べた数と県が集約したのが必ずしも一致しないということはあるかというふうに思うんですが、先ほど、7団体8か所ということと、月1回あるいは2か月に1回開催されているということですが、それぞれの指宿市内において、それぞれの子ども食堂の資金的な運営状況がどうなっているかとか、運営の中身等については把握されているんでしょうか、されてないんでしょうか。

○健康福祉部長（出島雅彦） そういった運営状況については、市では把握していないところがございます。

○16番議員（前之園正和） 把握されていないということですが、義務的なものでもありませんので、現状としては把握されてないということです。それで、指宿市内の子ども食堂自身が持っている色々な願いとか悩みとかいうことをですね、調査あるいは知るための仕組み、体制というのを、現状はないわけで、そこは何かの形でこの子ども食堂の人とのつながりと言いますかね、そういったものを作るということにはならないでしょうか。

○健康福祉部長（出島雅彦） 市が音頭をとってそういったものを開催しているのはございませんけれども、現状におきまして、社会福祉協議会が開催をしておりますネットワーク会議というので、それぞれの子ども食堂に声掛けをして参加をしていただく予定となっているようでございます。

○16番議員（前之園正和） 現在、子ども食堂への援助という点では、県からの立ち上げ資金の提供が一定度、一定の条件の下にあるようです。それから、社協からはボランティア保険があるように聞いておりますが、自治体やその社協などが何らかの援助を行ってはならないというふうになってないからやっているっていう関係だと思うんですね。そういったことからすれば、これから子ども食堂と何らかの声を聴くなりして、必要なら財政的な援助とか、それはお金だけではなくていろんな含みを含めてできないかということですね、まずはその知ることは必要じゃないかと思うんですが、ちょっと質問がだぶったかもしれませんが、そういった仕組みを作るということはできませんでしょうか。

○健康福祉部長（出島雅彦） 先ほど申し上げました社会福祉協議会が開催するネットワーク会議、こういったものにもですね、市としても参加をさせていただいて、各子ども食堂を運営している方々が抱える問題等についてもですね、聴く機会になればというふうには考えているところでございます。

○16番議員（前之園正和） それから、公的援助や支援はできないかというふうに伺ったんですが、そういう支援という意味で、最初に言ったように、直接的に市が関わるのではなくて、例えば、生産団体とか流通団体等に提供できるような食材があったら、是非、融通してもらえないかということ、そういう団体をお願いを側面からするというようなことを含め

てですね、そういう形ではなんか援助できないかという点ではどうでしょうか。

**○健康福祉部長（出島雅彦）** 現状におきましては、市からそういった流通団体等への食材提供の協力依頼というのはしていないところでございますけれども、実際に子ども食堂を運営している団体等からですね、そういった御相談が市にあればですね、市としても側面からそういった形で協力できることがあるのではないかとこのうふうには考えているところでございます。

**○16番議員（前之園正和）** ということは、例えば、極端な例かもしれませんが、オクラは一定の時期は集荷もされないということがあったり、いわゆるB品あるいはそれ以下のものは始末に困ったりということがあるわけですね。これはもう時期も偏って使い物にならないかもしれないけど、例えばそういうものが出たらどうか提供してもらえないかというようなこと、そういうことは言えないかということなんですよね。ですから、今、部長の答弁されたのは、そういうことをどこか食材提供について紹介してくださいよということを子ども食堂の方が市にお願いしてくれれば、それはそれで考えるというふうに理解してよろしいでしょうか、

**○健康福祉部長（出島雅彦）** 実施主体の具体的なお考えを伺いながら、市で協力可能な部分につきましてはお手伝いをさせていただきたいと考えております。

**○16番議員（前之園正和）** ということは、現在は子ども食堂と行政をつなぐ協議会のようなものはないけれども、子ども食堂の側からお願い事があったり協力要請があれば、それはちゃんと耳を傾けますと。結果は検討の上になるんでしょうけれども、そういうことでよろしいわけでしょうか。

**○健康福祉部長（出島雅彦）** そのように考えております。

**○16番議員（前之園正和）** 以上で終わります。

**○議長（西森三義）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 0時59分

**○議長（西森三義）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

**○10番議員（吉村重則）** 私は、日本共産党の議員の1人として、平和憲法の改憲に反対し、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づいて一般質問を行います。

日本の農業従事者は、2000年には240万人以上いたのが、現在は半減し、あと近い将来30万人台とも言われています。去年は冷害、今年は暖冬で、豆類に大きな被害が出ています。異常気象で全国的にも作物ができにくくなっているのではないのでしょうか。このような中、日本の食料自給率は、先進諸国で最低に落ち込み、農業と農村部は崩壊の危機にあります。今、農政の大きな方向を定める食料・農業・農村基本法改定は、危機的打開に逆行するもの

です。改定の最大の問題は、これまでの基本法で唯一の目標として掲げてきた食料自給率の向上の目標を、幾つかの指標の一つに隠されてしまったことです。1960年に79%だった食料自給率は、自民党農政のもとで38%まで落ち込みました。今度の改定は、食糧安全保障の確保を基本理念の柱として打ち出しています。自給率向上を放棄する一方で食料を確保しようとするれば、海外からの輸入に頼らざるを得ません。自給率向上を脇に置きながら、輸入相手国に対し、国と民間で連携し、投資を促進することまで条文としています。ロシアのウクライナ侵略による小麦価格の高騰や円高の影響による飼料、資材高騰など、食料をめぐる国際情勢が不安定していることへの危機感がないと言わざるを得ません。あわせて、食料の輸入が途絶えるなど不測の事態には、農業者に芋の作付けなどを強制する食料供給困難事態対策法も可決することは非常に重大です。平常時には農業の崩壊を放置しながら、いざとなったら作付けを強制し、従わなければ罰金を取ることは許せません。この亡国の農政の根本転換が必要です。今、取り組むべきことは、食料自給率の向上を国政の柱に据えること。際限のない輸入自由化路線を転換すること。また、価格補償、所得補償など農業者への直接支払いを充実させることではないでしょうか。

それでは、通告に基づいて一般質問を行います。

1番目に、不登校問題について。過去3年間の不登校児童生徒の人数はどのぐらいいるのか。

2番目に、たまたま箱温泉の第2泉源を廃坑にする根拠について。

3番目に、学校施設の廃校後、グラウンドの開放について。

4番目に、レジャーセンターかいもんの利用者に対する説明会の内容について質問し、1回目といたします。

**○市長（打越明司）** 答弁に先立ちましてちょっと御報告をさせていただきますが、非常に雨足が強くなってきておりまして、先ほど正午に大雨警報も発令されたのに伴って、市役所でも警戒本部を立ち上げました。副市長を本部長とする警戒本部を立ち上げまして、今日、関係各部・各課には十分な注意をしておくようにということで指示を出したところであります。あわせて、3時の時点で、高齢者については避難所を設けて高齢者避難を促すということで行いたいと思いますので、御報告しておきたいと思います。

さて、吉村議員より幾つかの御質問いただきましたが、レジャーセンターかいもんでの利用者との意見交換会の中身についての質問がありました。先だって、5月20日に、レジャーセンターかいもんの休養室において、施設利用者の皆さんと市長の意見交換会を実施いたしましたところ、約40名の利用者の皆様にお集まりをいただいたところであります。意見交換会においては、レジャーセンターかいもんの使用料を、使用料手数料等の見直しに関する基本方針に基づいて10月1日から値上げすること。また、施設の利用状況について、開聞地域が7割、山川地域が2割、指宿地域その他が約1割程度の利用状況であり、その中でも、利用

者の9割が会員券の利用者であること。経営状況については、過去5年間の平均で見れば毎年5,000万円程度の赤字が出ている状況などについて、その状況を理解してほしいということで説明をさせていただきました。今回の意見交換会は、施設の課題や利用者の思いなどについても、是非、伺っておきたいということもあり、利用者と市が共同理解をし、問題点を共有するということのために非常に大切な第1歩だというふうに捉えておりまして、今後も引き続き、適時、このような場所を設定しながら、レジャーセンターかいもんの今後のあるべき姿について探ってまいりたいというふうに考えているところであります。

残余の質問については、関係職員から答弁いたします。

**○産業振興部長（鴨崎一郎）** 私からは、たまた箱温泉についてということで、廃坑に関する根拠というところについてお答えさせていただきます。これまで何回か御質問いただいているところですが、第2泉源、今回、掘削等するものになりますが、整備後20年近くが経過しておりまして、配管に数箇所亀裂が入るなど摩耗が進行しており、泉源からの蒸気、温泉に起因する腐食によりコントロールが効かなくなっていることから、根本的な修繕が実施できない状況となっております。また、地下坑内につきましても、塩田跡周辺は温泉の勢いが大変強く、特に露天風呂第2泉源は蒸気が勢いよく噴き出しておりますが、地上部分の劣化状態から推測すると、地下坑内の埋設管や管周りのセメンチングの劣化も進行している可能性があるかと学識経験者等からも指摘を受けているところであります。地上配管や地下坑内に亀裂がある場合、そこから蒸気が暴発してしまいますと大きな事故につながる可能性もあり、その後も大量の噴気や高温の湯だまりなどにより、通称地獄化と言いますが、そういったことも懸念されております。誰も近づけなくなる可能性も考えるところでございます。また、国内では、噴気災害による死亡事故等の事例も確認できているところです。このようなことから、安全で安定的な泉源を早急に確保するため、建物や整備の老朽化が進行しているヘルシーランドの大規模改修に伴うこの1年間の休業期間に泉源の閉坑を行った上で、新たに替掘をするというようなことで計画をしているところであります。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 私からは、不登校児童生徒の人数ですが、令和3年度は60人、令和4年は66人、令和5年度は73人となっております。

**○財政課長（上村圭一郎）** 私からは、学校施設の廃校後の利活用についてのうち、グラウンドの開放についての御質問について答弁させていただきます。旧徳光小学校跡地の件と思われますので、それについてお答えいたします。旧徳光小学校跡地につきましては、事業者とは令和5年8月1日に土地、建物を含め施設全体を貸し付ける無償貸付契約を締結しております。令和6年4月8日に吉村議員から、学校から帰宅した後の子供たちの遊び場として、グラウンドを一部解放してほしいという地域住民の声があることをお聞きしました。そこで、事業者と協議を行ったところ、事業者の御厚意により、事業活動に支障を及ぼすことなく、かつ子供たちの安全面も担保できる範囲については、平日の午後3時から暗くなる前の夕方午

後5時までの間、グラウンドの一部開放について御協力をいただけることとなったところでございます。夕方5時以降の利用につきましては、子供たちの安全面も考慮しながら、事業者とも改めて時間延長についての協議をした上で、御了解いただければ対応してまいりたいと考えております。

**○10番議員（吉村重則）** 不登校の問題から入っていきます。去年までは適用教室ということで設けたのを、今年度から教育支援センターということになったわけですけど、どこにどのような違いがあって教育支援センターにしたのか。

（議場内緊急速報メールの着信音鳴り響く）

**○議長（西森三義）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時12分

**○議長（西森三義）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 適応指導教室の名称を教育支援センターに変更したのは、より不登校児童生徒や保護者にとって教室への抵抗感を減らし、親しみやすいものにするためであります。そのことで、不登校児童生徒や保護者の方にとってその居場所が身近な存在となり、気軽に相談や学習支援、体験活動ができる居場所にしていきたいと考えております。教育委員会としましては、不登校児童生徒が通級しやすい、過ごしやすい、心がほっとできる教育支援センターを念頭に置き、新たに校外体験学習等も取り入れながら、不登校児童生徒が学校復帰や卒業後にうまく社会に順応できるように、これからも支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

**○10番議員（吉村重則）** これまで何度もこの問題は取り上げてきている中で、3月議会でしたつけ、学校に通えるようになったと、すごく前進しているんだという答弁をもらっているわけですね。そういう中で、この不登校の児童生徒が令和5年度も増えているわけですよ。これはどこに問題があると思っているんですか。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 不登校の原因は個々に様々なものがありますが、子供たちが人との関わりの機会が少なくなっていることで、人との交流に不安を感じたり、あるいは情緒不安になっている状況もあります。また、保護者の学校に対する意識の変化や家庭環境の要因に当たるものもあると考えております。

**○10番議員（吉村重則）** 時間の関係であまり入っていけないんですけど、この教育支援センターの中で、その不登校の皆さんが出席してくれるわけですね。そういう中での給食の提供ということについては考えてないんですか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 教育支援センターにおける児童生徒への学校給食の提供につきましては、事前に当日の必要数の把握が難しいこと、当該施設に冷蔵庫、配膳室がないなどの衛生管理上の課題などがあることから、現時点では実現は難しいと考えております。なお、給食

の楽しさや食の大切さの再認識や保護者の負担軽減などの目的から、教育支援センターに通級している児童生徒が給食センターを訪問し、給食を食べる機会を設けることは、不登校児童生徒支援の取組の一つだと考えております。不登校児童生徒や保護者の考えを聴き、調査研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 埼玉県鴻巣で、まあ不登校の児童の、学校といたらいいんでしょうか、小学生から20代までとなっているんですよ。この取組が1年の取組として記事に4回に渡って報道されていたんですけど、この中で彼らの学校への不安は同時に家庭の外への不安でもある。慣れない場所に通う、慣れない人に関わり続けることへの不安、それは学校をはじめ、社会との関わりの中で膨らんでしまったもの、自分たちの想像以上だったと。職員の感想ですね。いざ集まると、集団や大きな音に対する苦手意識から誰かが過ごしにくい。部屋に限りある中に年齢の異なる集団。大きな声の人もおれば、静かに過ごしたい人もいる。自由で始まったこの学校は大半がゲームだった。スタッフが勝つように誘ってみるも、なかなか乗ってこないまま、1週間、2週間と過ぎていく。誰もが安心できる場所、学びが核となると掲げたものに何も作れていない。拙い会話を交わしながら、中高生が中心になり、小学生の声を聴き、方針を立て、異年齢集団が動き出したと。この中で、1年を通じて給食を提供することによって、お互いに1年の間にいろんな集団の活動ができるようになってきているんだと。だから、何人食べるかはどうか分からない、来るかどうか分からないという中でも、不登校の子供たちを本当に集団の中で育てると、不登校をなくしていくんだという面では、非常に大事な取組なんですよ。だから、子供の居場所のできる、あと私も何度かその教育支援センターに、指宿も山川のほうにも行ったんですけど、本当に孤立している状態。だから、集団でなんかできるような体制を作るべきじゃないのかと。それは、学校給食を配置することによって、来れない人たちも来てそういう方向変わっていくんじゃないかと思うんですけど、その辺は検討の課題として、今後、取り組む余地はないのかどうか。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 今、議員から、子供の居場所づくりと集団の場を作ってあげるという意見がありましたが、やはり不登校の児童生徒につきましては、いろんな場面で不安を感じているところがあると思います。ですから、そういう集団で集まっているような学びの場を提供してあげたり、あるいは校外体験学習等を通して集団でいろんな活動をする場を作ってあげるという視点は大切なことになると思います。

**○10番議員（吉村重則）** 一番手っ取り早いのは給食だと思うんですよ。異年齢でいて、それぞれが自分でやりたいことをするわけですよ。そういう中で協力して配膳をしていくと。それと、栄養面からしても、偏った食事じゃなくして、学校給食だったらちゃんと栄養も考えられているわけだから。だから、本当にそういう給食、まず給食から取り組む意思はないのかどうか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 不登校児童生徒に対する学校給食の提供につきましては、まず児童生

徒、保護者の意向を聴くことは最も大事なことであります。栄養教諭や給食調理業者等とも協議しながら、校外体験学習として学校給食センターにおいて給食を提供できないか、調査研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** その給食センターでやるとしたときに、児童の移動はどうするんですか。山川のほうから送り迎えができるんですか。是非、これについては、現場だから可能性があると思うんですよ。ただ、もうそれは目標であって、実現はする中身じゃないと思います。それと、教育支援センターになって、創作活動とかいろんなことが取り組まれるようになっていくんですよ。そういう中で、予算的なものはどうなっていくのか。それと、ツマベニ教室の場合は、机を並べて卓球台にしているんですよ。今、統廃合の中で、卓球台そのものも遊んでる部分があるんじゃないかと。そういうのを提供する考えはないのかどうか。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 教育支援センターに名前が変わって現在2か月半が過ぎ、これまでと支援内容が現段階で大きく変わっているという状況ではありませんが、教育支援センターの見学希望者は増えており、見学から新規の通級につながった児童もおります。今後、これまでの学習支援だけでなく、校外体験学習等も取り入れながら、施設設備、予算の面も実態を調査し、検討してまいりたいと考えております。

**○10番議員（吉村重則）** 子供の居場所としての方向で、もう本当に子供が行きたいというような教育支援センターのほうにしていきたい。

次に、学校、廃校になったグラウンドの開放について。廃校になって、去年の8月ですか、業者と無償で提供する。その前も、子供たちがグラウンドを通るとすれば通るなということ子供たちに言っているみたいなんですよ。これはどういうことなんですか。

**○財政課長（上村圭一郎）** 閉校後に学校を閉めたときにですね、遊具等も通常管理ができませんので、その際、遊具も使用禁止としておりました。そして、学校の敷地内にも入らないように立入禁止という表示をさせていただいたところです。ですので、子供たちに限らずですね、住民の方に対しても、区の行事等で使うとき以外については立入禁止とさせていただいていたところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** あの統廃合によって教育内容がすごくいいと、良くなるんだということで統廃合しているわけですよ。子供たちにしてみれば、遊び場も奪われてしまう。異年齢集団の中で遊びをしながら成長していくわけですよ。これを全部取っ払って、どういうことなんですか。

**○財政課長（上村圭一郎）** 学校は閉校したことによりまして、確かに学校の中で遊ばないよなということでしたところではございますが、子供たちにつきましては、現在、通学している山川小学校で、そこでほかの子供たちと交流する場はあると考えております。

**○10番議員（吉村重則）** 放課後はスクールバスの関係で遊べないんですよ。ですから、やっ

ぱり子供の遊び場としては確保すべきだと。あと、学校に遊具施設があるわけですよ。危険というものをしているわけですけど、怪我でもした場合には、当然、行政のほうが問われると思うんですよ。この遊具施設に対する対処はどのように考えているんですか。

**○財政課長（上村圭一郎）** 議員おっしゃる通り、遊具について管理を通常しなくなりましたので、年々老朽化が進んでいくと思います。なので、危険な遊具も見受けられると思っております。ですので、今後、旧徳光小学校につきましてですが、借り主である事業者がおりますので、事業者の方と協議をしながら、今後の対応については検討してまいりたいと考えております。

**○10番議員（吉村重則）** あと、解放の時間帯については3時から5時と時間も設定して書かれているわけですよ。スクールバスで帰るのがもう4時半回ってしまっている状況の中で、子供たちは遊べないですよ。そういう面では、本当、時間についてはちゃんと遊び場として、ちゃんと検討をしていただきたいんですけど、どうですか。

**○財政課長（上村圭一郎）** 時間についても、議員おっしゃるとおり、スクールバスの時間が、先日、見に行きましたが、3時半頃と4時半頃に帰ってくる児童がいらっしゃいました。ですので、5時という時間については事業者と協議を重ねた上で5時と決めたところでございますが、今後、また事業者と協議をいたしまして、時間については、また検討させていただきたいと思います。

**○10番議員（吉村重則）** レジャーセンターかいもんについて。年間パスポートは2万5千円が4万円に値上げをしていると。今、物価高騰、年金は減らされている中で、公共料金はどんどん上がっていく。そういう中で大幅な値上げがされているわけですよ。プールのほうにもこの前行きましたら、80代、90近くの人じゃないかと思うんですけど、プールができて、もうずっと通っているんだということで、顔色がすごく健康そのものなんですよ。年金自身が80代となれば国民年金だったらほとんど少ない状態なんですよ。そういう中で、健康維持のために利用しているわけですよ。そうすれば、介護保険とか医療保険も使わずにやってくるわけだから、そういう面では、施設の赤字問題だけでなくして、そういう介護とか医療のほうで戻ってきているんじゃないかと。だから、そういう面では、やっぱり大幅な値上げでなくして縮小した形で値上げをすべきではないかと思うんですけど、市長、どうですか。

**○観光施設管理課長（園田浩一郎）** 値上げにより利用者減であったりとか、利用者が利用しにくくなるんじゃないかというような御質問かと思うんですけども、料金の改定につきましては、利用者の方にも現在の厳しい経営状況と値上げをしなければならない事情等を説明させていただきました。その必要性については、一定御理解はいただけたのではないのかなと感じております。そしてまた、今回、新たに3か月の会員券というものも作っております。なので、その会員券というものもPRしながらですね、一定料金は会員券であれば安く設定

しておりますので、そういった会員券の利用も促進しながら、今後の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

**○10番議員（吉村重則）** 3か月の会員券と言われるけど、年間パスと比べた場合にどう違うんですか。

**○観光施設管理課長（園田浩一郎）** 現在、年間パスポートは1年間で2万5,130円となっておりますが、1年有効で10月1日以降は4万円となります。そして、3か月の会員券につきましては、現在、設定がございませんが、10月1日以降は3か月有効券を作りまして、全館使用で1万2千円、浴室のみの使用で9千円という3か月の会員券を作っているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 3か月って言ったら、1年パスにすれば4万8千円になるわけですよ。ただ金額は少ないだけで、年金がそんだけ増えるんだったらまだ分かりますよ。健康維持と、誰もが健康であって暮らしていきたいというのがあるわけですよ。そういう中で、行政のほうは財政が厳しいから値上げをすればいいと。市民にしてみれば収入は増えていかなんですよ。だから、本当に健康維持することによって介護とか医療のほうにも反映されてくると思うんですけれども、その辺は全然考慮する余地はないということなんですか。

**○産業振興部長（鴨崎一郎）** 使用料、手数料の見直しというところの一定の基準で、今回、見直しをさせていただいております。議員がおっしゃられるとおり、福祉若しくは健康増進という視点の配慮というのは、また今回の改定とは別にお示しをさせていただいておりますが、先ほどありましたその3か月というのは、利用者の方々が、例えば途中で入院をしたりとか、逆に今度は1年間持っているとそれがもったいないよねとか、そういった意見もありながらですね、利便性を確保するというようなことや、少ない支払いの中で日々活用していただく。それから、公衆浴場については、基本的にはもう市内のですね、浴場に関していうと大体300円程度が目安になるのかなと思いますが、そういったところから、パスポートを利用されている方々は比較的、それらと比べると安いという実態がございますので、その辺もですね、先般の説明会でもお話を差し上げて、一定の御理解はいただいたものというふうに考えております。

**○10番議員（吉村重則）** 本当言って、こんだけ物価高騰、公共料金の値上げ、非常に厳しい状態に追い込まれています。そういう面では、あまりにも2万5千円が4万円というのは大きすぎるということで、考慮すべきじゃないかと思うんですけど、その辺はもう4万円でなければもうダメだということなんですか。

**○観光施設管理課長（園田浩一郎）** 現在の年間の会員券でいくと、1年間の営業日数が大体313日というふうに考えております。それを今の会員券を日数で割ると80数円と、1回当たり80数円に入れるという事実です。これを4万円にすることで、1日当たり大体127円というような金額になりますので、4万円に上げてみてもですね、比較的まだ安価な金額ではあるのかなというふうに考えているところではございます。

**○10番議員（吉村重則）** 物価高騰とか、本当に暮らしはどんどん厳しくなっているのが現実です。ですから、本当、考慮することをお願いというか、検討をしていただきたいと。

次に、たまた箱温泉の第2泉源について、第1泉源の維持管理がされなかったために温泉が出なかったと。それで替掘をして温泉が出てこなかった。これを検証しているんですか。あの辺は地熱が豊富にあるんですよ。そういう中で温泉が出なかった。なぜ、どのような検証がされたんですか。

**○観光施設管理課長（園田浩一郎）** 第1泉源の検証ということでございます。第1泉源は、契約に基づき、施工業者は深度320mまで掘削をし、掘削が終了した段階で、孔内検層結果等を踏まえ、施工業者及び監理業務委託業者から掘削状況や検層結果等の説明を当時受けております。それによりますと、仕上げ区間の温度は150℃以上と低くはない状況ではありましたが、透水性は極めて小さく、自噴するための主な条件である高い温度、帯水層の存在、帯水層への連続供給のうち、帯水層の存在、帯水層への連続供給を満たしていないことから、自噴に至る可能性は低いということでございました。なお、第1泉源の替掘工事において、露天風呂を賄うだけの泉源確保には至りませんでしたでしたが、施工業者及び監理業務委託業者は、契約に基づき適正に業務を遂行していただいたというふうに考えております。その後の方針につきましては、ヘルシーランドの大規模改修事業とも関連をすることから、露天風呂第2泉源の設備状況を注視しつつ、掘削工事や工事監理業務に携わった業者から助言をいただきながら、新たな泉源の掘削、第2泉源整備の整備、修繕及び替掘等幾つかのパターンを、第1泉源の増掘も含めて検討してきたところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 市のほうで地熱発電所をヘルシーランドにという計画がある前に地熱の調査はしていると思うんですよ。その結果はどのようになっているんですか。

**○総務部長（渡部徹也）** 今、地熱のお尋ねがございましたけども、地熱の恵み活用プロジェクトをスタートするときにはですね、確か平成27年度だったかと思いますが、ヘルシーランドの周辺において、1kmを超えるような地下深いところ、そういう場所の構造がどうなっているのかというのをですね、電磁波探査という方法で、地上から電磁波を地下に流して、その反射によって地下構造を推定をするという方法ですが、それによって深いところの地下構造、これを探査した経緯はございます。

**○10番議員（吉村重則）** 調査した結果、あのヘルシーランド付近は地熱が豊富にあるというような結果とか、そういうのは出てないんですか、

**○総務部長（渡部徹也）** 探査の結果、あくまでも推定ではありますが、地下1kmを超えるとどこにですね、いわゆる亀裂、断層、そういったものがあるのではないかと推定はされております。

**○10番議員（吉村重則）** ヘルシーランド付近の地熱量って言ったらいいんでしょうか。そりゃ豊富だと昔から言われているし、何本も掘削はされているわけですよ。フルーツランド

については、今の第2泉源よりも圧が強いとも言われてきていたのに、詰まっているわけですね。今使われてないわけですよ。で、第2泉源を替掘をした場合に、予算としてはどのぐらいの予算で立てているんですか。

**○観光施設管理課長（園田浩一郎）** 今年度当初予算の中で計上、承認いただいた金額といたしましては、第2泉源の閉坑工事で1,650万円、第2泉源の替掘工事で7,700万円の予算を頂いているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 第1泉源が替掘をして温泉は出なかったわけですよ。7,000万、本当無駄な投資をしているわけですね。で、第2泉源について、替掘をして出るとは限らないんですよ。その辺は慎重に検討はしているんですか。

**○観光施設管理課長（園田浩一郎）** 替掘を含めて様々なケースで検討を進めてきているところでございます。第2泉源整備につきましては、現在の泉源の地上部分の設備修繕、新たな泉源の掘削並びに替掘等幾つかのパターンで検討しております。地上部分の設備の修繕、バルブ交換等のみの場合は、第2泉源は掘削後20年近くが経過をしており、地下埋設管や管周りのセメンチングが劣化しているという状況もございます。修繕だけで今の泉源を使い続けると、地下の予期しない部分から蒸気が噴出してくる、いわゆる地獄化の可能性があるというところは先ほども申し上げたとおりでございます。そういったことから、リスクが高いと判断したところでございます。露天風呂の営業日には、蒸気や温泉量を調整するため、露天風呂の職員が泉源に立ち入って作業を行っているという状況もございます。今の泉源を使い続けることによるリスクは1日でも早く解消しなければならないことだというふうに感じているところでございます。また、別な場所に新たな泉源を掘削ということになると、周辺泉源に影響を及ぼす可能性のある場合は、掘削許可が得られなかったり、泉源の設置に伴う設備等の新設が必要となる場合もございます。このような条件を踏まえ、現在使用している泉源を閉坑し、その横により耐熱・耐圧性のある新たな泉源を整備し、安全で安定的にコントロールできる泉源の確保を図りたいというふうに考えているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 出なかった場合にはどうするんですか。

**○観光施設管理課長（園田浩一郎）** 当初の計画において、十分な湯量や蒸気が確保できなかった場合には、更に掘り進める増掘工事を行い、安定的な泉源を確保したいというふうに考えております。そのような場合は、県などへの増掘申請や工事費の確保が必要になりますので、替掘工事を一旦終了し、条件を整えた上で増掘工事を実施することになるというふうに考えているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 期間とか金額はどのぐらい計画がされているんですか。

**○観光施設管理課長（園田浩一郎）** 現時点では、第2泉源の替掘及び廃坑の実施設計をしている段階でありまして、増掘に関する費用の積算はしていないところでございます。露天風呂の営業に支障が出ることをないように、泉源の確保については対処をしてまいりたいという

ふうと考えております。

**○10番議員（吉村重則）** 観光泉源は、いつの時点で泉源は掘削されているんですか。

**○観光施設管理課長（園田浩一郎）** 観光泉源の掘削の詳細等については、こちらでは把握はしていないところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 戦前からの泉源だと言われているんですけど、これは事実ですか。

**○観光施設管理課長（園田浩一郎）** その辺も含めて、全く不明な状況でございます。

**○10番議員（吉村重則）** 平成25年にバルブというか地上の部分を改修しているわけですよね。そういう中で、一つは維持管理が不徹底だったということで、バルブが操作は効かないという状況の中で今回廃坑にするということになっていると思うんですけども、その記憶にないぐらい前に掘ったところが地獄化してないのはどうしてですか。

**○産業振興部長（鴨崎一郎）** 一般的な温泉寿命というところを捉えまして申し上げますと、それぞれの全国各地にある泉源によっても違うんですが、寿命のその一定の考え方としては、今、その坑口にあるケーシングプログラムというんですが、その辺の腐食が非常に大きいというところが、先ほど来、申し上げているそういった地獄化であるとか、そういったものにつながりかねないというふうに私どもは認識をしております。このケーシングのそのプログラムなんですけど、特に、例えば温泉のですね、泉質、酸性が強いとかアルカリが強いとか塩分が強いとか、そういったものによってはですね、これは20年持たないというようなことも言われております。その戦前からある泉源ということであればですね、なおさら、こういったそういうケーシングがされているかということも含めまして、我々としてはそこを確認するべきがないというのが実態でございまして、ただ、25年に1回暴発をした時に、幸いですが、暴噴が収まった時期があって、そこを狙って抑えるというような工事をしておりますけれども、それもほぼ手探りの状態でああいう状況で収まっているというところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 観光泉源の場合、もし戦前となれば80年近くなるわけですよね。で、今の第2泉源については、それなりのコンクリートを入れてちゃんとやっていると思うんですよ。可能性があるだけで提案するもんだから、だから、どうしてもそういう地獄化するとかそういうのがあるんだったら、それはもう廃坑するしかないと思っております。ただ、なんで第2泉源にこだわるかって言ったら、コバルトブルーですか、あの性質そのものが非常に大事な泉質だと思うんですよ。全国でどのくらいそういう泉質の泉源っちゃうのはあるもんなんですか。私は通告で、取材の中で話合いしていると思います。

**○観光施設管理課長（園田浩一郎）** 全国の数はこちらはちょっと把握はできていないところですけども、九州内で言いますと、大分、別府などにもそういった温泉はあるように確認はしております。

**○10番議員（吉村重則）** 別府の場合は地獄のあそこだと思うんですけど、あの温泉には使われてないんですよね。湯船に、ほら。指宿の場合はあの温泉が湯船で使われている。だけど、飲料水の影響なのか何か分かんけどあの色が出ない。だけど、外ではその色が使われている。だから非常に貴重な泉源であり、宣伝していけば多くの観光客が訪れると思うんですよ。だから、大事な泉源だから、他のところに掘って湯量を確保した中で、第2泉源について、残すための努力をすべきじゃないのかと。だから、バルブから地下部分、これが上流のほうは確かに穴が開いたり何かしているから、バルブさえ取り替えることができれば上流のほうはどうでもできるわけですよ。あれを廃坑にするにしても、水を放り込んで熱を止めなければ廃坑にもできないわけですよ。だから、そういう状態になったときにバルブを取り替えれば、上のほうは調整が効くようになるわけですよ。だから私は、バルブから地下の部分はどうかということ現場説明会の時にも聞いているんですよ。だけど、今日の答弁の中でも、そういう可能性があるからだという答弁しか返ってこない。観光資源として非常に大事な泉源そのものを本当に潰していいのかどうか。もうどうしてもダメだったら廃坑にするしかないんだけど、守れるんだったら残して、それを観光利用、あの市長が6月、広報の中でも触れていますけど、改修の目的や全国の方々、外国の方から人気を集めて、砂むし露天風呂がさらに質の高いサービスを提供できるように言っているわけですよ。それと、これまで以上に多くの方々に利用していただき、これまで以上に売上が期待できる、誰もが何度でも訪れたいくなるような、市長も広報でしているわけですよ。だから、大事なそういう泉源を、いとも簡単に可能性があるから潰すんじゃなくて、守れるんだったら守るべきじゃないのかということ私を提案しているんです。もうどうしても廃坑にしなきゃならないんだったら、早くすべきだと思います。だけど、守れるんだったら守るべきではないのかということ、予算は通っているんだけど、あえてこういう質問をしてるんですよ。どうですか。

**○産業振興部長（鴨崎一郎）** 議員がおっしゃられる貴重なその泉源というところでは、私も認識しておりますが、この間ずっと申し上げているのは、やはりこれを20年、30年後もしっかりと、ヘルシーランド一帯の施設を市の重要施設として市民とそれから観光客にしっかりと使っていただく、そういうような施設を目指していく中で、やはりですね、その日常のメンテナンス、モニタリング、先ほど来、おっしゃっていますけれども、そこは非常に重要だと考えております。現在の状態でありますと、例えば20年、30年、そこを安全に運転をするためのモニタリング、管理ができていくかということ、そこに関しては多分、今の状況じゃ無理だろうということは、多分お分かりかと思いますが、他県においてもですね、やはりそういった指宿市のような温泉を使った地域をですね活性化するような施設を持っているところは結構ありますが、その中でも、今、申し上げているのは、そういった日常的に温泉のモニタリングをしていくこと、これ非常に大事だと。それを評価しながら、次はどの時期に

更新をかけるとか、もしくは改修をかけるとかということがやっぱり必要になってくるということでございます。この間申し上げているのは、そのケーシングプログラムですね、そこあたりの状況というのが、今の状況ではですね、なかなかそれを見ることができない。さらに、コントロールすることができないということをこの間ずっと申し上げておりますが、今のままでコントロールができないということは、先ほど来、申し上げている、安定的に例えばその観光客、市民の方々にサービスを提供できるという環境にはないということです。で、今回、そこあたりも含めてしっかりと改修をかけたいということでございます。ただ、私どもの願いとしては、今回、その替掘ということで、周辺5m以内に掘るわけですが、その泉質がですね、今の泉源と変わらないということを、非常にそこも期待をしながらですね、今回チャレンジをさせていただきたいということですので、御理解をいただきたいと思います。

**○10番議員（吉村重則）** 山川の砂むしについては、もう3本かな、掘削をしてるわけですよ。近くで掘っているのに、泉質はもう全然違うわけですよ。だから、絶対に同じものが出るとは限らないし、蒸気も出てくるかどうか、1号泉源と同じようになる可能性も十分あると。だったらほかの場所、あの辺一帯は熱量も相当あるわけだから、あの斜面に、砂むしの斜面についても、崩壊したのは熱のためにああいう崩壊につながっていったわけですね。あの周辺は熱量がいっぱいあるというのを考えれば、市がほかに第2泉源、第1泉源を除いて何本か泉源があると思うんですけど、何本あるんですか。

**○観光施設管理課長（園田浩一郎）** ヘルシーランドの関係の泉源でございますが、ヘルシーランドの温泉保養館でまず1本ございます。次に第1泉源、そして第2泉源、そして観光用泉源、その他ですね、塩田跡地内に場所不明ですが泉源が2本あるということと、砂むし温泉に2本あるということで、計8本あるということでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 今後の、これから20年、30年後どうなるか分からないから、今、改修をしたいという答弁だったと思うんですけど、ほかのあと2つの泉源は、どこにあるか分からんけど、市は持っているわけですよ。そこを掘削をして、あの温泉が、蒸気が出てくれば、たまた箱温泉のあれは、温水は加工できるわけですよ。そういう中で、第2泉源については本当に閉坑にしないかならないのかどうか、そこを徹底して調査をした中で廃坑にするんだったら廃坑すべきだと私は考えているんですよ。そうすれば2本の泉源があって、観光資源としてかなり利用ができると思うんですよ、もし両方が良ければ。しかも、もし駄目だったにしても、その1本でたまた箱温泉は営業ができるわけだから。だから、同じお金を掛けるんだったら、他のところに掘って、バルブの交換の費用は掛かるとは思うんですけど、他のところを掘って、その湯量を確認した、確保した中で、止めるか止めないか、その辺を検討すべきじゃないかということを提案しているんですよ。その辺はどうなんですか。

**○産業振興部長（鴨崎一郎）** 今、議員がおっしゃられる、そのほかを調査してということで、

先ほど、県外ですね、例えばそういった市の中で、町の中で10年、20年先の計画を立てているところの一例ですけども、その調査費用がですね、今回の掘削等に関しては1億円程度ということで予算化しておりますが、その10倍以上、そこから今度は泉源を掘ってまた施設で活用するということになると、それなりのまた年月が掛かっていくということになります。で、先ほど来、申し上げているとおり、我々としては、安全性を、リスクをとにかく回避をしたいというところ。それから、一定の期間を掛けてそういった調査をするということに関しては非常にリスクが高いというふうに考えているところでもありますので、なんとかその辺は御理解をいただきたいと思います。

**○10番議員（吉村重則）** 本当言って二つの選択があると思うんですよ。一つは、もう廃坑にして替掘をして、ダメでした、増掘をしなきゃならないと、また投資をしなきゃならない。あとのほうは、今の泉源そのものは湯量もあるわけだし、即危険になる可能性というのはないわけだから、今、明日でも明後日でも破裂するとかそういう問題じゃないと思うんですよ。1年とか2年は十分耐えられる、そういう状態だと思うんですよ。だから、あのほかのところに掘削をして確保した中で十分調査すべき、守るべきという部分では、市長、どうですか。本当言って大事な泉源だから、あえて私はこうして提案しているんですよ。市長はどのように考えますか。もう即廃坑にしてあの替掘をするのか、それとも、今は残した中で、ほかのところに掘削をしてちゃんと確保してから、今の泉源が本当に危険なのかどうか調査して残すべき努力をするのかどうか。その辺は、市長はどのように考えますか。

**○市長（打越明司）** 全く同じ議論を3月にもした記憶はありますがけれども、指宿の場合には、非常に指宿を売り込む資源として、その温泉をはじめとして自然を相手にした財産が多いと。やっぱりこの自然というのは、なかなか人の思うがままにならないというところがあって、非常に難しいものがあることは承知の上で、様々なマネジメントをしていかないといけないということになります。吉村議員の議論というのは、最終的には、今の状態が安全なのかどうかということを担保できるかできないかということと、もう一つは、挑戦したときに出るか出ないかという、この二つのチャレンジをどういうふうに考えるのというお話だと、究極の選択でいえばそういうことだというふうに思うのですが、今日、明日になって危険になるという心配はないのではないかということについてはですね、いやいや、もうとっくに心配な状態だというふうに私は考えているところであります。有識者の方々に現場を見ていただいたり、私も意見を聴取しましたがけれども、ああいうところに職員や観光客を近づけているなんてとんでもない話だというふうにおっしゃる地質専門者もおられます。ですから、既に1度暴噴をした経験も持っている地域ですので、これは本当に極端な言い方をすれば、明日起きてもおかしくはないという状態であることはあると思います。それを必ず起きるとも言えないし、絶対起きないとも言えないというのが自然であるということです。その中で、我々はそのリスクはやっぱり避けようという判断を、市としてさせてもらったという

ことであります。そして、もう一つのほうの、新たにその近くに替掘をしていくという、その替掘の方法等々についても、これも様々な経験や知識を基にして判断をしていけば、かなりの確率で確保できるという意見を私たちも頂戴もしておりますし、当然ながらこれも100%ということとは言えないんですけども、可能な限りいい泉源を得たいということで、出る可能性の高いところを中心に替掘をしていくということで、今、替掘をする場所をもう既に決定をしているわけであります。それは、過去にある様々な泉源の位置であるとか状態等も勘案した上で、これまで経験を持っているそういう業界の方々の判断も加えて、新たな場所に替掘をしていくということであります。今、特に議員のほうで、コバルトブルーに発色をするあの状態の姿を見て、あれはすばらしいねと、あれを評価して、ああいったものは残したいなという思いだということとは私も一緒です。これは現場で、今、いろんなことに挑戦している職員も同じように思っています。ですから、どうやってあの美しい色をですね、露天風呂で発色できるんだろうかということで、今、様々な条件を変えながら挑戦をしているところでありまして、現実には、今、あの状態で発色を、あそこであの環境ではするんですけれども、露天風呂ではなかなかそれが、同じ泉源だったとしてもうまく実現できてないということもありますので、これについては本当にそうなれば大きなやっぱりうたい文句にもできますから、我々としては、更に本当に質を高めた場所が提供できると思いますので、これは引き続き、できる限りあれを再現したいねということで調査研究を続けていきたいと思っておりますので、それについては御理解いただきたいと思います。先ほどの質問につきましては、そのようなことで、挑戦するリスクはある、挑戦しない場合もリスクはある、我々はそのチャレンジするほうを選ばせていただいた、それが我々の市の判断であるということでもあります。

**○10番議員（吉村重則）** 同じ泉質が出るとは限らないんですよ、これだけは。で、今までブルーが出ているあれについても、何度か行く中で、福岡のお客さんと話をした中でも、あの泉質があなたまで箱に使われこることも知ってない。だから、口コミサイトで日本一を景色の段階で4、5年取っているわけですよ。宣伝もされてないんですよ。市のほうでは、あそこのこれが泉質、使われていますよということなんかも説明してない。だから、そういう意味では、本当何を考えているのかなと思ったりするんですよ。だから、もう1回、本当に大事な泉質なんで、もう1回検討をするなり、もう、今、廃坑にしまえば2度とそういう巡り合わせないかもしれないんですよ。その辺はどうなんですか。もう、今、決めたとおりの、そのまま行く予定ですか。

**○観光施設管理課長（園田浩一郎）** 現在のところ、今までの説明させていただいたような計画で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** もう時間ないんで、本当言ってもう1回、どうなのか。バルブから地下のほうが十分耐えられるんだったら、もうちょっと見直しが。

○議長（西森三義） 時間が来ましたので、簡潔にお願いします。

○10番議員（吉村重則） もう1回、その辺で答弁ください。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） こちらのほうでは、現在、地上部分だけを取り替えた場合、地下部分が圧力に耐えられないというふうな評価をしているところでございます。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時19分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、田中健一議員。

○9番議員（田中健一） 令和6年第2回定例会本会議一般質問最後の質問者となりました。同僚議員と重ならないように、最後の締めを行いたいと思います。

さて、鹿児島県内では、様々な問題が報道関係より発表をされております。全国放送もあり、有名になってしまっております。公務員の不信であります。恥ずかしいと思うところがあります。我が指宿市職員、教職員の方々、全ての公務員が、また、我々議員も含め、市民の方々の信頼できる関係を更に築いていきたいと思います。

また、人口減少問題でもあります。人口戦略会議が分析した消滅可能性自治体、全国1,729自治体の4割が2050年までに最終的に消滅する可能性があるとして発表もされております。かろうじて我が指宿市はそこに名前はなかったわけですが、何もやらなければ、多分消滅自治体として名前が出てくるであろうと思っております。今、我々は何をするべきか、何をやらなければならないか、何をできるのか、皆さんとともにワンチームとなり取り組んでいきたいと思っております。

さて、私が今回の質問のテーマにすることが、安全・安心を確保できるまちづくりにつなげたいと思いの気持ちで、今も安全・安心のため、日々、消火訓練をやっていただいている消防分団の団員の活動に感謝するところでもあります。現在の消防団員も、人口減少などでどれぐらいの欠員であるか。また、機能別消防団員数の状況はどのようにあるのか。少子高齢化による人口減少が進む中でどのように団員を増やしていくのか。

次に、今、真ただ中の、先ほど、市内各地で崖崩れも起こっているようであります。真ただ中の梅雨であったり、台風シーズンもこれから大きく関わってくると思います。また、日本全国各地で起こっている地震、この指宿であってならないとは思っていますが、想定をされているのか。私は、様々な準備が必要だと思っております。市内の強靱化地域計画の進捗状況はどうか。どのような計画の内容なのか。

次に、災害発生時の民間との協力体制はどうなっているのか。協定の種類と件数、県との協定の主なものについて、伺います。

次に、女性消防団、幼年・少年消防クラブの活動について、伺います。また、将来、その

ような子供たちが消防職員として、また、分団員の確保につながる取組をクラブ員に対して何か行っているのか、伺います。

次に、この指宿に公の遊泳場所はないと思っておりますが、ないから水難事故が発生しないかは別物であると思っております。本市において、東シナ海、錦江湾に面する海、また、池田湖、鰻池、湖、そしてため池等もあります。先ほど同僚議員の方からも、もう1か所ため池ができるような計画もあるとのことを聞き、さらに私の質問が事故の減少につながればと考えております。そういう水辺に対して、指宿市消防団に水難救助隊が必要と思っておりますが、設置する考えはないか伺って、1回目の質問といたします。

**○市長（打越明司）** 田中健一議員の御質問にお答えしたいと思います。消防団の質問をいただきました。今、ちょうど近づいています市の消防操法大会に向けて、この市役所広場を活用して、毎日のように、新しく入ってきた団員を含めて、連日訓練が続いているところであります。是非、また激励をしていただければと思います。

さて、現在の消防団員の欠員数及び機能別消防団員数の状況につきましては、条例定数564人に対し、基本団員が459人、機能別消防団員55人の計514人であり、欠員数は50人となっているところであります。消防団員の確保につきましては、各消防分団と各消防後援会組織で推進をしており、市では消防団活動等に併せ、広報紙に団員募集の記事を掲載をさせていただいています。また、消防団員の減少対策としましては、消防団員の待遇の見直し、団行事の見直し等による負担軽減などについて、消防団幹部や消防関係の方々と随時、協議を行っているところであります。今後も、関係機関の皆様方と連携をしながら、団員確保にしっかりと努めてまいりたいと思います。

他の質問につきましては、関係職員からお答えします。

**○危機管理課長（打越貴人）** まずは、指宿市強靱化地域計画のお尋ねについてです。市強靱化地域計画は、大規模な自然災害時に備え、人命の保護や被害の最小化、経済社会の維持と迅速な復旧復興を目的に、災害が発生する前からどのように取り組むのかを定めた計画となっており、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づき、令和2年に策定しました。当計画には、令和7年度の計画見直しまでの間、防災・減災のために取り組む目標事業を示し、現在も当計画に基づき、消防施設、ライフライン等の強化を進めているところです。

次に、災害時の協定の種類と件数と、県の協定の主なものについてのお尋ねです。本市では、現在、市内、市外の民間事業者・団体等と、食糧等の物資供給に関する協定を5者、避難場所等の提供に関する協定を1者、道路・水道等の応急対策復旧業務に関する協定を10者、そのほか、災害時に関する協定を5者と締結しており、合計21者の民間事業者等と災害時応援協定を締結しております。また、県においても、災害時のホテル等の宿泊施設の提供に関する協定をはじめ、各種協定を民間事業所等と締結しており、災害が発生したときに

は、市から県を通じて応援を要請し、支援を受けることができますところ。そのほか、県及び県内市町村、姉妹都市等と物資、職員の派遣等に関する応援協定を結んでいます。近年、国内で大型地震が発生した際の教訓を踏まえ、現在、県及び県内市町村間の災害時応援協定について、より実践的なものへ見直される動きもあります。

続きまして、女性消防団、幼年消防クラブ、少年クラブについてのお尋ねです。女性消防団につきましては、条例定数13人に対して実団員数11名で活動しております。活動内容としては、市民防火の日に併せて、防火広報、高齢者宅などの訪問防火指導を行っております。また、応急手当普及員の資格を有していることから、消防署が開催する防災・防火・救急の講習会への協力や、各地区の敬老会では寸劇の中で防火広報や消火器の取扱説明などを行っております。

次に、幼年消防クラブにつきましては、保育園、幼稚園の園児を対象にした団体で、5団体93人が防火キャンペーンや消防出初式への参加などの活動を行っており、卒園時には終了証書が授与されております。少年消防クラブにつきましては、小学生を対象とした団体で、3団体37人が防火講習会等への参加、防火標語コンクール、防火の広報や消防出初式への参加などの活動を行っており、卒業生には感謝状が授与されております。

続きまして、消防団に水難救助隊の設置についてのお尋ねでした。指宿市消防団においては、水難救助隊は設置されておきませんが、海での救助体制につきましては、市内の漁業協同組合を救難所とし、漁業関係者の方々と海上保安署が連携し、官民一緒に人命救助、船舶及び積み荷の救助等の活動を行っていただいているところです。指宿消防署及び山川開闢分遣所におきましては、8人体制で救助活動を行うこととしておりますが、荒波や沖合等での救助のときには、救難所、海上保安署、鹿児島県防災ヘリコプターに要請し、対応しているところでもあります。池田湖での救助につきましては、指宿消防署と民間の方とが連携して救助訓練を行うなど、協力体制が整っているところです。水難救助は、一刻を争うこと、専門的な救助資格などが必要となることから、現時点では、指宿市消防団に水難救助隊の設置についての検討はしていないところです。

**○9番議員（田中健一）** これより2回目の質問に入りたいと思います。現在50名の欠員数であります。私が問題の一つに、道路交通法の改正により、現行の普通免許であれば消防ポンプ車を運転できない団員も発生をしているという状況を聞いております。でありますから、普通免許で運転をできる普通積載車への組み替えというか、可搬を準備をして対応していただくと。また、普通免許を取得した消防団員が準中型免許を取得する経費に対して助成なども行うべきかなと思っております。お伺いをいたします。

**○危機管理課長（打越貴人）** 平成29年3月以降に取得した普通免許では、総重量3.5 t未満の車両は運転することができますが、消防団に配備している消防ポンプ車は総重量3.5 tを超えているため、運転することができないところです。消防団への聞き取りでは、現時点で消防

団に大きな支障が出ていないことから、消防ポンプ車から普通積載車への組み替え、また、普通免許を取得した消防団員が準中型免許を取得する経費助成は検討しておりませんが、今後、世代交代が進めば影響が懸念されることも考えられるので、今後も消防団活動の状況把握に努め、他市等の動向にも注視し、調査研究してまいります。

**○9番議員（田中健一）** これから多分多くなっていくだろうということを想定をいたしますので、今後、前向きに御検討いただければありがたいです。

続きまして、市の強靱化地域計画について。消火栓及び耐震性貯水槽の整備状況はどのようになっていますか、お伺いいたします。

**○危機管理課長（打越貴人）** この計画の中では、市街地で大規模災害が発生した場合でも消防力を維持するため、耐震性貯水槽などの消防施設の整備を推進することを目標としております。現在、市内の消火栓及び耐震性貯水槽の整備状況につきましては、消火栓が788基、防火水槽が467基で、そのうち耐震性貯水槽は62基となっております。引き続き、耐震性貯水槽を設置し、消防力の維持強化を進めてまいります。

**○9番議員（田中健一）** まだまだ耐震化はできていないようでありますので、しっかりと予算も限られた中でやっていかなければならないでしょうけれども、テレビ報道関係で大地震の災害があったような災害地を見れば、水がないというような状況を把握をしておりますので、しっかりと準備をしていただけるようお願いをしておきます。ここについて、消火栓等につなぐ上水道の耐震化も含めてちょっと心配であります。市内の上水道の耐震化についてはどのような状況にあるのか、お伺いいたします。

**○水道課長（湯ノ口繁生）** 水道管の耐震化でございますが、重要な基幹管路の耐震適合性がある管の割合は、令和4年度末で45.6%となっております。災害時において水道施設が被災した場合、市民生活や社会活動に必要な水の供給に支障をきたすおそれがありますので、水道施設における被害の発生を抑制し、影響を小さくするため、今後も整備計画に基づき、年次的に水道施設の耐震化を進めてまいります。

**○9番議員（田中健一）** これも本当をお願いをするしかございませんので、よろしくお願い申し上げます。

水も大事です。ですが、やはり避難者も出てくることから、道路等についても、避難道、災害時については市道、県道、国道関係なく被害が出てくるとは思います。その国道強靱化の状況について、御報告をお願いいたします。

**○建設部長（高田博憲）** 議員御指摘のとおり、災害発生時におきましては、市道も重要な避難路となることから、事前防災・減災への対策と迅速な復旧に資する施策を総合的・計画的に実施することが重要と考えております。特に、災害時の輸送路の確保は、要救護者や支援物資の円滑な輸送、また、その後の復旧活動に欠かせないものであります。市道の改良工事が必要な箇所におきましては、交通量、家屋の密集度、道路状態等の諸条件を評価基準を用い

て総合的に評価し、年次的な整備を推進をしているところであります。また、維持補修工事につきましては、定期的な道路パトロール、市民等からの通報等を受けた補修対応を職員やまちづくり公社により迅速に行っております。あわせまして、橋りょうにつきましても、平成23年度に策定いたしました橋梁長寿命化修繕計画に基づき、平成25年度から早急な対策が必要な橋りょうから順次、修繕を実施しているところであります。

**○9番議員（田中健一）** 様々な準備をしていただいているところに併せて、日々の市民の方々、あと観光客の足元をしっかりと守っていただいていることに感謝を申し上げます。これからもしっかりと守っていただければ、また強い指宿市をつくっていただければと思っております。

災害発生時の民間との協力体制について、食料等の物資供給に5件、避難場所等の提供に関する協定が1件、あとは県との連携のところのホテル、避難場所との協定というものもあるかと思っておりますが、この1回目の答弁のところで十分だと思っていないと思います。私も大規模畜産農家ではございませんが、機械等の整備も少しはあります。私がやれるところは、機械を貸出したり、自分が乗って行って邪魔なものを撤去したりということも考えられるかと思いますが、そういうところの民間との提携というか契約というか、そういうものは考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

**○危機管理課長（打越貴人）** 大変貴重な御提案賜り、本当にありがとうございます。個人の方との協力関係の構築につきましては、災害時の事となりますので、協力していただける方々の安全対策を含めて様々な条件を整理することも大切であります。まずは、そうした協力関係の構築に向けまして、調査研究から始めていきたいと考えているところです。

**○9番議員（田中健一）** 市内に数多くの、本当、大規模な畜産農家、また、農人、法人の方々、多分この地域を思っただけ協力体制は心積もりはあるかと思っておりますので、しっかりと市民とワンチームになって考えていただきたいと思っております。

次に、女性消防団、幼年・少年クラブの活動について。報告を聞いて、幼年5団体、少年クラブ3団体、小学校単位、幼稚園、保育園単位ということであろうかと思いますが、こんなに少なかったのかなということを感じました。私は、もう正直、指宿、南九州市、消防職員になられるお子さん方が、今、市長も、子供たちがこの指宿に生まれてこの指宿に育ち、この指宿に残ってくれる活動につなげたいということで、私も同感でありますので、こういうところも踏まえて、各学校等そういう施設等にはないのは何か理由があらわれるのか。若しくは、今、協力体制をお願いをしている段階なのか、どうなんでしょうか、お伺いいたします。

**○危機管理課長（打越貴人）** 現在、幼年消防クラブ、少年消防クラブの子供たちのクラブを増やすことができないかということもありますが、現在、指宿南九州消防組合が担当となっております。今後、指宿南九州消防組合と協議を行って、少しでもそういった志のある子供

たちが増えるような団体を作っていけるように調査研究してまいりたいと考えております。

**○9番議員（田中健一）** よろしく願いいたします。この指宿を育て、守る人材育成も大事であります。同僚議員が、昨日も本日も、市内のもったいない場所。特に学校跡地で、今、何もやられていないわけではないでしょうけれども、利永小学校が本当にもったいない。私も統廃合問題のときに委員でもありました。そのときにも、私は、地域の方々の声というものが、学校がなくなり寂しくなるから反対だっていう声があったのは、私は同時期に、学校の利活用を地域の方々にどうしたいのか、どう活用できるのか、それで子供たちはここになくなるんじゃないくて、朝行って戻って来るんだって、私は本当、これを言い続けてきましたが、残念ながら、山川と開聞の大きな小中一貫校、もうこれができなくて残念ではありましたが。利永小学校も、私は、消防職員の方が、今、薩摩川内市ですよ、練習場所。練習場所が消防のほうであるのは。そこに3時間も掛けて行き戻り、1日練習をしている職員もいる。もう本当頭が下がる思いでありました。これが地域内にあって、この3時間がその職員のために使われるのであれば、私はここにあってもらいたくない。正直、負担がどれくらい掛かるのか、私も検討はつかないです。ですが、その職員の方々、あとはその練習風景を見ている地域の方々、あとはそのそれぞれ地域に自主防災組織の役員さん方、あとはそれを応援、協力する方々もいると思います。そういう方々も含めて、その学校跡地を利用して、来るであろう災害に向けた場所を準備をできたら、元利永小学校も喜ぶんじゃないかな。この後に西指宿中学校も検討に入っていくのかなって思っているんで、こういうところも踏まえて、市長、どうでしょうか。今後、こういうような防災拠点として学校跡地を活用できないもんでしょうか。お伺いさせていただきます。

**○市長（打越明司）** 旧利永小学校については、いろんな方々からの提案の中に、防災に関わる拠点としてといった御意見も実は一部頂戴をしているところであります。ただ、防災の拠点といっても、その場合には防災の研究とか研修とかいうことをする場所ということで、非常に広域な連携が必要だよということ、そのことについては宿題にさせていただいております。各学校については、特に、今、活用できていない学校については、非常にその地域の振興と合わせて、私も非常に重たい課題だということ、日々頭を巡らせている最中でありますので、良い提案があれば、是非、お受けしたいなというふうに思います。

**○9番議員（田中健一）** ありがとうございます。また関係団体と知恵を出し合いながら、良い提案ができるように、私も微力ながらお手伝いをしていきたいと思っております。

昨年度における開聞岳の、開聞地域として、山岳救助隊という方々も頑張ってくれております。本当、これは聞いた話です。以前、救助を要請されて、何合目だったかはもうちょっと私も記憶に留めておりませんが、担架を団員が担いでいって乗せて下っていたら、途中で高いびきをかかれたそうで、団員は本当、やらなかったから褒めるべきだろうと思います。崖から突き落としたかったという気持ちを持ちましたっていうことでした。気持ちです

からね。やったわけじゃないので。このように、開聞岳もすごくソフトな登山場所という捉え方をしておりますが、年間何十件ぐらい救助を求められているのか、お伺いをいたします。

**○危機管理課長（打越貴人）** 令和5年度における開聞岳の山岳救助事案につきましては、10件発生し、延べ153人の消防団員が出動しております。

**○9番議員（田中健一）** 10件というところではありますが、私が登山者を見たわけではないですが、見られた方が、若い女性がヒールを履いて、あんな格好で登っていったという話も聞いております。やはり、以前も開聞岳の登山道のことについて質問させていただいたことがあります。窓口を、今、ふれあい公園でやっていただいているはずなんです。登山道から直接入る登山者、あとはもうふれあい公園でもう書いて登山寄附もされる方々、様々であらうとは思いますが、やはりさっき言ったように、私は、登山者のモラル。開聞岳もかなり険しい山でありますので、そういうところも踏まえて説明と御案内と注意喚起をできないものか、どうなんでしょうか、お伺いをさせていただきます。

**○危機管理課長（打越貴人）** 開聞岳の登山者への注意喚起についてでございます。現在、市では、市のホームページや市のSNSでの情報発信をはじめ、ふれあい公園管理棟の入山届を記載する台には、登山者の目に入る場所に、いつ、どこで、何歳ぐらいの方が、どのような事故に遭われたのかなどを記載した過去の山岳救助事案の具体例と、登山・下山時の注意事項を掲載しております。また、管理棟を通らずに直接行かれる方につきましても、登山道の入口に注意喚起の看板を設置をし、安全な当然の登山の呼び掛けを行っているところです。また、今後になることなんです。登山とかアウトドア用品の専門店、鹿児島市内等に数軒あるんですが、そちらの登山情報コーナーであったりとか、登山情報のサイトが幾つかありますので、そちらに開聞岳登山の注意喚起の掲載ができないか相談をしながら、今後、そういった注意喚起を行っていきたいと考えているところです。

**○9番議員（田中健一）** 本当に多岐に渡る市民、観光客の安心・安全、そういうものにはもうしっかりと向き合って、人々を救助、救済していただきたいと思っております。

最後に、ちょっと聞きにくい質問を、市長。昨年、温泉祭りに消防分団員も参加をされたということも聞いております。どこかのということで御勘弁ください。分団長が市長命令でしたという言い方をされました。そういうことは私は危機管理上ないものと思っておりますが、弁明じゃなく、やっぱりこういうものにも参加をしていただいて、祭りを盛り上げ、この指宿を盛り上げ、そういうものにつなげていただくために市長の発言をお願いさせていただいてよろしいでしょうか。お願いします。

**○市長（打越明司）** 先ほどの山岳救助の件にいたしましては、とにかく開聞地域の消防団の皆さんには、あそこの地域の分団員でそれぞれ3名出していただいて、15人の山岳救助隊を作って、ほとんどのメンバーが救助案件があるたびに参加をしていくということで、少し登り

やすそうに感じる山なので、比較的、ちょうど我々ぐらいの年代になりますが、50代、60代、70代の中高齢の皆さんが割と軽装で軽い気持ちで登り始めて、下りるときに大体足をくじく、あるいはつまずいてしまう、両足が痙攣して動けなくなってしまうというケースが本当に往々として出られますので、注意喚起も必要ですし、また、実はその救助に常に当たられて、5時以降、防災ヘリがもう行けませんので、日が沈んでから、あるいは日が沈む直前のSOSについては、非常に救助が深夜に及ぶこともある。昨年も一昨年も、もう夜中にまでですね、救助が続くというケースがありますので、本当にその皆さんには心から敬意と感謝を表しているところであります。

少し話が横道にそれましたが、昨年の指宿温泉祭に関する参加につきましては、私も様々な団体、様々な地域への参加要請をさせていただき、要請というか参加のお願いをさせていただきました。それについては本当に、保育園、幼稚園から消防団や各出先機関まで、それぞれ直接お訪ねをし、お願いをし、この町にはどれだけ多くの活力があるかということとをみんなで祭りで感じるができたなら、まちを将来に本当に希望を感じることができると、そういう思いから、是非、参加してほしいということで呼び掛けをさせていただきました。同様に、消防団員あるいは指宿常備の消防の非番組。本来であれば、非番組についてはそれが一日ゆっくり休む休養の日なんですけれども、もしよかったら、常備しているメンバーについては無理だけれども、非番の人たちについては呼び掛けをしてくれないかということで、消防署の皆さんもですね、非番については多分7割ぐらいのメンバーが祭りに参加をいただいた。そして、消防団員についても、これは、消防団員の中でどのような形で声掛けをするかということは、団長以下お任せをいたしました。私からは、是非、一つ祭りに参加を募ってほしいということでありました。結果として、500名を超える分団員の中で約2割ぐらい、100名を少し超えるぐらいのメンバーが参加をし、かつ、そのメンバーについては、是非、もう着替えずにですね、消防服で、もしも、あつてはならないけれども、祭りの最中に火災が発生したときにはそのまま現場に走っていけるような格好で参加をしてほしいということで、皆さん消防服で参加をしていたというのは、もう記憶に新しいところではないかなと思います。その後、年末警戒等々でもですね、市長、命令やったとなという質問も、僕にも直接ですね、するメンバーもいました。それは違うと。祭りというのは、誰かに行けと言われて行くもんじゃないと。できるだけ盛り上げようということで、みんなが行きたいねと、俺も参加したいということで行くものだということで、それは今後もですね、そういった参加については窓口をどんどん広げていくけれども、自由にみんな参加をしてほしいと。しかし、地域での、もし何かあるということに備えた参加の体制で、それはいいことだということで、分団員がみんな行ってしまうとですね、これもまた問題があるので、そこはそれぞれの状態を確認しながら、是非、参加をしてほしいということで、私からはお願いしたところであります。

**○9番議員（田中健一）** ありがとうございます。安心をいたしました。

様々御質問させていただきましたが、やはり消防、防災・減災、予防というところまで含めて、私は、もうちょっと女性消防団の数も足りないところもあるのかなというところも踏まえた上で、もう質問はいたしません、要望です。私が持ち得ない繊細な気持ちをお持ちになれる女性の方々が、この指宿のために一肌、二肌脱いでいただければありがたいと思っております。災害のない平和なことが1番であります。災害発生時に、消防職員、消防分団員、女性消防団、併せて幼年・少年クラブ員、また、地域自主防災組織の役員の皆様、また、組織の皆様、市内の救助、救済に係る様々な方々に合わせて、この指宿が安全で安心に向けた取組ができ、観光客も安心して来ていただけるまちにしていきたいという大きな要望をつけて、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○市長（打越明司）** 答弁ではないんですけれども、女性消防団のお話が出ましたので、少し紹介をしておきたいと思うんですが、女性がですね、その防災の立場で色々活動に当たることは、非常に大切だというふうに思っております。今回、能登半島で起きた震災の中で、とりわけ女性が不足をしているということで困ったのが、特に避難所での相談事でした。やっぱり女性の視点というのがないとですね、なかなか男たちが仕切っている場所では十分にいろんな困り事がですね、ちょっと恥ずかしくて言えないとか相談ができないって遠慮する方が多いので、やっぱりその女性消防団員も含めてですね、やはり指宿でもいざというときには非常に女性がそれぞれの場所に配置される、あるいは目や耳の代わりになっていただくということは非常に大切だというふうに思っております。その観点から見ますと、実はうちの危機管理課もですね、最近ほとんど女性職員がですね、いない状態でありまして、つまりは、市の色々な防災の計画を作ったり、そういったときにもですね、女性の視点というのがどうしてもちょっと欠けがちになるということで反省をしながら、改めてその女性の力についてはですね、我々はもう少し活用することを工夫をしていきたいというふうに思うところでありましたので、この機会に述べさせていただきました。

**○9番議員（田中健一）** 本当にありがとうございます。やはり女性の方々のマンパワーっていうものは、私はすごいものを感じております。

あと一つ言い忘れておりました。畜産農家も、命を守るのに大事なものが一つ。井戸を持っている方々もたくさんいます。生活用水、飲料水含めたそういうところの提携も、地震がどの程度、災害がどの程度のことになるか分かりませんが、そういうところも踏まえて検討をしていていただきたいと思います。終わります。

**○議長（西森三義）** これにて、一般質問を終結いたします。

## △ 散 会

**○議長（西森三義）** お諮りいたします。

6月21日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により、休会といたしたいと思いを  
ます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって、6月21日は休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時12分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 西 森 三 義

議 員 東 伸 行

議 員 井 元 伸 明

# 第 2 回 定 例 会

令和 6 年 6 月 28 日

(第 4 日)

## 第2回指宿市議会定例会会議録

令和6年6月28日 午前10時00分 開議

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第85号 指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第86号 指宿市税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第87号 指宿市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第88号 指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第89号 指宿市立学校設置条例の一部改正について
- 日程第7 議案第90号 指宿市天然砂むし温泉施設条例の一部改正について
- 日程第8 議案第91号 指宿市山川砂むし保養施設条例の一部改正について
- 日程第9 議案第92号 指宿市体育施設条例の一部改正について
- 日程第10 議案第93号 令和6年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第94号 令和6年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第95号 令和6年度指宿市温泉供給事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 審査を終了した請願及び陳情
  - 請願第1号 義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択に関する請願書
  - 請願第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択に関する請願書
  - 陳情第3号 現行の健康保険証の存続に関する陳情書
  - 陳情第4号 「ヘルシーランド露天風呂第2泉源替掘等」に関する陳情書
- 日程第14 議案第96号 令和6年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第15 意見書案第1号 義務教育費国庫負担制度拡充、豊かな学びの実現と教

職員定数の改善に係る意見書（案）

○日程第16 議員派遣の件

---

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 2 番 議 員  | 松 下 知 恵 | 3 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 4 番 議 員  | 前 原 五 男 | 5 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 6 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 7 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 | 9 番 議 員  | 田 中 健 一 |
| 10 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 11 番 議 員 | 東 伸 行   |
| 12 番 議 員 | 井 元 伸 明 | 13 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 14 番 議 員 | 福 永 徳 郎 | 15 番 議 員 | 高 田 チヨ子 |
| 16 番 議 員 | 前之園 正 和 | 17 番 議 員 | 下川床 泉   |
| 18 番 議 員 | 西 森 三 義 |          |         |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 市 長     | 打 越 明 司 | 副 市 長   | 黒 永 英 樹 |
| 教 育 長   | 田之上 典 昭 | 総 務 部 長 | 渡 部 徹 也 |
| 市民生活部長  | 富 永 敏 尚 | 健康福祉部長  | 出 島 雅 彦 |
| 産業振興部長  | 鴨 崎 一 郎 | 農 政 部 長 | 内 村 喜代志 |
| 建 設 部 長 | 高 田 博 憲 | 教 育 部 長 | 紺 屋 聖 一 |
| 総 務 課 長 | 濱 上 和 也 | 人事秘書課長  | 木 下 英 城 |
| 企画政策課長  | 東 忠 孝   | 財 政 課 長 | 上 村 圭一郎 |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 池 水 拓 也 | 主幹兼調査管理係長 | 下 川 裕 一 |
| 主幹兼議事係長 | 川 畑 裕 二 | 議 事 係 主 査 | 古 川 浩 仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（西森三義） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（西森三義） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、新川床金春議員及び福永徳郎議員を指名いたします。

## △ 議案第85号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第2、議案第85号、指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（松下知恵） 総務水道委員会へ付託されました、議案第85号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月5日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

これまで、外国人の方が生活保護の申請をする時に、マイナンバーを使うことなく手続きができたと思うが、今回の改正により悪影響はないのかとの質疑に対し、今回の改正でマイナンバーを使ってその方の情報を前住所地に照会することができるようになる。悪影響ということはなく、住民にとっては手続きの時間を省略できることになるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第85号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

#### **△ 議案第86号～議案第89号（委員長報告、質疑、討論、表決）**

**○議長（西森三義）** 次は、日程第3、議案第86号、指宿市税条例の一部改正について、から、日程第6、議案第89号、指宿市立学校設置条例の一部改正について、までの4議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

4議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（東勝義）** おはようございます。文教厚生委員会へ付託されました、議案第86号から議案第89号までの4議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、4議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第87号について。今回の条例改正に対し、課税免除となる固定資産税の額や規模というのは想定されているのかとの質疑に対し、家屋や土地などを取得した翌年度から固定資産税が課税されることから、今の段階での把握は難しいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第89号について。西指宿中学校と北指宿中学校が統合されることで、通学形態が変化することへの対応も必要になってくるわけだが、問題点や懸念されることなどはないのかとの質疑に対し、これまで説明会を行っており、今後も丁寧に対応していきたいと思っている。スクールバスについては、運行形態を決めることが重要になってくると思うが、実際に学校が統合された後、生徒がどこに住んでいるか確認しながら、どのようなルートで走るか検討していくとの答弁でした。

廃止後の西指宿中学校跡地の利活用は検討しているのかとの質疑に対し、学校跡地につい

ては、説明会でも質問されたが、条例改正が決まってからでないと具体的な話ができないということで、今後の検討になろうかと考えているとの答弁でした。

意見として、跡地の利活用については、その地域にやる気のある方々がいたりするので、早々に検討をスタートするよう取り組んでいただきたいというものがありました。

なお、議案第86号及び議案第88号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（西森三義）** ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第86号から議案第88号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第86号から議案第88号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号、指宿市立学校設置条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、指宿市立学校設置条例第3条の規定により、可決となるためには、出席議員の3分の2以上の同意を要する特別多数議決となります。

本案は特別多数議決であり、議長にも表決権があります。

よって、ただいまの出席議員は17人でありますので、その3分の2以上は12人からであります。

本案については、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（西森三義）** 起立者は17人であります。

以上のとおり、賛成が所定数以上であります。

よって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

### △ 議案第90号～議案第92号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第7、議案第90号、指宿市天然砂むし温泉施設条例の一部改正について、から、日程第9、議案第92号、指宿市体育施設条例の一部改正について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（新川床金春） 産業建設委員会へ付託されました、議案第90号から議案第92号の3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月7日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査しました結果、3議案とも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第90号について。今回使用料を値上げする理由はどういうことかとの質疑に対し、施設の運営改善、サービスの拡充を図るために、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき見直しを行った。指宿市観光ビジョンに観光消費額を20%増とうたっており、観光施設における観光消費額の増を図るために使用料の値上げをするとの答弁でした。

観光消費額の増を図るということだが、金額に見合っているかどうか、誘客できるのか心配ですが、どう考えているのかとの質疑に対し、金額を上げただけではなかなか難しいと考えている。料金を上げると同時にサービスの質の向上を図りながら、お客様の満足度向上とリピーター化を図り、施設の改善を行っていききたいとの答弁でした。

観光客は料金が上がっても入浴すると思いますが、市民は料金が上がったことでなおさら足が遠のくと危惧しているがどうなのかとの質疑に対し、砂楽の来客者の9割が観光客で、残り1割は市民の方も利用されている。市民の65歳以上の方には入浴助成、市民の方が利用できる湯治割引があるので、そういった回数券の利用も推進したいと思っているとの答弁でした。

料金の中に浴衣が含まれていないが、料金が上がって浴衣は別になるのかとの質疑に対し、現在浴衣は110円、砂むし入浴料は990円の合計1,100円であるが、改定後は浴衣料込みの1,500円とするとの答弁でした。

特別期間を設けてあるが、その時3千円を上限となっていますが、ずっと3千円ということではなく、その時の誘客によって料金が変わっていくのかとの質疑に対し、特別料金につきましては、あくまでも設定をしている上限ということで、改定後の料金の2倍という金額で

ある。これを年度の途中で、時期によってところどころ変えることは現実的ではないと思っている。ただ、国内の場合とインバウンドではちょっと意味合いも違っている。逆に海外の方は、安すぎるとこのサービスは大丈夫なのだろうかというような疑念を抱かれる方も多いと聞いている。今後、規則で定めていく中で検討していきたいとの答弁でした。

地元の利用客は1割程度だということだが、山川の砂むし温泉施設は市民向けの料金を設定しているが、砂楽には市民向けという料金設定はないので、市民還元として値上げよりも市民のお客さんも増やすため、市民向けの料金設定、回数券発行を考えていないかとの質疑に対し、市民の方々に利用していただきたくて、地元の良さを外に発信していただける口コミはとても有効だと思っている。市民への還元というところも今後検討していきたいとの答弁でした。

特別期間の3千円ということだが、インバウンドの人たちが安く感じるとその施設をどう思うかという説明を受けたが、料金が定まっていなくて、SNSで指宿の砂楽は料金が定まっていなくて料金が高いという情報が増えたら困ると思うがどうかとの質疑に対し、特別期間の料金につきましては、一定早い時期に、例えば翌年の暦が分かった時期などに、この年は特別料金期間は幾らということを規則ではっきりと決め、あらかじめその料金を設定し、その金額を広く周知するとの答弁でした。

料金が上がったら、令和元年度の利用者で試算した時、幾らぐらいの収入増になるかとの質疑に対し、特別料金を設定するため、平成30年と令和元年、令和4年の3か年の平均利用者で試算した場合、1,000万円程度の収入増が見込まれるとの答弁でした。

意見として、市民向けの利用についてですが、現在、湯の浜地区、湊地区の配湯業者がほとんど配湯をストップしている状況も見られる。利用者の値上げは仕方ないかもしれませんが、値上げをしなくてもいいぐらい利用率アップに励んでもらいたいというものと、サービス向上をするということですが、利用者が本当にこの砂むしに来てよかった、3千円になったけど、本当に喜んでいただけるようにしていただきたいというものと、いろんなサービスをするなら、担当課としてどう盛り上げていこうというのをしっかりし、表に出しておもてなししていきたいと思います。指定管理者に任せたら、私たちはその使用料を料金をもらっていないことでやらないので、この売上げが上がった分は担当課として何かやっていただきたいというものがありました。

次に、議案第91号について。砂楽と山川砂むしで料金が違うんですけども、その料金の違う理由についてはどういうことかとの質疑に対し、砂むし会館砂楽と山川砂むし保養施設の砂湯里については、料金改定前の現在でも砂楽は1,100円、砂湯里が830円ということです。元々の金額の設定が違うということで、元々の料金の設定に合わせて今回同じような上昇率で金額を試算しているとの答弁でした。

意見として、こちらの施設も料金設定が上がるので、その分おもてなしをしっかりとって

いただきたいというものがありました。

次に、議案第92号について。取り壊した後の残地はどうする予定なのかとの質疑に対し、解体後の体育館及びプールの跡地利用についてであるが、解体後は更地にする予定であり、その活用については現時点でまだ未定であるとの答弁でした。

山川海洋センターの中にいろいろな備品がありますが、スポーツ振興課のほうでどのように対応していくのかとの質疑に対し、現在使っていない休遊艇につきましては、B&G財団から、ほかのB&G財団海洋センター等に譲渡できないかとの相談もあり、県内の海洋クラブなどに打診を行った。それから、指宿市子ども会育成連絡協議会等に譲渡している物もあるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（西森三義）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

**○10番議員（吉村重則）** 議案第90号、指宿市天然砂むし温泉施設条例の一部改正について、と、議案第91号、指宿市山川砂むし保養施設条例の一部改正について、反対する立場から討論いたします。

反対の趣旨が同じですので、まとめて討論を行います。

施設の運営改善、サービスの拡充を目指すために、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき見直しを行っていること、また、指宿市観光ビジョンに観光消費額20%増とうたわれており、観光消費額の増額を図るために使用量の値上げをすることです。観光消費額20%増のために値上げを言うのであれば、観光客を増やす取組をすべきであり、値上げをする絶対的根拠はありません。住民のための政治を目指す立場から、2議案に反対いたします。

**○議長（西森三義）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第92号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号、指宿市天然砂むし温泉施設条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子ボタン押下〕

**○議長（西森三義）** 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号、指宿市山川砂むし保養施設条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子ボタン押下〕

**○議長（西森三義）** 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

#### **△ 議案第93号（委員長報告、質疑、討論、表決）**

**○議長（西森三義）** 次は、日程第10、議案第93号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第3

号)について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（松下知恵）** 総務水道委員会へ分割付託されました、議案第93号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月5日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、健幸・協働のまちづくり課所管分について。一般コミュニティ助成事業は、総工費に対してどのくらいの補助率になるのかとの質疑に対し、100万円から250万円の範囲で、全額補助になっているとの答弁でした。

一般コミュニティ助成事業は、非常に幅広く活用でき、住民も助かっている。今後も申請は受け付けてくれるのかとの質疑に対し、市の内規として、待機団体が4団体になったら応募受付を再開するとしているので、現在待機している5団体が4団体になった段階で改めて全自治会に案内をしたいと思っているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、危機管理課所管分について。宝くじ助成事業を活用して、自主防災組織が資器材等の購入をするということだが、どのようなものを購入するのかとの質疑に対し、消火栓ホース格納箱、消火栓用のホース、トランシーバー、投光器、防災用ヘルメット、AED等を購入予定であるとの答弁でした。

今回は利永地区の資器材等を購入するということだが、これは地区からの申請があったのかとの質疑に対し、各地区の自主防災組織から要望があり、毎年度3か所ずつ申請を行っている。今回は、利永地区自主防災会に決定したとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（西森三義）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（東勝義）** 文教厚生委員会へ分割付託されました、議案第93号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、指宿商業高校所管分について。デジタル等成長分野を支える人材育成の充実を図るために、備品購入費等を増額するということだが、こういった備品を購入するのか。また、その備品の管理はどこが行い、どの学科で使用する予定なのかとの質疑に対し、情報端末やドローン、3Dプリンター等を購入する予定である。備品管理については、指宿商業高校で行い、全ての学科の授業で使用する予定であるとの答弁でした。

ドローンをプログラミングの授業に導入するということだが、現在の教職員で対応できるのかとの質疑に対し、実習授業については、外部講師を招いて行う予定であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について。がん患者のアピアランスケア支援とはどのようなものかとの質疑に対し、がんやがん治療によって外見が変化しても、その人らしく社会生活を送ることができるように患者を支えるケアのことであるとの答弁でした。

がんの影響による外見の変化というのはいろいろなケースがあると思われるが、支援対象はウィッグと乳房補正具だけに限られているのかとの質疑に対し、今回のアピアランスケア支援事業については、県の事業に合わせ、乳房補正具とウィッグに限られているとの答弁でした。

歯周病疾患検診の委託料について、歯科医療機関から市に対して申請があれば委託料を出すということかとの質疑に対し、対象になる方に受診票を送付し、その受診票を使って検診を受けていただく。その問診や結果などを記録した書類を歯科医療機関から市に報告してもらえれば、その件数に応じて歯科医療機関に委託料を支払うことになるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、地域福祉課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（西森三義）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（新川床金春）** 産業建設委員会へ分割付託されました、議案第93号の審査の

経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月7日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、耕地林務課所管分について。暗渠を撤去するという説明をいただきましたけれど、状況をもっと詳しく教えていただきたいとの質疑に対し、西方地内に広く所在する旧指宿土地改良区の水路の全体概算距離4,830mある。そのうち、住宅が建っている宅地の下を横断、あるいは生活道路、里道及び私道の地中を貫通している箇所があり、当該暗渠の腐食による住宅及び宅地並びに道路の陥没等を未然に防ぐため、早急な対策が必要と考えられる開渠部分230m、暗渠部分853mということで、計1,083mについて、業務期間、昨年8月7日から今年の3月19日までの226日間調査を行っている。暗渠、開渠に関わらず、その水路が実際使われているかどうか、使っている場合は分筆がされているかどうか、分筆がされてなければ、その用地の所有者とも現地で立ち会ったりするなどして、権利関係の整理に係る検討も行った。今回の調査については、コンサルの試算だが、合計3,540万の費用が掛かるといったような形で試算したとの答弁でした。

宅地のところに暗渠があるということだが、今、魚見の防災減災事業をしている。暗渠が通るからここには家が建たないと、建てないという手続をしているが、当時はしていないのかとの質疑に対し、昭和20年代に大当地区公民館があり、その近くに集落がある。家を建てる前から暗渠は布設されているようである。その後に土地の持ち主が家を建築され、その時点で暗渠が埋設されているか把握できていない。暗渠が実際埋まっているということを誰かが気付かれて、暗渠を何とかしてもらいたいという要望が耕地林務課にあったとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。中央通りのアーケードの撤去ということだが、撤去費用は総額でどれくらい掛かるのかとの質疑に対し、撤去に掛かる費用として1,500万円ほどと聞いているとの答弁でした。

アーケードの撤去費用に約1,500万円程度という説明を頂いたが、鹿児島県市町村振興協会から総額幾らの補助金が出るのかとの質疑に対し、鹿児島県市町村振興協会からの補助金は、5か年の期間をかけて補助をいただきます。この5か年での中央通り未来協議会が要する事業費は2,860万ほどを見込んでいる。このうち、補助金は2,000万円が上限となっており、5年間かけて補助金をいただくとの答弁でした。

海岸通りを整備している。指宿港と砂むし温泉をつなぐ路線に中央通りがあり、アクセス

を整備するという計画はどうなったのかとの質疑に対し、今後、市としましては、指宿駅から中央通り、摺ヶ浜地区にかけての通りは非常に大切な地域だと思っているので、今後検討していくことになるとの答弁でした。

先ほど朝市と言われたが、月に1回するのか、毎週するのかとの質疑に対し、朝市につきましては、今年4月から既に始まっておりまして、第3日曜日の朝7時から12時まで、中央通りの歩道部分を使って行っているイベントで、今後も定期的に行っていくと聞いているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光施設管理課所管分について。山川砂むし保養温泉施設ということで、改修工事が入ってるんですけど、今やって間に合うのかどうか心配します。長く使っていなかったもので、腐食したり、いろんな所が出てくるとは思いますが、しっかりと業者と点検をし、工期に間に合うようになっているのかとの質疑に対し、今回、予算要求をさせていただきました配管修理とこの砂浴場につきましては、12月補正後に、配管修繕につきましては、泉源から温泉タンク、温泉タンク周り及び泉源タンクから泉源タンクまでの配管修理を追加している。今回、10月の営業に間に合うように、工事を1回整理をし、改めて配管修理については今回要求させていただいたとの答弁でした。

意見として、山川砂むしを愛している観光客がたくさんいる。その意味がやっと分かりました。砂楽より安い、天然のところで、直で見えるというロケーションということで来ると思う。再開してから故障がないようにしっかりとメンテナンスして、10月オープンにしたいというものがありました。

なお、土木課所管分については、質疑、意見ともありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（西森三義）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第93号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第94号及び議案第95号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第11、議案第94号、令和6年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、及び、日程第12、議案第95号、令和6年度指宿市温泉供給事業会計補正予算（第1号）について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（松下知恵） 総務水道委員会へ付託されました、議案第94号及び議案第95号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月5日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第94号について。公共下水道の配管が個人敷地内に布設されており、その土地を購入するための予算を増額するということだが、布設替えをするに当たり、その土地を買わなければならなかったのかとの質疑に対し、布設替えをするのではなく、下水道の配管が布設されている土地を購入して対応するための増額であるとの答弁でした。

事業委託料の500万円について、公共下水道経営戦略を見直す必要があることから計上したということだが、なぜ見直す必要があるのかとの質疑に対し、令和3年3月に策定している経営戦略では、記載の内容が国からの交付金の要件に当てはまらない可能性があるため、交付金要綱を満たすよう見直しをするものであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第95号について。揚湯管の取替えにより、元湯温泉の営業や地区の配湯事業への影響はないのかとの質疑に対し、数時間程度の影響はあると思われるが、できるだけ影響の少ない時間を選んで調整して計画を立てたいと思っているとの答弁でした。

取り替えた揚湯管の耐用年数はどのくらいかとの質疑に対し、10年は持つと思われるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第94号及び議案第95号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御意義なしと認めます。

よって、議案第94号及び議案第95号の2議案は、原案のとおり可決されました。

（発言する者あり）

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時05分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 審査を終了した請願及び陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第13、審査を終了した請願及び陳情を議題といたします。

まず、請願第1号及び請願第2号並びに陳情第3号の3件は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（東勝義） 文教厚生委員会へ付託されました、請願第1号及び請願第2号並びに陳情第3号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、請願第1号及び請願第2号について申し上げます。

要旨につきましては、請願文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月6日、全委員出席のもと、紹介議員に説明を求め、審査いたしました結果、まず、請願第1号については、請願内容は妥当なものと思われることから採択すべきであるという意見と、子供たちのためになることであるということ踏まえ、採択すべきであるという意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第2号については、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、文科省予算による小学校高学年における教科担任制に関する加配教員の増員を推進すること、自治体で国の標準を下回る学級編成基準の弾力的運用の実施ができるよう加配の削減を行わないこと、特別支援学級籍の子供を交流学級でも在籍児童生徒数としてカウントすることが請

願の趣旨であり、妥当であると思うことから、採択すべきであるという意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、陳情第3号について申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月6日、全委員出席のもと、審査いたしました結果、マイナ保険証に反対ということではなく、マイナ保険証にするか、現行の保険証を引き続き使うかをその個人に委ねるという選択の余地を残してほしいという陳情である。マイナンバーカードへの一本化を強制することはせずに、現行の健康保険証を残してほしいという、正に市民要求に基づくものであることから採択すべきであるという意見と、マイナンバーカードによる医療関係での手続は簡単であり、病院の受付業務も簡素化できる。マイナンバーカードに一本化していくことは必要であると思うことから、この陳情は不採択にすべきであるという意見と、国は今年の12月以降はマイナ保険証に一本化するという決定をしている。また、このことによって事務の効率化、簡素化ができると思うことから、この陳情は不採択にすべきであるという意見が出され、起立採決の結果、起立少数で不採択にすべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（西森三義）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

**○16番議員（前之園正和）** 陳情第3号、現行の健康保険証の存続に関する陳情書であります。採択すべきものとして、賛成の討論を行います。

マイナンバーカードをめぐる混乱は深まるばかりで、本人以外の公的給付金受取口座への誤登録、マイナ保険証に他人の情報が登録されたケース、他人の年金記録が閲覧されたケース、障害者手帳の誤登録など、トラブルは多方面で多数に及んでいます。個人情報の漏えいという重大な問題が起きております。それでも岸田政権は、現行の健康保険証の廃止、マイナンバーカードへの一本化を強引に進めています。任意であるとしてきたマイナンバーカードを強制的に全国民に持たせようとしています。現行保険証の廃止は命に関わる問題を含んでいます。全国保険医団体連合会の調査でも、マイナ保険証のトラブルから一旦10割負担になった例や、診察を受けずに帰宅してしまった人などもいたとのこと。このまま現行保険証の廃止を強行すれば、トラブルは108万件以上になるともいう推計もなされております。国民は健康保険への加入と保険料の支払いを義務付けられ、保険証は自治体や保険組合

などが責任を持って交付する仕組みです。ところが、マイナンバーカードと保険証の一本化によって、マイナンバーカードを持たない人は毎年、資格確認書の申請が必要となります。マイナ保険証は5年ごとの更新が必要となります。申請、更新を忘れたり、できなかったら、保険料を払っていても無保険扱いにされます。保険医療が受けられなくなってしまうことになります。国民皆保険制度の変質であり破壊です。マイナンバー制度は多くの問題点があり、制度自体の廃止を含む白紙からの見直しが求められております。マイナンバーカードの保有枚数率は、政府が特典を与えながら導入へ誘導していることもあって7割を超えているようですが、携行率は低く、医療現場でのマイナ保険証の利用率は数%にとどまっています。国民に受け入れられていません。現行保険証の廃止は、医療現場に大混乱を持ち込み、医療水準の低下にもつながりかねません。現行保険証の存続は国民の願いです。そこで、陳情の内容ですが、陳情では、マイナンバーカード制度そのものを否定しているのではなく、現行保険証を存続してほしいという願いです。正に国民の願い、市民の願いです。現行保険証の存続は、新たに混乱を持ち込む資格確認書を発行しなくても済みます。現行保険証の存続は、どこにも否定する理由がないと思います。この陳情の不採択を主張するのでしたら、マイナンバーカード制度へ移行すべきという主張だけではなく、なぜ現行保険証の存続をすべきでないのか、理由を聞きたいものであります。現行保険証の存続は、国民、市民の願いであり、医療現場における混乱を回避し、国民皆保険制度を守ることにもなるものであります。当然採択すべきものでありますので、陳情第3号に賛成をいたします。

**○議長（西森三義）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、請願第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「御異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、陳情第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

よって、この採決は電子表決システムにより行います。

本件は、採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子ボタン押下〕

**○議長（西森三義）** 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成少数であります。

よって、陳情第3号は、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第4号は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（新川床金春）** 産業建設委員会へ付託されました、陳情第4号について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月7日、全委員出席のもと、審査しました結果、不採択となりました。

替掘についても、もう予算も通っているということは十分承知している。陳情書の中にあるように、いろいろな状況、条件が変わっているんだろうと思う。やっぱり様々な意見を聴きながら、今後のヘルシーランドの泉源が、今後、観光客、地元の方々に本当にためになるような替掘ができるのであれば、陳情者からもあるように、陳情者の意見も聴いてもよろしいのではないかと思います。私はこれは採択すべきだと思いますという意見。ヘルシーランドの露天風呂第2泉源替掘等に関する陳情書ですけれども、この件につきましては、前回の令和6年度第1回定例会において、事業の予算を可決したものである。その時、執行部に対して慎重に事業を執行していただくよう申し添えてある。また、その後、5月17日に担当課の主催で温泉掘削業者の方にもお越しいただき、現地での説明がなされ、理解しているところです。また、陳情書をよく読んだ時、陳情者が以前、このヘルシーランドの設計施工に関与された経緯があるということ、その時に関与されたのであれば、第2泉源の注意すべき点、そういったところは把握されているだろうと。その部分を紙にでも書き出していただき、担当課にこれを注意しなければならないというようなことで済むと思う、この陳情第4号に関しては、不採択とさせていただきますという意見。第1泉源、第2泉源を知り尽くした技術者の話を聴かない理由はない。約20年間、役場職員としても実績があるわけなので、是非ここは賛

成者も反対者の議員も襟を開いて議論する材料とするためにも、この陳情は採択すべきものであるという意見と、陳情者から1分当たり800以上の制限とか、若しくは湯量1分間の4000とか、露天風呂の浴槽和洋計130 tとかいうような数字が出されているわけですが、この数字について県に確認させてもらったところ、今申し上げたこの数字については全て違った数字である。そのようなことから不採択とすべきだということの意見もありました。ヘルシーランド露天風呂第2泉源の替堀については、以前からずっと出ている問題であります。この陳情者についても、何回かお聞きしたことがある。その中でやっぱり、ヘルシーランドの温泉を替堀することによって、もっともっと前に進むのではないかと思う。予算も通っているので、そういった意味からも、陳情については不採択ということをお願いしたいと思いますとの意見が出され、起立採決の結果、起立少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（西森三義）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

**○10番議員（吉村重則）** 陳情第4号、ヘルシーランド露天風呂第2泉源替堀等に関する陳情を採択する立場から討論いたします。

ヘルシーランド露天風呂は、操業当初は第1泉源を利用していたが、途中から第2泉源に切り替えています。第1泉源は、予備泉源として維持管理をしていたが、途中から管理がされず、詰まり、約7,000万円掛けて替堀をしたが温泉が出ず、失敗に終わっています。陳情書でも述べられているように、地下深部を熱源とする温泉地熱の地下構造は、技術は発達が目覚ましい現在でも未知の分野と表されています。未開部分があまにも多く、直視できない地中の世界を解明するために四苦八苦する分野と述べています。また、第1の泉源と同様に、温泉が出なかった時や蒸気泉源が出なかった場合など、現在の規模の露天風呂の営業に大きな影響を与えます。第2泉源は、温度が135℃程度、湯量、コバルトブルーの良質な性質を持ち合わせ、何よりも20年間止まらず、当初の数値を維持している泉源であります。替堀をする理由として、第2泉源を掘ってから20年以上経っており、配管が腐食している可能性があること、また、泉源の周りが地獄化して非常に危険になる可能性があるとの理由であります。露天風呂の周りには市の泉源があり、その泉源で掘削をして湯量を確保してから、第2泉源が本当に地獄化して人身事故につながるような危険な状態なのかどうかを徹底して調査し、危険であれば廃坑にすべきではないでしょうか。第2泉源は、貴重な観光資源であ

り、コバルトブルーの泉質を浴槽に取り込むために担当課職員も努力していると一般質問で答弁しています。第2泉源の替堀をしても同じ泉質とは限らないのが現実です。だからこそ、第2泉源は非常に貴重な泉源であり、慎重に検討してほしいという陳情であります。また、委員会審査の中で、不採択の理由として、3月議会の予算が通っていること、掘削業者を呼んで説明が開かれており、理解をしていること、ヘルシーランドの設計施工に関与されているのであれば、第2泉源の注意すべき点等を紙に書いて担当課に渡せば済むこととか、県に湯量の問い合わせをしたところ、陳情書は間違いであるとか、この件については陳情者に何回もお聞きしたことがあるなど述べていますが、結果どうであれ、陳情者は、予算が可決していること、第2泉源の廃坑や替堀が計画されていることは把握されている中での陳情であり、慎重審査が必要ではなかったのではないかと思います。

以上の理由で採択の討論といたします。

**○議長（西森三義）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

よって、この採決は電子表決システムにより行います。

本件は採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子ボタン押下〕

**○議長（西森三義）** 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成少数であります。

よって、陳情第4号は、不採択と決定いたしました。

#### △ 議案第96号上程

**○議長（西森三義）** 次は、日程第14、議案第96号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**○市長（打越明司）** 今回、追加して提出いたしました案件は、補正予算に関する案件1件であります。

議案第96号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、令和6年6月20日から21日の大雨により、市道や農道、公共施設等が罹災したことに伴う災害復旧に係る委託料等について計上するものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（渡部徹也）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案につきまして御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

議案第96号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、であります。

別冊の令和6年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,660万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を276億722万円にしようとするものであります。

第2条で、地方債の補正をするものであります。

内容につきましては、7ページの第2表、地方債補正でお示しのとおり、事業債の追加をするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出から御説明いたします。

15ページを御覧ください。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費から16ページの項5その他公共施設災害復旧費の補正額の合計3億4,660万7千円の補正につきましては、6月20日から21日の大雨による市道、農道、各公共施設等の災害復旧に関わる補正であります。

詳細につきましては、別冊の令和6年6月の大雨災害復旧費に関する参考資料に記載してありますので、お目通しください。

次に、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款15国庫支出金7,670万円の補正につきましては、説明欄にお示しの農林水産施設災害復旧費補助金であります。

款19繰入金6,310万8千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として、財政調整基金からの繰入金であります。

款21諸収入499万9千円の補正につきましては、説明欄にお示しの補助災害復旧事業受益者負担分であります。

款22市債2億180万円の補正につきましては、説明欄にお示しの災害復旧に係る市債でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

す。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時34分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第96号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（西森三義） これより、議案第96号に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第96号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第96号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第96号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 意見書案第1号上程（説明・質疑・委員会付託省略、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第15、意見書案第1号、義務教育費国庫負担制度拡充、豊かな学びの実現と教職員定数の改善に係る意見書（案）、を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって、本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、意見書案第1号を採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

#### **△ 議員派遣の件**

**○議長（西森三義）** 次は、日程第16、議員派遣の件、を議題といたします。

本件は、7月19日に開催予定の議会報告会、及び8月1日鹿児島市で開催されます鹿児島市議会議長会主催の市町村政研修会、並びに8月19日南さつま市で開催されます南薩地区市議会議長会主催の議員研修会への議員派遣について、会議規則第167条の規定により議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議員派遣の件につきましては、お手元に配布してあります議員派遣書のとおり、議員を派遣いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布いたしました議員派遣書のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

#### **△ 閉議及び閉会**

**○議長（西森三義）** 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、あわせて、令和6年第2回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時39分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 西 森 三 義

議 員 新川床 金 春

議 員 福 永 徳 郎

## 参 考 資 料

義務教育費国庫負担制度拡充、豊かな学びの実現と教職員定数の改善に係る意見書

「質の高い公教育をつくっていくことが、最大の少子化対策である」と国会でも議論されています。今、学校現場では教職員不足が深刻な課題となっており、4月当初に担任が不在となることは避けたいという思いから、鹿児島県教育庁南薩教育事務所では教職員の募集ポスターを学校等にも掲示し、幅広く募集を行っている状況です。現状では担任の確保はできていますが、年度途中での病休や離職により教職員が欠員となった後、未配置となっている学校があるのも事実です。

教職員採用試験については、年々倍率が低下していることから、子供たちの未来のためには、教職に就いた方が離職しないような働き方改革や負担軽減策等を取り、人材確保を図ることが必要です。

学校現場では、貧困やいじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき多くの課題があり、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、文部科学省予算による小学校高学年における教科担任制に関する加配教員の増員などが不可欠です。

幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等が行われていますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題でもあります。

義務教育費国庫負担制度については、国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられるようにすることが憲法上の要請であり、子供たちの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠なものとなります。

よって、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするため、下記の措置を講じられるよう、強く要望いたします。

記

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引上げること。
- 2 学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、文部科学省予算による小学校高学年における教科担任制に関する加配教員の増員を推進すること。
- 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配教員の削減は行わないこと。
- 4 特別支援学級の児童生徒を、交流学級においても在籍児童生徒数としてカウントすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 6 年 6 月 28 日

指宿市議会議長 西森 三義

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣 殿  
総務大臣 殿  
文部科学大臣 殿

# 議 員 派 遣 書

令和 6 年 6 月 28 日

次のとおり議員を派遣する。

## ○ 目 的

市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を開催するため

### 1 指宿市議会基本条例第12条の規定に基づく議会報告会

- (1) 派遣場所 指宿市議会議場
- (2) 期 間 令和 6 年 7 月 19 日（ 1 日間）
- (3) 派遣議員 議長 ほか16人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。

## 議 員 派 遣 書

令和 6 年 6 月 28 日

次のとおり議員を派遣する。

○ 目 的 地方分権に対応した議会の活性化に資するため

### 1 鹿児島県市議会議長会主催の市町村政研修会

- (1) 派遣場所 鹿児島市
- (2) 期 間 令和 6 年 8 月 1 日（1 日間）
- (3) 派遣議員 議長 ほか 16 人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。

## 議 員 派 遣 書

令和6年6月28日

次のとおり議員を派遣する。

○ 目 的 地方分権に対応した議会の活性化に資するため

### 1 南薩地区市議会議長会主催の議員研修会

- (1)派遣場所 南さつま市
- (2)期 間 令和6年8月19日（1日間）
- (3)派遣議員 議長 ほか16人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。